令和４年度農業委員会等業務連絡会議　次第

日時：令和５年３月２日（木）
WEB 開催（ZOOM）
11:00～15:30

１　開　　会　（司会：鴇田　渉）　11:00～

２　挨　　拶（県農業会議　事務局長　石田　和也）　11:00～11:05

３　説明・協議事項

(1)農地・組織対策について【資料 1.2.3.4】　11:05～12:00
・農業委員会関係予算について
・農地法第３条の下限面積撤廃について
・相続土地国庫帰属制度（概要）について
（県農業会議　事務局長　石田　和也）

―休憩―

(2)女性農業委員の登用について【資料 5】　13:00～13:15
（県農地・農村振興課　農地調整班　班長　末永　昌代）

(3)最適化の目標設定及び点検・評価について【資料 6】　13:15～13:35
（県農地・農村振興課　農地調整班　主事　槍田　昌大）

(4)地域計画に係る今後の対応について【資料 7】　13:35～13:50
（県農業会議　専門員　髙岡　晃）

―休憩―　13:50～14:00

(5)農業委員会サポートシステム、タブレット端末について【資料 8】　14:00～14:20
（県農業会議　相談員　藤田　恵美子）

(6)常設審議委員会への諮問に伴う留意事項等について【資料 9】　14:20～14：40
（県農業会議　次長　立﨑　政男）

(7)農業者年金業務について【資料 10】　14:40～15:00
（県農業会議　主事　積田　健太朗）

(8)その他

４　閉　　会　15:30

※都度、質疑応答を実施。

令和４年度農業委員会等業務連絡会議　参加者名簿

令和5年3月2日（木）
午前11時から午後3時30分
WEB　開催（ZOOM）

NO	市町村名	役職	氏名
1	千葉市農業委員会	主任主事	小林　潤子
2	習志野市農業委員会	事務局長	吉田　昌弘
3	習志野市農業委員会	副主査	渡辺　祐紀
4	市原市農業委員会	事務局長	藤田　亮
5	市原市農業委員会	農地係長	野本　秀樹
6	八千代市農業委員会	主　事	栁田　惇
7	木更津市農業委員会	事務局長	石井　彰一
8	木更津市農業委員会	主任主事	近藤　綾香
9	君津市農業委員会	事務局長	永田　聡
10	君津市農業委員会	主任主事	江澤　俊太
11	富津市農業委員会	庶務係長	鈴木 宏誌　ほか
12	袖ヶ浦市農業委員会	局長	斉藤　明博
13	館山市農業委員会	事務局長	石井　良市
14	館山市農業委員会	副主幹（兼）農地係長	山口　徳康
15	鴨川市農業委員会	係長	土岐尚義
16	南房総市農業委員会	事務局長	佐野　章人
17	南房総市農業委員会	副主幹兼係長	髙山　俊之
18	鋸南町農業委員会	主事	田村　晃大
19	勝浦市農業委員会	事務局長	鈴木　秀和
20	勝浦市農業委員会	書記	吉野　裕介
21	いすみ市農業委員会	事務局長	村杉桂樹
22	大多喜町農業委員会	係長	鈴木　健司
23	御宿町農業委員会	事務局員	小 髙 晃
24	茂原市農業委員会	副主幹	加藤　栄一
25	茂原市農業委員会	係長	片岡　雄一
26	一宮町農業委員会	主査補	桜井　新
27	睦沢町農業委員会	書記	苅込　良樹
28	白子町農業委員会	主任主事	篠　将人
29	長柄町農業委員会	書記	関　英司
30	長南町農業委員会	局長	三上　達也
31	東金市農業委員会	事務局長	羽生田　善行
32	山武市農業委員会	事務局長	土佐　達夫
33	山武市農業委員会	主　事	山越　裕貴
34	大網白里市農業委員会	主任書記	戸田　久子
35	九十九里町農業委員会	主任主事	伊藤　さやか
36	芝山町農業委員会	書記	石橋　将
37	横芝光町農業委員会	局　長	加 瀬　淳 一
38	横芝光町農業委員会	主　幹	林　栄
39	横芝光町農業委員会	副主査	原田　悠佳子
40	銚子市農業委員会	主査	佐藤　誠之
41	旭市農業委員会	副主幹	伊藤　雅博
42	匝瑳市農業委員会	事務局長	渡邉　保行
43	匝瑳市農業委員会	主査補	塚本　裕也
44	香取市農業委員会	局長	飯田　利彦
45	香取市農業委員会	主査	岡　善子
46	神崎町農業委員会	係長	澤田　聡美
47	多古町農業委員会	事務局長	小野田　正之
48	多古町農業委員会	係　　長	土屋　敦
49	東庄町農業委員会	主査	高安　昭子

NO	市町村名	役職	氏名
50	成田市農業委員会	振興係長	櫻井　哲
51	佐倉市農業委員会	主査	大塚　孝
52	佐倉市農業委員会	主任主事	今川　大輔
53	四街道市農業委員会	主事	遅澤　瑞希
54	八街市農業委員会	事務局長	小川　正一
55	八街市農業委員会	副主幹	齋藤　康博
56	印西市農業委員会	事務局長	鈴木　正範
57	印西市農業委員会	係長	河内　和也
58	白井市農業委員会	主査	松丸　葉子
59	白井市農業委員会	主事補	和田　将希
60	富里市農業委員会	主査補	鈴木　和暁
61	酒々井町農業委員会	主任主事	鵜澤　政之
62	栄町農業委員会	次長	森田　勲
63	栄町農業委員会	主査	青木　秀直
64	船橋市農業委員会	主任主事	大出　聖明
65	船橋市農業委員会	主任主事	荻野　隆一
66	松戸市農業委員会	主幹	古山　和幸
67	松戸市農業委員会	主幹	武井　博子
68	野田市農業委員会	主事	髙梨　将克
69	柏市農業委員会	副主幹	鈴木　朋彦
70	柏市農業委員会	主事	菅野　翔太
71	流山市農業委員会	係長	鈴木　正寿
72	我孫子市農業委員会	事務局長	柏木　幸昌
73	我孫子市農業委員会	主任主事	片桐　圭悟

74	千葉地区農業委員会連絡協議会	企画振興課　課長	舟塚　一能
75	千葉地区農業委員会連絡協議会	企画振興課　主事	松浦　歩
76	君津地区農業委員会連合会	書記	松下 大峰
77	君津地区農業委員会連合会	書記	新宅 光一
78	安房郡市農業委員会連合会	企画振興課長	星野　勲
79	安房郡市農業委員会連合会	副主幹	鈴木　秀明
80	夷隅郡市農業委員会連合会	書記（主事）	青木　楓
81	長生郡市農業委員会連合会	副主幹	小川　勝
82	山武市地区農業委員会連合会	書記	石原佑一朗
83	海匝地区農業委員会連合会	副主査	勝田　博昭
84	香取地区農業委員会連合会	書記	阿部 祐也
85	香取地区農業委員会連合会	書記	土子 駿平
86	印旛郡市農業委員会連合会	副主査	田﨑　勇太
87	東葛飾地区農業委員会連合会	主事	稲生 優

88	千葉県農地農村振興課	農地調整班長	末永　昌代
89	千葉県農地農村振興課	農地調整班主事	槍田　晃大
90	千葉県農業会議	事務局長	石田　和也
91	千葉県農業会議	次長	立﨑　政男
92	千葉県農業会議	副主幹	鴇田　渉
93	千葉県農業会議	専門員	髙岡　晃
94	千葉県農業会議	主事	積田　健太朗
95	千葉県農業会議	相談員	藤田　恵美子

農業委員会組織を巡る情勢と当面の対応について

令　和　５　年　２　月　１　４　日
一般社団法人全国農業会議所
（全国農業委員会ネットワーク機構）

１．農業委員会組織を巡る情勢

（１）食料・農業・農村基本法改正をめぐる動き
①食料・農業・農村政策審議会の基本法検証部会において検証作業実施中（令和４年10月18日～）、令和６年通常国会改正法案提出を目指す
②３月２日（木）全国農業会議所理事会で基本的な考え方を提示
５月３０日（火）全国農業委員会会長大会で具体的な政策提案

（２）国家戦略特区等の動きについて
①令和４年12月22日国家戦略特別区域諮問会議において国家戦略特別区域法第１８条「法人農地取得事業」については「ニーズと問題点調査」の結果を踏まえ対象となる法人や地域に係る現行の要件や区域計画の認定に係る関係行政機関の長による同意の仕組みを維持した上で、地方公共団体の発意による構造改革特別区域法に基づく事業に移行することを決定
②今通常国会に関係法案の提出予定

（３）農地法制の在り方に関する研究会について（令和４年12月12日～）
①農振法：農用地の確保・除外についての国の関与
②農地法：適正利用→権利取得後の利用、営農型発電
③農地所有適格法人の資金調達の円滑化→６次化、川下との連携

（４）「所有者不明土地の解消に向けた主な法律改正」（①令和５年４月1日施行、②令和６年４月1日施行、③令和５年４月27日施行）
①民法の見直し→利用の円滑化：相隣関係規定の見直し等
②不動産登記法制度の見直し→発生予防：相続登記の申請義務化等
③土地を手放す制度の創設（「相続土地国庫帰属法」の制定）→発生予防

（５）「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」令和4年12月14日より検討スタート
①制度目的（人材育成を通じた国際貢献）と実態（農業労働力の確保）の乖離
②外国人材のキャリアパスの構築
→人材対策：日本人、外国人を問わず（組織課題）
③人権侵害防止

２．農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に向けて

（１）地域計画は徐々に策定と農用地利用集積等促進計画策定先行について

（２）地域計画の範囲と各種既存計画、関係機関の取組との関係について
〇地域計画の中のエリア設定

（３）「農業を担う者」対応
〇「担い手」と「担い手以外の経営体（半農半X、兼業農家等）」との関係整理

（４）農用地利用集積等促進計画と農業委員会による要請について
①新・農用地利用集積等促進計画≒現行・農用地利用集積計画

②農用地利用集積等促進計画の認可権限を知事から市町村長への移譲の促進
③農用地利用集積等促進計画策定を農業委員会がバンクへ要請＝現行相対利用権設定

（５）下限面積撤廃
①理由：経営規模の大小にかかわらず意欲ある者を地域内外から取り込む
②全部効率：資産保有、投機目的排除、近傍に比し著しく劣るものを認めない
③地域調和：小面積取得で地域のまとまった利用を分断、地域計画実現支障許可しない
→エリア設定可能

（６）本改正の意義と農業委員会による農地の利用関係の調整
①21年農地法改正と25年農地バンク法及び27年農委法改正等の画期（整合性確保）
②農地利用最適化の法的根拠確固たるものに、地域の農業・農地のプロデューサー機能明確に
→目指すべき最適化の取り組みの到達点
※委員の農地の利用関係の調整を踏まえて農業委員会で農地利用集積等促進計画の原案を策定（現行：農委で農用地利用集積計画案を策定）
→農地の利用関係の調整を行えていない委員会
※キャンペーン「農地の相談は地元の委員へ」実施
※地元の総会議案を総会で初見ではないような日常活動の実施

※※農業会議の市町村会費対策の視点

※※※農地の権利凍結（認知症等）回避、経営継承対策としての農地の民事信託ニーズ？

３．令和5年度農委関係予算概算決定の経緯と当面の対応について

（１）農地利用最適化交付金確保の経緯
・農地調整費交付金減額→義務的経費の削減
→ＮＷ負担金・ＮＷ機構集積事業の成果の提示必至

（２）農地利用最適化交付金活用に向けた対応
・４点セット対応
①補正・当初予算計上
②農地利用最適化指針整備
③農業委員等報酬条例の見直し
④農業委員会サポートシステムの更新

４．農業委員会統一改選→4年度末から5年度当初の切れ目のない対策
・全国1,697委員会中1,184委員会（69.7%）改選、うち972（57.2%）委員会は7月に改選

（１）女性農業委員登用
・女性農業委員比率３割、女性農業委員０委員会０達成

（２）全国農業新聞
・改選対策と委員皆購読達成

５．「農業委員会等に関する議員懇話会」会員議員確保対策

令和５年度農林水産関係予算等の概要について

令和５年２月14日
全国農業会議所

政府は令和４年12月23日の閣議で、一般会計総額114兆3,812億円（前年度比6兆7,848億円、6.3％増）の令和５年度予算案を決定した。また、11月８日には、物価高騰、インバウンド需要喚起、新しい資本主義の実現の加速、防災・減災、安全保障等を中心とした総額28兆9,222億円の４年度第２次補正予算が成立した。

令和５年度の歳入は税収が69兆4,400億円（6.4％増）、税外収入が9兆3,182億円（71.4％増）、公債が35兆6,230億円（3.5％減）となった。歳出は一般歳出が72兆7,317億円（8.0％増）、国債費が25兆2,503億円（3.7％増）、地方交付税交付金等が16兆3,992億円（3.3％増）となった。

1. 令和４年度農林水産関係第２次補正予算の概要

農林水産関係は総額8,206億円で、うち物価高騰影響緩和対策が1,127億円、食料安保構造転換対策に1,642億円、ＴＰＰ等関連対策が2,704億円が重点となっている

2. 令和５年度農林水産関係予算の概要

総額は2兆2,683億円（前年度比94億円減）であり、農業・農村整備事業を中心とする公共事業は6,983億円（前年度比同）、非公共事業が1兆5,700億円（前年度比0.6％減）で、総額で前年度を若干下回ったが、補正と合わせると総額3兆0,889億円と３兆円の大台を確保した。

（億円）

	４年度 予算額	３年度 補正額	合計①	５年度 予算額	４年度 補正額	合計②	②-①
総　額	22,777	8,795	31,572	22,683	8,206	30,889	△683
（前年比）				（99.6%）			（97.8%）
公　共	6,980	3,716	10,697	6,983	3,191	10,174	△523
（前年比）				（100.0%）			（95.1%）
非公共	15,797	5,079	20,875	15,700	5,016	20,716	△159
（前年比）				（99.4%）			（99.2%）

Ⅱ．令和５年度農林水産予算概算決定の重点事項のポイント

（単位：億円、カッコ内は４年度予算額）

1. 食料安全保障の強化に向けた構造転換対策

①畑作物の本作化対策＜一部公共＞

（畑地化促進助成） 22(-)
【補正】250
（畑作物産地形成促進事業） 【補正】300の内数
（国産小麦・大豆供給力強化総合対策） 1(1)
【補正】64
（産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（麦・大豆枠）） 【補正】80
（持続的畑作生産体系確立緊急支援事業） 【補正】50の内数
（農業農村整備事業） 150(140)
【補正】400

②米粉の利用拡大支援対策

（強い農業づくり総合支援交付金のうち米粉関連施設支援） 8(-)
【補正】140

③食品事業者における原材料の調達安定化対策

（サステナブル食品産業モデル実証事業） 1(-)
【補正】100

④加工・業務用野菜の生産拡大対策

8(8)
（産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（園芸作物等枠）） 【補正】25

⑤肥料の国産化・安定供給確保対策

【補正】270
（肥料原料備蓄対策） 1(-)

⑥飼料の生産・利用拡大、安定供給確保対策

（畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料の生産・利用拡大） 3(4)
（公共牧場機能強化等体制整備事業） 1(1)
（飼料穀物備蓄・流通合理化事業） 18(18)
（飼料自給率向上総合緊急対策） 【補正】120

⑦生産資材の使用低減対策

（みどりの食料システム戦略推進総合対策） 7(8)
（みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業のうち新品種の開発） 2(-)
（環境保全型農業直接支払交付金） 27(27)
（強い農業づくり総合支援交付金のうちみどりの食料システム戦略の推進） 20(15)
（みどりの食料システム戦略推進総合対策） 【補正】30
（食料安全保障強化に向けた革新的新品種開発プロジェクト） 【補正】10

⑧省エネ技術の導入加速化対策

（産地生産基盤パワーアップ事業等） 【補正】80

⑨燃油・資材の森林由来資源への転換等対策

（林業・木材産業循環成長対策のうち木質バイオマス・特用林産物関係）　4(-)
【補正】499の内数

⑩養殖業における飼料原材料の転換等対策

（養殖業成長産業化技術開発事業）　3(2)
（養殖業体質強化緊急総合対策事業）　【補正】8

2. 生産基盤の強化と経営所得安定対策の着実な実施、需要拡大の推進

(1) 農業の持続性の確保に向けた生産基盤の強化

①持続的生産強化対策事業　160(174)

ア 野菜支援対策　8(10)

（産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（園芸作物等枠））　【補正】25

イ 果樹支援対策　51(51)

ウ 花き支援対策　7(7)

エ 茶・薬用作物等支援対策　14(14)

②産地生産基盤パワーアップ事業　【補正】306

③需要に応じた生産の推進

ア 水田活用の直接支払交付金等　3,050(3,050)

（畑地化促進助成）　22(-)
【補正】250

（水田活用の直接支払交付金）　2,918(3,050)

（コメ新市場開拓等促進事業）　110(-)

イ 水田農業の高収益化の推進＜一部公共＞

（畑地化促進助成）　22(-)
【補正】512

（持続的生産強化対策事業）　160(174)の内数

（強い農業づくり総合支援交付金）　121(126)の内数

（農業農村整備事業）　3,323(3,321)の内数

（スマート農業の総合推進対策）　12(14)の内数

ウ 小麦・大豆の国産化の推進

（国産小麦・大豆供給力強化総合対策）　1(1)
【補正】64

（持続的生産強化対策事業）　160(174)の内数
【補正】80

（強い農業づくり総合支援交付金）　121(126)の内数

（畑作等促進整備事業）　20(-)

（農地耕作条件改善事業）　200(248)の内数

エ 米穀周年供給・需要拡大支援事業　50(50)

オ 米、米粉の需要拡大の促進

（米穀周年供給・需要拡大支援事業）　50(50)の内数
【補正】140

（米需要創造推進事業等）　1(1)

④畑作物産地形成促進事業　【補正】300
⑤強い農業づくり総合支援交付金　121(126)
⑥持続的畑作生産体系確立緊急対策事業　【補正】50
（このほか産地生産基盤パワーアップ事業持続的畑作確立枠）　【補正】6
⑦甘未資源作物生産支援対策　109(111)
【補正】21
⑧農業支援サービス事業育成対策
（農業支援サービス事業育成対策事業）　1(1)
（強い農業づくり総合支援交付金）　121(126)の内数
⑨農作業安全の推進　1(1)
⑩技術の迅速な普及・定着
（協同農業普及事業交付金）　24(24)

(2)畜産・酪農の生産基盤の強化
①畜産クラスターによる生産基盤の維持・強化
（協同農業普及事業交付金）　【補正】555
（増頭奨励金）　【補正】64
②国産チーズの競争力強化　【補正】53
③畜産生産体制の強化　4(4)
④ICTを活用した畜産経営体の生産性の向上　7(10)
⑤畜産・酪農における環境負荷軽減の取組の推進
（環境負荷軽減型持続的生産支援事業）　63(70)
（農山漁村地域整備交付金）　774の内数(784の内数)
（畜産GAP拡大推進加速化事業）　1(1)
（国内肥料資源利用）　【補正】100
⑥飼料の生産・利用拡大・安定供給確保対策
（畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料の生産・利用拡大）　3(4)
（公共牧場機能強化等体制整備事業）　1(1)
（飼料穀物備蓄・流通合理化事業）　18(18)
（飼料自給率向上総合緊急対策）　【補正】120
⑦草地関連基盤整備＜公共＞　3,323の内数
(3,321の内数)
【補正】35
⑧家畜・食肉の流通体制強化　23(29)
【補正】70
⑨加工施設再編等緊急対策事業　【補正】9
⑩養蜂支援対策　2(2)
⑪畜産・酪農経営安定対策(所要額)　2,265(2,296)
⑫生乳需給改善対策　【補正】57

(3)経営安定対策の着実な実施
①収入保険制度の実施　306(184)

②畑作物の直接支払交付金（所要額） 1,984(2,058)
③収入減少影響緩和対策交付金（所要額） 528(683)
④野菜価格安定対策事業（所要額） 156(156)
【補正】81
⑤施設園芸等燃料価格高騰対策 【補正】85
⑥配合飼料価格高騰緊急対策 【補正】103

(4)国民の理解醸成と需要拡大の推進
①国民の理解醸成と国産農林水産物の需要拡大の推進
（消費者理解醸成・行動変容推進事業等） 62の内数
【補正】8
②食育の推進と食文化の保護・継承
（消費・安全対策交付金等） 22(22)の内数
【補正】5

3.2030年輸出5兆円目標の実現に向けた農林水産物・食品の輸出力強化、食品産業の強化
(1)2030年輸出5兆円目標の実現に向けた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の実施
①マーケットインによる海外での販売力の強化 23(24)
【補正】76
②海外での輸出支援体制の確立 2(2)
【補正】7
③輸出産地・事業者の育成・展開 7(7)
（グローバル産地づくり緊急対策） 【補正】17
（リスクマネー緊急対策） 【補正】50
④輸出環境整備推進事業 16(17)
（輸出環境整備緊急対策事業） 【補正】9
⑤輸出向けHACCP等対応施設の整備 21(31)
【補正】220
⑥地域の加工食品の輸出促進
（グローバル産地づくり緊急対策） 17(17)の内数
⑦効率的な輸出物流の構築 【補正】5
⑧牛肉等輸出のための高度な衛生管理施設整備等による輸出産地の形成 【補正】92

(2)知的財産の流出防止・侵害対策
①知的財産の実効的な管理・保護と海外流出の防止 5(3)
（輸出環境整備緊急対策等） 【補正】9の内数
②地理的表示保護・活用総合推進事業 1(1)

(3)新事業の創出と食品産業の競争力強化

①新事業創出・食品産業課題解決に向けた支援　1(2)
（食品産業の国際競争力緊急対策事業）　【補正】4
②サステナブル食品産業モデル実証事業　1(-)
③適正な価格形成
（消費者理解醸成・行動変容推進事業等）　1(-)
（ニッポンフードシフト総合推進事業）　【補正】8
（円滑な価格転嫁に向けた消費者理解醸成対策事業）　【補正】4
④流通の合理化・高度化
（強い農業づくり総合支援交付金）　121(126)の内数
（食品等流通持続化モデル総合対策事業）　2(2)
（生鮮食品等サプライチェーン緊急強化対策事業）　【補正】9
⑤外食産業事業継続緊急支援対策事業　【補正】10

4. 環境負荷軽減に資する「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた政策の推進
①みどりの食料システム戦略の実現に資する研究開発・実証プロジェクトの推進
ア みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業　32(35)
（食料安全保障強化に向けた革新的新品種開発プロジェクト）　【補正】10
（スマート農業の開発・実証・実装プロジェクト）　【補正】44
イ ムーンショット型農林水産研究開発事業　2(2)
ウ 「知」の集積と活用の場によるイノベーションの創出　35(40)
（アグリ・スタートアップ創出強化対策）　【補正】5
②みどりの食料システム構築に向けた地域との事業活動支援
（みどりの食料システム戦略推進総合対策）　7(8)の内数
（みどりの食料システム戦略緊急対策事業）　【補正】30の内数
ア みどりの食料システム戦略推進交付金
イ グリーンな栽培体系の普及、有機農業の推進
（農地耕作条件改善事業）　200(248)の内数
③環境保全型農業直接支払交付金　27(27)
④強い農業づくり総合支援交付金、農地利用効率化等支援交付金　136(147)の内数
⑤畜産・酪農における環境負荷軽減の取組の推進
（環境負荷軽減型持続的生産支援事業）　63(70)
（飼料自給率向上総合緊急対策）　【補正】120
（畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料の生産・利用拡大）　3(4)
（国内肥料資源利用拡大対策のうち畜産環境対策総合支援事業）　【補正】100
⑥食品産業における持続可能性の確保
（持続可能な食品産業への転換促進事業）　1(-)
（新事業創出・食品産業課題解決調査・実証等事業）　1(2)
（強い農業づくり総合支援交付金）　121(126)の内数
（生鮮食品等サプライチェーン緊急強化対策事業）　【補正】9

（食品産業の国際競争力強化緊急対策事業）　【補正】4
（食品ロス削減及びフードバンク支援緊急対策事業）　【補正】3

⑦関係者の行動変容を促す環境づくり
（みどりの食料システム戦略推進総合対策）　7(8)の内数
（消費者理解醸成・行動変容推進事業等）　1(-)
（消費・安全対策交付金）　20(20)の内数
（ニッポンフードシフト総合推進事業）　【補正】8

⑧森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策等　103(116)
（国内森林資源活用・木材産業国際競争力強化対策）　【補正】499の内数

⑨水産業における持続可能性の確保　16(23)
（水産業競争力強化緊急事業）　【補正】145

5.スマート農林水産業、eMAFF等によるデジタルトランスフォーメーション　(DX)の推進

(1)スマート農林水産業の推進

①スマート農業の総合推進対策事業　12(14)

②スマート農林水産業の導入支援　【補正】61

③ICTを活用した畜産経営体の生産性の向上(再掲)　7(10)

④森林デジタル・イノベーション総合対策　6(-)
（国内森林資源活用・木材産業国際競争力強化対策）　【補正】499の内数

⑤「スマート水産業」の推進
（浜の活力再生・成長促進交付金）　24(27)の内数
（水産業スマート化推進事業）　【補正】5

(2)農林水産・食品分野におけるスタートアップ創出の強化

①スタートアップへの総合的支援　3(4)
（アグリ・スタートアップ創出強化対策）　【補正】5

②フードテックビジネスの推進　1(2)の内数
（フードテックビジネス実証支援事業）　【補正】1

(3)eMAFF等によるDXの推進　3,322の内数

①農林水産省共通申請サービス(eMAFF)、農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）による行政手続の抜本的効率化　(3,317の内数)
（デジタル庁計上）　38(45)
（デジタル庁計上）　【補正】31

6.食の安全と消費者の信頼確保

①家畜衛生等総合対策　85(65)
【補正】56

②消費・安全対策交付金　20(20)
【補正】13

③総合防除の推進

（消費・安全対策交付金等）　21(21)の内数
【補正】6
（みどりの食料システム戦略推進総合対策）　7(8)の内数
【補正】30の内数

④食育の推進と食文化の保護･継承
（消費・安全対策交付金等）　22(22)の内数
【補正】5

7. 農地の効率的な利用と人の確保・育成、農業農村整備

(1)農地中間管理機構による集積・集約化と地域の農業を担う者による農地利用

①地域計画の策定の推進　8(-)

②地域の農業を担う者の事業展開の促進　18(24)
【補正】23

③農地中間管理機構を活用した農地の集約化の推進　49(51)
【補正】40

④農業委員会による農地利用の最適化の推進　131(134)
（うちデータベース関連）　13(16)
（地域計画策定推進緊急対策事業）　8の内数(-)

(2)多様な人材の確保・育成

①新規就農者の育成･確保に向けた総合的な支援　192(207)
（新規就農者確保緊急対策）　【補正】26

②農業労働力等の確保　4(5)
（農業労働力確保緊急支援事業）　【補正】7

③農業を担う者の確保･育成を図るための支援体制の整備　5(-)

④女性の活躍推進　1(1)
（新規就農者確保緊急対策）　【補正】26の内数

(3)競争力強化・国土強靱化のための農業農村整備の計画的な推進

①農業農村整備事業＜公共＞　3,323(3,321)
【補正】1,677

②農地耕作条件改善事業　200(248)

③農業水路等長寿命化･防災減災事業　282(254)

④畑作等促進整備事業　20(-)

⑤農山漁村地域整備交付金＜公共＞　774(784)

8. 農山漁村の活性化

(1)デジタル技術により地域資源を活用した農山漁村の課題解決

①農山漁村振興交付金　91(98)
【補正】14

ア 最適土地利用総合対策

イ 中山間地域等におけるデジタル技術活用の推進
ウ 農村型地域運営組織(RMO)の形成の推進
エ 「農山漁村発イノベーション」の推進
オ 農泊の推進
カ 農福連携の推進
キ 農業・農村の情報通信環境の整備
ク 都市農業の多様な機能の発揮

②農業農村整備事業＜公共＞(再掲) 3,323(3,321)

(2)日本型直接支払の実施

①多面的機能支払交付金 487(487)

②中山間地域等直接支払交付金 261(261)

③環境保全型農業直接支払交付金(再掲) 27(27)

(3)鳥獣被害防止対策等

①鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進 97(101)

(鳥獣被害防止総合対策交付金) 【補正】37

②特殊自然災害対策施設緊急整備事業 3(3)

(4)中山間地域等の活性化

①中山間地農業ルネッサンス事業＜一部公共＞ 407(407)

②中山間地域等対策 【補正】15

(このほか関係中山間地域優先枠) 【補正】184

③棚田地域の振興

(農山漁村振興交付金) 91(98)の内数

(中山間地域直接支払交付金) 261(261)の内数

9～10　林野・水産関係　省略

11.防災・減災、国土強靭化と災害復旧等の推進

(1)防災・減災、国土強靭化の推進

①農業水利施設、ため池の対策＜公共＞ 【補正】817

②治山施設の設置等による対策＜公共＞ 【補正】306

③森林整備による対策＜公共＞ 【補正】186

④漁業地域の対策＜公共＞ 【補正】230

⑤海岸堤防等の対策＜公共＞ 【補正】11

⑥卸売市場施設の対策 【補正】22

⑦園芸産地における対策 【補正】3

(2)令和4年8月の大雨等の災害からの復旧・復興

①災害復旧等事業＜公共＞ 201(200)

【補正】521

令和５年度農業委員会組織関係予算と当面の組織対応について

令 和 ５ 年 ２ 月 １４ 日
（一社）全国農業会議所

Ⅰ.令和５年度農業委員会組織予算の概算決定をめぐる情勢等

１．農業委員会組織予算は地域計画推進の観点から一部拡充

農業委員会組織予算は、これまでと同様に『農地中間管理機構を活用した農地の集約化の推進及び農業委員会による農地利用の最適化の推進』として位置づけられた。地域計画における目標地図の実現に向けて、農地中間管理機構を活用した農地の集約化等の加速化、農業委員・農地利用最適化推進委員による目標地図の素案作成を含む農地利用の最適化活動に必要な経費を支援する。

また、目標地図の素案作成を支援するため、「地域計画策定推進緊急対策事業」として 7 億 9,900 万円を新規措置。これまで人・農地プランの実質化を支援してきた人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業は、農業委員会が支援対象となっていなかったが、本事業では「農業委員会推進事業」として地域計画の策定における農業委員会による目標地図の素案作成の取り組みを支援対象としている。

２．機構集積支援事業【27 億 5,700 万円・対前年度 2 億 3,000 万円減】

市町村農業委員会が実施する遊休農地の所有者等の利用意向調査、所有者不明農地の権利関係調査、農地情報や農地の出し手・受け手の意向等を管理するデータベースの運用等を支援する。

都道府県農業委員会ネットワーク機構（都道府県農業会議、以下「都道府県機構」。）による農業委員及び農地利用最適化推進委員の資質向上に向けた研修、全国農業委員会ネットワーク機構（全国農業会議所、以下「全国機構」。）による都道府県機構への研修、農業委員会サポートシステム関連の改良等を支援する。

都道府県機構が管内の農業委員会を巡回支援するための体制強化の経費は、農業委員会が行う目標地図の素案作成を支援するため、2 億 3,000 万円となり、本年度より増額した。

減額となったのは、農業委員会サポートシステムに関連するデータベースの経費。データベースの開発が本年度に終了することから、2 億 6,400 万円の減額となり、事業全体でも減額となった。

３．農業委員会交付金【47 億 1,800 万円・対前年度同額】

農業委員・農地利用最適化推進委員の手当、事務局職員の設置、農地調査・資料整備にかかる経費を支援。前年度と同額を措置した。

４．農地利用最適化交付金【51 億円・対前年度同額】

本交付金事業は、農地利用の最適化のための農業委員及び推進委員の積極的な活動に要する経費を交付し、両委員の報酬の上乗せを図るものとして平成 28 年度より措置されている。

令和３年度事業における活用は活動実績払いが 1,150 委員会（67.8%）、成果実績払いが 429 委員会（25.3%）と低執行だったが、令和４年度の運用見直しにより全農業委員会に交付額が割り当てられるという、補助事業でありながら実質的に第二の農業委員会交付金の扱いとなり、活用が見込まれることから令和５年度も前年度同額となった。

本交付金を令和６年度以降も確保するためには、令和４年度及び令和５年度に不用を出さないよう十分に活用することが不可欠な状況である。

また、令和４年 12 月 12 日にはすべての農業委員会に対して、国から予算配分がなされた。これまで予算を使えない理由となっていた市町村の上乗せ報酬条例がなくても、一部を事務費や臨時職員の人件費等に活用できるようになっており、本交付金をできる限り活用することが必要である。

仮に未活用となった場合、令和６年度予算において、配分額がそのまま減額されることが想定され、本交付金を活用し活動している農業委員会に多大な影響を与えることに留意する。

活用額についてもできる限り配付額を使い切ることが求められており、以下の４点を確実に推進することが必要である。

① 市町村での予算計上　（配付額の受け入れのため）
② 農地利用最適化指針の策定　（受給要件を満たすため）
③ 農業委員会サポートシステムの更新　（受給要件を満たすため）
④ 上乗せ報酬条例の制定　（配付額のフル活用のため）

※上乗せ報酬条例の制定は、令和４年 12 月 28 日付４会議所発第 970 号にて都道府県農業会議会長宛文書を参照のこと。

なお、農地利用最適化指針については、本交付金の交付申請時の策定が前提となっていることを踏まえて早急に策定する必要がある。

令和５年１月以降、本交付金の令和４年度の補正予算計上、令和５年度の当初予算計上に向け、万全な対応が求められている。

５．都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金【5 億 2,300 万円・対前年度同額】

都道府県機構が農地法に規定された業務を行うためにかかる経費（人件費や旅費等）が対象となる。前年度と同額の措置。

＜令和５年度農業委員会予算の折衝状況について＞

令和４年度から農業委員会が活動日数等の目標を設定し、その実現に向け取り組みを強化するとともに活動の結果を活動記録簿に記帳しながら活動の共有と可視化に取り組むことを踏まえ、農地利用最適化交付金について従来以上に活動実績を反映させるため、これまでの成果実績が活動実績のウエイトを上回っている仕組みを逆転させ活動実績のウエイトを高めることとした。併せて、事業の活用を希望する農業委員会の申請に基づき交付する方式から農業委員会の活動実績に応じて全農業委員会に交付額を割当し、補助事業でありながら予算額を全額交付する交付金的運用に切り替えられた。そしてこの農業委員会の取り組みを支援するため、令和３年度の実績が６割未満の執行であったにもかかわらず同額の 51 億円を措置した。

令和５年度については農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行され、令和７年度までの地域計画策定重点期間が始まり、農業委員会の取り組みが更に重要となることから、令和４年度と同額の 51 億円が要求された。

予算の折衝過程においてプライマリーバランスを重視する財務省との間で、防衛費の増額や農林予算における食料安全保障関連予算、水田活用の直接支払交付金及び「食料システム戦略」関連予算等の耳目を集める予算に伍して農業委員会や農地中間管理機構等の農地を効率利用する予算の確保は例年になく極めて厳しい情勢に立たされた。

実績を基に厳しい査定を迫る財務省は農業委員会の取り組みを徹底して詳らかにすることを迫り、農地利用最適化交付金については新しい仕組みとなった初年度でありながら農業委員会の活動実績が焦点となり全委員会からの活動実績の報告が積みあがったことが要求予算確保の決め手となった。しかしながら令和６年度当初予算概算要求に当たっては令和４年度の執行状況を反映させる旨の厳しい指摘がなされた模様である。

一方で財務省は聖域なき査定を標榜し義務的経費の見直しについても強く迫った。概算要求書上義務的経費として計上されている都道府県の農地利用関係の調整等に要する経費の「農地調整費交付金」が、1,000 万円の削減を余儀なくされた。その際、令和６年度は農業委員会予算についても聖域なき査定を行う旨の指摘があった模様である。

我が国財政の厳しさを踏まえると、令和６年度当初予算の概算要求に当たっても厳しさが増すことは必至であり、予算の完全執行とその内実の充実及び説明責任を今年以上に厳しく問われることを覚悟して事業執行に取り組む必要がある。

Ⅱ．令和５年度農業委員会組織関係予算の概算決定額の一覧

令和５年度概算決定額	＜参考＞令和４年度概算決定額
農地中間管理機構関連予算	農地中間管理機構関連予算
農地中間管理機構事業※国費部分のみ (40億3,300万円・対前年度5億1,600万円増)	農地中間管理機構事業※国費部分のみ (35億1,700万円)
遊休農地解消緊急対策事業（新規） （2 億 5,800 万円 ・対前年度 2 億 5,800 万円減）	遊休農地解消緊急対策事業（新規） （5 億 1,600 万円）
機構集積協力金交付事業 （6 億円・対前年度 4 億 8,500 万円減）	機構集積協力金交付事業 （10 億 8,500 万円） ※この他、令和４年度補正予算で 40 億円措置
機構集積支援事業 （27 億 5,700 万円 ・対前年度 2 億 3,000 万円減） (1)遊休農地の所有者の利用意向調査 (2)所有者不明農地等の権利関係調査 (3)農業委員・推進委員の研修 (4)農地情報システム関連の改修・維持管理 (5)農地情報のデータベース化 (6)都道府県機構の巡回支援　等	機構集積支援事業 （29 億 8,700 万円） (1)遊休農地の所有者の利用意向調査 (2)所有者不明農地等の権利関係調査 (3)農業委員・推進委員の研修 (4)農地情報システム関連の改修・維持管理 (5)農地情報のデータベース化 (6)都道府県機構の巡回支援　等
農業委員会交付金 （47 億 1,800 万円・対前年度同額）	農業委員会交付金 （47 億 1,800 万円）
農地利用最適化交付金 （51 億円・対前年度同額）	農地利用最適化交付金 （51 億円）
都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 （5 億 2,300 万円・対前年度同額）	都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 （5 億 2,300 万円）
農地調整費交付金 （4,700 万円・対前年度 1,000 万円減）	農地調整費交付金 （5,700 万円）
農地中間管理機構関連対策	農地中間管理機構関連対策
農地中間管理機構関連農地整備事業 （農業農村整備事業〈公共〉で実施） （633 億 1,900 万円 ・対前年度 6 億 200 万円増）	農地中間管理機構関連農地整備事業 （農業農村整備事業〈公共〉で実施） （627 億 1,700 万円）
農地耕作条件改善事業 （200 億 4,300 万円 ・対前年度 47 億 4,700 万円減）	農地耕作条件改善事業 （247 億 9,000 万円）
地域計画策定推進緊急対策事業（新規） （7 億 9,900 万円）	
最適土地利用総合対策 （90 億 7,000 万円の内数 ・対前年度 6 億 8,200 万円減）	最適土地利用総合対策 （97 億 5,200 万円の内数） ※農山漁村振興交付金の内数

※農山漁村振興交付金の内数	
農地利用効率化等支援交付金 （15 億 2,100 万円 ・対前年度 5 億 2,900 万円減）	農地利用効率化等支援交付金 （20 億 5,000 万円）
農業経営・就農支援体制整備推進事業 （新規・組替）　（5 億 1,300 万円）	農業経営法人化支援総合事業 （5 億 1,400 万円）
農業経営・就農サポート推進事業	農業経営者サポート事業 （4 億 4,000 万円）
農業経営高度化支援事業	農業経営法人化支援事業 （3,000 万円）
経営発展・就農促進委託事業	法人化推進委託事業 （1,400 万円）
優良経営体表彰等事業	担い手サミット・優良経営体表彰事業 （3,000 万円）
経営継承・発展等支援事業 （1 億円・対前年度同額）	経営継承・発展等支援事業 （1 億円）
新規就農者育成総合対策 （192 億 2,500 万円 ・対前年度 14 億 7,500 万円減） ※令和 4 年度補正事業 新規就農者確保緊急対策の 26 億円を含めると 218 億円	新規就農者育成総合対策 （207 億円） ※令和３年度補正事業 新規就農者確保緊急対策の 29 億円を含めると 236 億円
経営発展支援事業	経営発展支援事業
就農準備資金・経営開始資金	就農準備資金・経営開始資金
雇用就農資金	雇用就農資金
サポート体制構築事業	サポート体制構築事業（8 億 9,700 万円）
農業教育高度化事業	農業教育高度化事業
農業者キャリアアップ支援事業（新規）	
農業人材確保推進事業	農業人材確保推進事業 （新規就農者確保推進事業の後継事業） （1 億 9,000 万円）
農業次世代人材投資事業 （令和３年度まで採択分のみ継続支援）	農業次世代人材投資事業 （令和３年度まで採択分のみ継続支援）
農の雇用事業 （令和３年度まで採択分のみ継続支援）	農の雇用事業 （令和３年度まで採択分のみ継続支援）
新規就農者確保緊急対策（令和 4 年度補正） （26 億円・対前年度 3 億円減）	新規就農者確保緊急対策（令和 3 年度補正） （29 億円）
就農準備支援事業（6 億 9,000 万円）	
初期投資促進事業（13 億 9,870 万円）	
農業教育環境整備事業（1 億 8,200 万円）	農業教育環境整備事業（6,358 万円）
外国人材受入総合支援事業 （3 億 2,400 万円・対前年度 3,500 万円減）	外国人材受入総合支援事業 （3 億 5,900 万円）
強い農業づくり総合支援交付金	強い農業づくり総合支援交付金

（120 億 5,200 万円 ・対前年度 5 億 1,400 万円減）	（125 億 6,600 万円）
農業者年金事業 （762 億 6,400 万円 ・対前年度 198 億 2,600 万円減）	農業者年金事業 （960 億 9,000 万円）
特例付加年金助成補助金 （8 億 8,000 万円・対前年度 5,200 万円減）	特例付加年金助成補助金 （9 億 3,200 万円）
農業者年金給付費等負担金 （753 億 8,400 万円 ・対前年度 197 億 7,300 万円減）	農業者年金給付費等負担金 （951 億 5,700 万円）
(独)農業者年金基金運営費 （47 億 700 万円 ・対前年度 5 億 4,000 万円増）	(独)農業者年金基金運営費 （41 億 6,700 万円）

Ⅲ．令和５年度農業委員会組織関係の予算概算決定の内容

（【　】は令和４年度概算決定額との比較）

１．農業委員会組織関係予算

（１）機構集積支援事業【27 億 5,700 万円・対前年度 2 億 3,000 万円減】

前掲

（２）農業委員会交付金（継続）【47 億 1,800 万円・対前年度同額】

前掲

（３）農地利用最適化交付金（継続）【51 億円・対前年度同額】

前掲

（４）都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金（継続）【5 億 2,300 万円・対前年度同額】

前掲

（５）農地調整費交付金（継続）【4,700 万円・対前年度 1,000 万円減】

都道府県が行う農地の利用関係の調査・調整等を支援するための予算。義務的経費であるが、前年度より減額措置された。

２．農地中間管理機構による集積・集約化（予算額はいずれも各都道府県基金からの充当を含まない国費部分のみ）

（１）農地中間管理機構事業（継続）【40 億 3,300 万円・対前年度 5 億 1,600 万円増】

農地の中間受け皿となる農地中間管理機構が農地の集積・集約化に取り組むために必要となる事業費(農地賃料、保全管理費等）及び事業推進費を支援。また、農地中間管理機構が行う農地買入等に対する利子助成を行う経費。現地活動を強化するため、農地相談員（現地コーディネーター）を増員する。

（２）遊休農地解消緊急対策事業（継続）【2 億 5,800 万円・対前年度 2 億 5,800 万円減】

農地中間管理機構が遊休農地を積極的に借り受け、簡易な基盤整備を行った上で、担い手に農地集積・集約化する取り組みを支援する。

（３）機構集積協力金交付事業（継続）【6 億円・対前年度 4 億 8,500 万円減】

農地中間管理機構への貸借・農作業受委託を通じて、農地の集積・集約化に取り組む地域に対し、協力金を交付する。

３．農地中間管理機構関連農地整備事業（継続）

【633 億 1,900 万円・対前年度 6 億 200 万円増】

農地中間管理機構への貸出しが増加する中、担い手は基盤整備されていない農地を借り受けず、農地の所有者は基盤整備を行う用意がないため、担い手への農地の集積が進まない懸念が高い。そのため、機構が借り入れている農地等について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が行う基盤整備を支援する。事業は前年度同様に農地整備事業と実施計画等策定事業の二つとなっている。

４．農地耕作条件改善事業（継続）【200 億 4,300 万円・対前年度 47 億 4,700 万円減】

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換、営農定着や麦・大豆の増産に必要な取り組み等をハードとソフトを組み合わせて支援する。

①　地域内農地集積型

畦畔除去による区画拡大や暗きょ排水等の耕作条件の改善を支援。

②　高収益作物転換型

基盤整備と一体的に行う輪作体系の検討や実証展示圃場の運営、高収益作物への転換に向けた計画策定から営農定着に必要な取り組みを支援。

③　スマート農業導入推進型

基盤整備と一体的に行うＧＮＳＳ（全球測位衛星システム）基地局の設置等のスマート農業の導入を支援。

④　病害虫対策型

病害虫の発生予防・まん延防止に資する土層改良や排水対策等を支援。

⑤　水田貯留機能向上型

水田の雨水貯留機能を向上する田んぼダムの実施に必要な基盤整備を支援。

⑥　土地利用調整型

多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備を支援。

※整備農地周辺の未整備農地を整備する場合、農地整備・集約推進費の活用により、農業者負担の軽減を図ることが可能（①、②の事業）。

※事業対象地域は農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域。

５．地域計画策定推進緊急対策事業（新規）【7 億 9,900 万円】

地域計画を策定するために必要な市町村等の取り組みを支援する。

農業委員会は目標地図の素案作成に必要となる話し合いの会場借料や地図の等印刷費、業務委託にかかる経費を支援する。市町村分は協議の場の運営や結果取りまとめ、地域計画の策定や関係者への説明会、周知等の経費で人件費を含む、都道府県分は市町村等に対する説明会や研修会等の経費を支援する。

６．最適土地利用総合対策（継続）

【90 億 7,000 万円の内数・対前年度 6 億 8,200 万円減】

※同事業は農山漁村振興交付金の内数として実施

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等をソフトとハード両面で総合的に支援する。

改正農山漁村活性化法により農地の保全や粗放的管理を進める際に活用可能な事業。令和４年度より事業実施主体に農業委員会が追加された。

７．農地の効率的な利用と人の確保・育成に関する予算

（１）農地利用効率化等支援交付金（継続）

【15 億 2,100 万円・対前年度 5 億 2,900 万円減】

地域計画に農業を担う者として位置づけられた経営体等が、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、生産の効率化等に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援する。

（２）農業経営・就農支援体制整備推進事業（新規・組替）【5 億 1,300 万円】

改正農業経営基盤強化促進法に基づき、都道府県が農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備し、就農等に関する相談対応、希望に応じた市町村等関係機関への紹介・調整、農業経営の改善、法人化や円滑な継承等に必要な助言・指導などを行う取組を支援する。

①　農業経営・就農サポート推進事業（継続）

都道府県が就農や農業経営をサポートする体制を整備し、データベースを活用した就農希望者への情報提供や就農相談・就農候補市町村との調整といった就農サポートをはじめ、農業経営の法人化や経営継承などの課題を有する農業者の掘り起こしや課題解決のための専門家によるアドバイス等を行う取組を支援する。

②　農業経営高度化支援事業（組替）

都道府県に経営相談等をした雇用環境の改善に取り組む農業者の法人化（定額 25 万円）を支援する。

③　経営発展・就農促進委託事業（組替）

農業経営の発展や新規就農の促進に向けた事例等の調査・分析、対応方向の検討を行う取り組みを支援する。

④　優良経営体表彰等事業（継続）

全国の優れた農業経営体の表彰及び「全国農業担い手サミット」の開催を支援する。

（３）経営継承・発展等支援事業【1 億円・対前年度同額】

地域計画に位置付けられた経営体等の経営を継承した後継者が、経営継承後の経営発展に関する計画（販路の開拓、新品種の導入、営農の省力化等）を策定し、同計画に基づく取り組みを行う場合に必要となる経費を市町村と一体となって支援（100 万円上限（国、市町村がそれぞれ１／２を負担））する。

（４）新規就農者育成総合対策（継続）

【192 億 2,500 万円・対前年度 14 億 7,500 万円減】

（令和４年度補正事業新規就農者確保緊急対策【26 億円】）

令和５年度を目標に 40 代以下の農業従事者を 40 万人に拡大するため、新規就農者の一層の呼び込みと定着に向け、以下の施策について予算が措置された。

① 経営発展への支援

経営発展支援事業（継続）

就農時に 49 歳以下の認定新規就農者が経営発展のために、機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等の導入をする場合、都道府県支援分の２倍を国が支援する（補助対象事業費上限 1,000 万円、国の補助上限１／２、〈例〉国１／２、都道府県１／４、本人１／４）。後述の経営開始資金を利用する場合は上限 500 万円となる。新規参入者または親の経営に従事してから５年以内に継承し、継承する経営を発展させる者が対象。本人負担分については、金融機関からの融資を受ける必要がある。

② 資金面の支援

ア．経営開始資金（継続・旧農業次世代人材投資事業・経営開始型）

49 歳以下で就農した認定新規就農者に対して１人１ヶ月当たり最大 12.5 万円を最長３年間助成する（総額 450 万円、補助率：国 10／10）。

イ．就農準備資金（継続・旧農業次世代人材投資事業・準備型）

新規就農に向けた研修を実施している研修生に対して、１人１ヶ月当たり最大 12.5 万円を最長２年間助成する（総額 300 万円、補助率：国 10／10）。

ウ．雇用就農資金（継続・旧農の雇用事業）

49 歳以下の新規就農者を雇用した場合、雇用元の農業法人等に対して、１人当たり年間最大 60 万円を最長４年間にわたって助成する（総額 240 万円、補助率：国 10／10）。新規雇用就農者数が増加していることを条件に助成対象とする。本事業は全国機構の指定事業となっている。

エ．農業次世代人材投資事業

令和３年度までに本事業の「準備型」及び「経営開始型」で採択された者については、資金が交付される継続期間分について予算措置されるが、令和５年度に新規採択は行わない。

オ．農の雇用事業

令和３年度までに採択された研修生については、助成金が交付される継

続期間分について予算措置されるが、令和５年度に新規採択は行わない。

（令和４年度補正事業 新規就農者確保緊急対策）

ア．就農準備支援事業【6億9,000万円】

就農準備資金とほぼ同じ仕組みであり、新規就農に向けた研修を実施している研修生に対して、１人当たり年間最大150万円、最長２年間交付する。

イ．初期投資促進事業【13億9,870万円】

経営発展支援事業の仕組みとほぼ同じであり、新規就農者による機械・施設等の導入を支援する。都道府県支援分の２倍を国が支援する。

ウ．農業教育環境整備事業【1億8,200万円】

農業教育機関における研修用機械・設備の導入、施設の整備等を支援する。

③ サポート体制の充実・人材の呼び込みへの支援

ア．サポート体制構築事業（継続）

農業に従事する人材の確保・定着を図るため、資金・生活面等の相談窓口となる就農相談員の設置、研修農場の整備、先輩農業者等による技術・販路確保等のサポート、社会人向け農業研修の実施を支援する。（補助率：国１／２）。

イ．農業教育高度化事業（継続）

農業高校や農業大学校等の農業教育機関における農業教育の高度化を図るため、農業機械・設備等の導入をはじめ、海外研修やスマート農業、環境配慮型農業等のカリキュラム強化、出前授業の実施、e-ラーニングの導入、現場実習等の若者の就農意欲を高める取り組み、ICT 環境の整備等に対して支援を行う。農業機械・設備等の導入、ICT 環境の整備などの補助率は１／２以内。

ウ．農業者キャリアアップ支援事業（新規）

農業者のリカレント教育を充実するため、都道府県・ＪＡ・先進農業者・農機メーカー等で構成される協議会による、現役農業者が農閑期や夜間にスマート農業や有機農業などの新たな技術を学び直すための研修モデルの構築・実施に必要な取り組みを支援する。

エ．農業人材確保推進事業

農業就業体験、就農相談会の開催を実施し、多様な人材の確保を進める。具体的には、就農ポータルサイト「農業をはじめる．JP」の機能強化、相談員による情報提供活動等や、農業インターンシップ、新・農業人フェアが実施される。

（５）外国人材受入総合支援事業【3 億 2,400 万円・対前年度 3,500 万円減】

農業分野等における外国人材の確保と適正かつ円滑な受入れに向けて、以下の２つの事業を実施する。

①　技能試験の円滑な実施、現地説明・相談会の開催

日本で即戦力となり得る知識及び技能を有しているかを確認するために必要な試験の作成・更新、国内外での試験の拡大・実施や、海外で働く意向のある外国人材に対する、受験の促進と日本の農業現場への就労支援のため、現地説明・相談会を開催する。

②　外国人材が働きやすい環境の整備

外国人材等がアクセスしやすい相談体制の整備、外国人材の労働環境の実態把握と改善のための助言、雇用主による就労環境改善の取組事例の周知等を行う。

８．強い農業づくり総合支援交付金（継続）

【120 億 5,200 万円・対前年度 5 億 1,400 万円減】

産地の収益力強化と持続的な発展のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設の整備等を支援するとともに、地域農業者の減少や労働力不足等生産構造の急速な変化に対応するための生産事業モデルや農業支援サービス事業の育成を支援する。

（１）地域の創意工夫による産地競争力の強化（産地基幹施設等支援タイプ）

①　産地収益力の強化、産地合理化の推進

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設等の産地の基幹施設の導入のほか、産地の集出荷、処理加工体制の合理化に必要な産地基幹施設等の再編等を支援する。

②　重点政策の推進

みどりの食料システム戦略に加え、スマート農業、産地における戦略的な人材育成といった重点施策の推進に必要な施設の整備等を支援する。

（２）食品流通の合理化（卸売市場等支援タイプ）

品質・衛生管理の強化等を図る卸売市場施設、産地・消費地での共同配送等に必要なストックポイント等の整備を支援する。

（３）生産構造の急激な変化に対応するための生産事業モデル等の育成

①　生産事業モデル支援タイプ

核となる事業者が連携する生産者の作業支援など様々な機能を発揮しつつ、安定的な生産・供給を実現しようとする生産事業モデルの育成を支援する。

②　農業支援サービス事業支援タイプ

農業支援サービス事業の育成に必要な農業用機械等の導入を支援する。

９．その他経営対策

スーパーＬ資金、農業近代化資金の金利負担軽減措置（継続）

【33 億 3,700 万円の内数・対前年度 4 億 7,600 万円増】

目標地図等に位置づけられた認定農業者等が借り入れるスーパーＬ資金、農業近代化資金について、資金繰りに余裕のない貸付当初５年間を実質無利子化する。

10. 女性の活躍推進関係

女性が変える未来の農業推進事業（継続）【8,500 万円・対前年度同額】

地域のリーダーとなりうる女性農業経営者の育成及び女性が働きやすい環境整備、女性グループの活動推進等を支援する。

11. 農業者年金事業

（１）農業者年金事業【762 億 6,400 万円・対前年度 198 億 2,600 万円減】

① 特例付加年金助成補助金【8 億 8,000 万円・対前年度 5,200 万円減】

新農業者年金制度によって措置されている、認定農業者等の意欲ある農業者に対する保険料の一部（最大 1/2）を助成する。

② 農業者年金給付費等負担金【753 億 8,400 万円・対前年度 197 億 7,300 万円減】

旧制度の受給者等に対する年金等の給付に必要な費用等を負担する。

（２）(独)農業者年金基金運営費【47 億 700 万円･対前年度 5 億 4,000 万円増】

農業者年金基金が適切かつ円滑に業務を行うために必要な経費を交付する。

12. 都市農業機能発揮対策【90 億 7,000 万円（補正込み 105 億 1,000 万円）の内数、・対前年度 6 億 8,200 万円減】

都市住民と共生する農業経営を実現するため、都市部での農業体験、農地の周辺環境対策、防災機能の強化、都市農地の貸借促進に係る取り組み等を支援する。アドバイザーの派遣やモデル的な取り組みの支援も行う。

Ⅳ．当面の組織対応

令和５年度の農業委員会組織予算については、新たに農業委員会の役割となる目標地図の素案作成に関連し、一部予算が拡充された。農業委員会に対しては「地域計画策定推進緊急対策事業」が新規事業として措置され、都道府県機構に対しては「機構集積支援事業」の巡回支援費が増額された。

活用実績が低調なため減額が見込まれていた農地利用最適化交付金は、本年度の運用改善により予算の活用が見込まれることから、対前年度同額となった。

しかし、令和６年度以降の農地利用最適化交付金の予算確保については、令和４年度の活用実績及び令和５年度の活用見込みの影響が極めて大きいことに留意が必要である。まずは令和４年度において不用を出さないための取り組みを徹底することが必要である（取り組み内容については２ページに記載）。

１．農業委員会組織予算の確保状況等の点検とフォローアップ

○　農業委員会組織予算の確保・活用が進むよう、農業委員会における令和４年度の「機構集積支援事業」と「農地利用最適化交付金」の活用状況、農地台帳の整備状況について徹底した点検作業とフォローアップを実施する。

とりわけ「農地利用最適化交付金」については、本年度の活用状況が令和６年度以降の予算額に直結する（未消化額が令和６年度に減額査定）と想定されており、全ての農業委員会が活用するよう働きかけを強化する。活用しない農業委員会が出ると予算の減額が発生し、予算全体の枠が小さくなることから、活用している多くの農業委員会に影響を及ぼすことを強調する。

なお、最適化交付金をフル活用するためには、上乗せ報酬条例の制定が必要なことから、未制定の農業委員会に対しては引き続き制定を働きかける。

２．行政ルートとの連携による予算確保対策の強化

○　市町村・都道府県の予算要望の作業スケジュールを踏まえ、都道府県所管部局や市町村財政当局と連携を密にし、予算の確保に向けた取り組みを進める。

○　国（地方農政局）との連携により、都道府県・市町村部局に対する農業委員会組織関係予算の確保・活用についての働きかけを行う。

○　農業委員会事務局の体制整備のために拡充された「地方交付税交付金」の算定基礎の農業委員会職員数の増員（職員配置：３人→５人）や農地利用最適化推進委員の委嘱等を踏まえ、農業委員会への内容の周知と市町村長等への予算措置の働きかけ等の取り組みを支援する。また、臨時職員の確保・増員の働き掛けも行う。

３．都道府県機構（農業会議）における巡回支援費活用の検討

○　機構集積支援事業の巡回支援費が増額されており、本予算を十分に活用するための対応を早急に図る。

○　特に、臨時職員の人件費については、農業委員会の事情に精通した都道府県や市町村及び都道府県機構（農業会議）のＯＢ等の適任者の確保を検討する。

令和５年度農業委員会組織関係予算の留意点等

令和５年２月１４日

(一社)全国農業会議所

令和5年度の農業委員会組織の関係予算（予算額）

農業委員会組織予算

令和５年度概算決定額（令和４年度概算決定額からの増減）	
農業委員会交付金	47億1,800万円（前年度同額）
都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金	5億2,300万円（前年度同額）
農地利用最適化交付金	51億円　　（前年度同額）
機構集積支援事業	27億5,700万円（2億3,000万円減）
農地調整費交付金	4,700万円（1,000万円減）
農業委員会組織予算の総額	131億4,500万円（2億4,000万円減）

地域計画策定のための予算

地域計画策定推進緊急対策事業	7億9,900万円（新規）

機構集積支援事業について

① 農業委員会部分は変更なし
② 減額は全国農業会議所につくシステム開発経費（約2億6,400万円の減額）
③ 農業会議向けの巡回支援費は増額（2億円⇒2億3,000万円）

農地利用最適化交付金の留意点（予算額51億円・対前年度同額）

○　令和3年度の活用は依然低調（活動実績1,150委員会（67.8%）、成果実績429委員会（25.3%））
○　令和5年度予算は、令和4年度の活用実績が出る前に決定（ゆえに同額措置）
○　令和6年度の予算交渉において、令和4年度の不用額がそのまま減額となる可能性が高い
○　最適化交付金を活用している農業委員会に大きな影響

【令和4年度】

○　令和4年12月12日に農水省から提示された委員会ごとの配付額を可能な限り活用
○　徹底して以下の4点を確認・推進
　①　市町村での予算計上　　（配付額の受給のため）
　②　農地利用最適化指針の策定　　（受給要件を満たすため）
　③　農業委員会サポートシステムの更新（受給要件を満たすため）
　④　上乗せ報酬条例の制定　　（配付額のフル活用のため）

【令和5年度】

○　当初予算（遅くとも6月補正）での予算計上

◆目標地図の素案作成にかかる「地域計画策定推進緊急対策事業」との仕分け

農地利用最適化交付金（事務費）	地域計画策定推進緊急対策事業(農業委員会分)
・原則、最適化活動は最適化交付金を充当 ・目標地図の素案作成に繋がっても交付金支出可 ・人件費支出は交付金 **※現状地図作成から目標地図の素案作成まで経費の区分が困難な場合は最適化交付金より支出可**	・目標地図の素案のための①話し合い会場借料、②地図作成費（印刷費、委託費等）、を対象 ・人件費は対象外

民法、不動産登記法の改正

資料3

（改正の概要）

所有者不明土地等の「発生予防」と「利用の円滑化」の両面から総合的に民事基本法制を見直し

Point あらゆる土地を対象とした改正、農地も対象に

相続時の登記が確実にされるよう登記制度を見直し（発生予防）

①相続登記の申請義務化

相続人が取得を知った日から３年以内の相続登記の申請を義務化
この間に登記がなされない場合は10万円の過料の罰則

登記を促すための施策
- 相続人申告登記の新設（単独申告が可）
- 登記手続きの費用負担の軽減（免税措置）

令和６年４月１日施行

②住所等の変更登記の申請義務化

住基ネット等他の公的機関から取得した情報に基づき、登記官が職権的に変更登記をする方策を併せて導入

令和８年５月までに施行

土地・建物等の利用に関する民法の見直し（利用の円滑化）

①財産管理制度の見直し

- 所有者不明・管理不全の土地・建物管理制度等の創設（所有者不明土地に特化した新たな財産管理制度の創設）

②共有制度の見直し

- 共有者不明の共有物の利用の円滑化

③相隣関係規定の見直し

- ライフラインの設備設置権等の規律整備

④相続制度の見直し

- 長期間経過後の遺産分割の見直し

令和５年４月１日施行

土地を手放すための制度の創設（発生予防）

○相続土地国庫帰属制度の創設

相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けて、その土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を創設（相続土地国庫帰属法の制定）

令和５年４月27日施行

国が引き受ける土地の条件
- 土地に建物や工作物がないこと
- 権利関係に争いがないこと
- 担保権等が設定されていないこと
- 土壌汚染や埋設物がないこと
- 崖にないこと
- 通路など他人に使用されていないこと

相続者が10年分の土地管理費相当額を負担する（市街地の宅地200㎡で約80万円）

相続土地国庫帰属制度（概要）

R5.4.27 施行

背景

① 土地利用ニーズの低下等により、土地を相続したものの、土地を手放したいと考える者が増加している。

② 相続を契機として、土地を望まず取得した所有者の負担感が増しており、管理の不全化を招いている。

★土地問題に関する国民の意識調査
（出典：平成３０年度版土地白書）
土地所有に対する負担感
負担を感じたことがある又は感じると思う
約４２％

★令和２年法務省調査
土地を所有する世帯のうち、土地を国庫に帰属させる制度の利用を希望する世帯
約２０％

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和３年法律第25号）
相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令（令和４年政令第316号）

➢ 相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）により取得した土地を手放して、国庫に帰属させることができる制度を創設。 ⇒ 将来的に土地が所有者不明化し、管理不全化することを予防することが可能になる。

➢ 管理コストの国への転嫁や土地の管理をおろそかにするモラルハザードが発生するおそれを考慮して、**一定の要件を設定**し、法務大臣が要件について審査を実施（帰属法２Ⅲ、５Ⅰ）。

(1) 土地の要件 **通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地**は不可
例）建物がある土地、土壌汚染がある土地、危険な崖がある土地、他人によって使用される土地　など

(2) 負 担 金 等 土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した10年分の土地管理費相当額の**負担金**の納付が必要（帰属法10Ⅰ）
※その他申請時に、審査に要する実費等を考慮して政令で定める審査手数料の納付も必要。

➢ 国庫に帰属した土地は、**普通財産として、国が管理・処分**
- 主に農用地として利用されている土地,主に森林として利用されている土地 ➡ **農林水産大臣**が管理・処分（帰属法12Ⅰ）
- それ以外の土地 ➡ **財務大臣**が管理・処分（国有財産法６）

手続イメージ

❶ 承認申請

【申請権者】
相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る）により土地を取得した者
※共有地の場合は共有者全員で申請する必要あり

※申請時に測量の実施や境界確認書の提出は不要（土地の範囲を示せば足りる）とする方向で検討中

❷ 法務大臣（法務局）による要件審査・承認

- 実地調査権限あり
- 国有財産の管理担当部局等に調査への協力を求めることができる
- 運用において、国や地方公共団体に対して、承認申請があった旨を情報提供し、土地の寄附受けや地域での有効活用の機会を確保

❸ 申請者が10年分の土地管理費相当額の負担金を納付

❹ 国 庫 帰 属

相続土地国庫帰属制度（土地の要件）

要件

◎ **却下要件**（その事由があれば直ちに通常の管理・処分をするに当たり過分の費用・労力を要すると扱われるもの）

承認申請は、その土地が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、することができない（帰属法２Ⅲ、**帰属政令２**）。

1　建物の存する土地
2　担保権又は使用及び収益を目的とする権利が設定されている土地
3　通路その他の他人による使用が予定される土地（**墓地、境内地、現に通路・水道用地・用悪水路・ため池の用に供されている土地**）が含まれる土地
4　土壌汚染対策法上の特定有害物質により汚染されている土地
5　境界が明らかでない土地その他の所有権の存否、帰属又は範囲について争いがある土地

➡ **これらのいずれかに該当する場合には、法務大臣は、承認申請を却下しなければならない**（帰属法４Ⅰ②）。

◎ **不承認要件**（費用・労力の過分性について個別の判断を要するもの）

法務大臣は、承認申請に係る土地が次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その土地の所有権の国庫への帰属についての承認をしなければならない（帰属法５Ⅰ、**帰属政令３**）。

1　崖（**勾配が30度以上であり、かつ、高さが５メートル以上のもの**）がある土地のうち、その通常の管理に当たり過分の費用又は労力を要するもの
2　土地の通常の管理又は処分を阻害する工作物、車両又は樹木その他の有体物が地上に存する土地
3　除去しなければ土地の通常の管理又は処分をすることができない有体物が地下に存する土地
4　隣接する土地の所有者等との争訟によらなければ通常の管理又は処分をすることができない土地（**隣接所有者等によって通行が現に妨害されている土地、所有権に基づく使用収益が現に妨害されている土地**）
5　通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地

〇土砂崩落、地割れなどに起因する災害による被害の発生防止のため、土地の現状に変更を加える措置を講ずる必要がある土地（軽微なものを除く）
〇鳥獣や病害虫などにより、当該土地又は周辺の土地に存する人の生命若しくは身体、農産物又は樹木に被害が生じ、又は生ずるおそれがある土地（軽微なものを除く）
〇適切な造林・間伐・保育が実施されておらず、国による整備が追加的に必要な森林
〇国庫に帰属した後、国が管理に要する費用以外の金銭債務を法令の規定に基づき負担する土地
〇国庫に帰属したことに伴い、法令の規定に基づき承認申請者の金銭債務を国が承継する土地

➡ **これらのいずれかに該当する場合には、法務大臣は、不承認処分をする**（帰属法５Ⅰ）。

※　却下、不承認処分のいずれについても、行政不服審査・行政事件訴訟で不服申立てが可能。

相続土地国庫帰属制度（負担金）

負担金算定の具体例

① 宅地	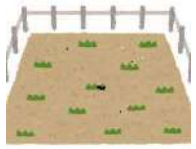	面積にかかわらず、20万円 ただし、一部の市街地（注１）の宅地については、面積に応じ算定（注2）　（例）100㎡ 約55万円 ⋮ 200㎡ 約80万円 ⋮
② 田、畑		面積にかかわらず、20万円 ただし、一部の市街地（注１）、農用地区域等の田、畑については、面積に応じ算定（注２）　（例）500㎡ 約72万円 ⋮ 1,000㎡ 約110万円 ⋮
③ 森林		面積に応じ算定（注２）　（例）1,500㎡ 約27万円 ⋮ 3,000㎡ 約30万円 ⋮
④ その他 ※雑種地、原野等		面積にかかわらず、20万円

注１：都市計画法の市街化区域又は用途地域が指定されている地域。　注２：面積の単純比例ではなく、面積が大きくなるにつれて１㎡当たりの負担金額は低くなる。

負担金計算の特例

承認申請者は法務大臣に対して、隣接する２筆以上の土地について、一つの土地とみなして、負担金の額を算定することを申し出ることができる（帰属政令５）。

例　隣接する2筆の土地を申請する場合
（例：市街化区域外の宅地）

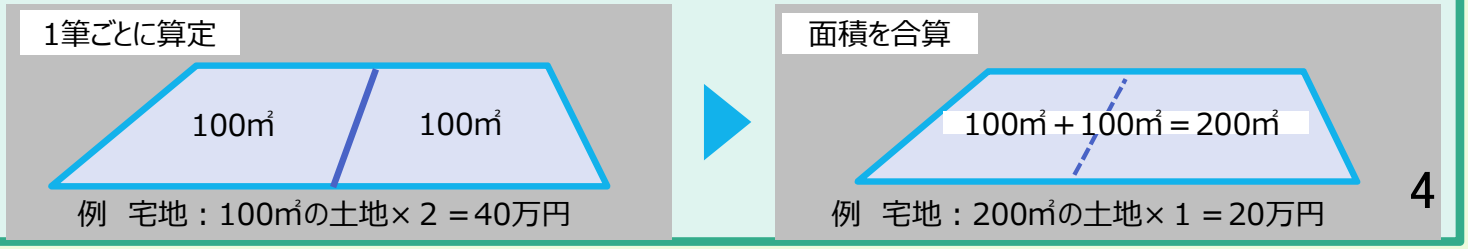

農地法の下限面積撤廃への対応について　資料4

（農水省から発出された文書）

① 下限面積要件の廃止

※その後、判断の基準は「許可日」になるとの見解が示された。

（3月申請でも許可日（不許可日）が4月の場合、下限面積の確認は不要）

② 別段面積の公示の廃止手続きをすることが適当

引き続き、農水省に対し、3条許可時の判断基準の明確化を要望
農地法制の在り方研究会においても、農地取得の許可基準を検討
（現場の実態も紹介しながら、再検討を求める方針）

農委会組織としては優良農地を守るため次の取り組みを運動的に実施
（全国運動の推進要領に記載）

① 農用地区域や地域計画等のエリア指定により、優良農地を確保するための働きかけを強化する

② 管内で実績のない取得希望者に対しては、窓口対応により、「所有権」ではなく「貸借権」や「解除条件付き貸借権」を勧める

資料５

３経営第2496号-1
令和４年１月27日

関東農政局経営・事業支援部長　殿

経営局農地政策課長

農業委員への女性登用の推進に向けた具体的取組について

第５次男女共同参画基本計画（令和２年 12 月 25 日閣議決定。以下「第５次計画」という。）において、農業委員に占める女性の割合に関する成果目標（①農業委員会において女性の委員が登用されていない組織数を令和７年度までに０にする。②農業委員に占める女性の割合を早期に 20%とし、更に令和７年度までに 30%を目指す。）が定められました。

また、「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021」（令和３年６月 16 日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）において、第５次計画で決定した成果目標の達成に向けて政府全体として今後重点的に取り組むべき事項が定められました。

これらを受け、「農業における政策・方針決定過程への女性参画の推進について」（令和３年８月 19 日付け３経営第 1361 号・３農振第 1290 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「局長通知」という。）が発出され、成果目標の達成に向けて、都道府県、市町村及び農業委員会において取り組んでいただく事項について周知されたところです。

つきましては、局長通知の１の農業委員への女性登用（以下「女性登用」という。）の推進に向けて具体的に取り組んでいただきたい内容を定めましたので、御了知の上、貴局管内の都県農政主務部長に対して、貴職から通知いただくようお願いします。

記

１　農業委員に占める女性委員の割合の目標の設定方法及び女性登用のための取組計画の策定方法

(1)　市町村における女性委員の割合の目標の設定方法及び計画の策定方法

農業委員会を設置する市町村（以下「市町村」という。）は、別表に示す基準に基づき、局長通知の１により定めることとされている管内の農業委員会ごとに農業委員に占める女性委員の割合の目標（以下「市町村目標」という。）を設定するとともに、２の(2)を参考として、女性登用の推進のための取組計画（以下「市町村計画」という。）を策定するものとする。

市町村目標又は市町村計画は、農業委員に占める女性委員の割合の増減、女性登用の推進のための取組の進捗状況等を踏まえ、女性登用の推進の観点から、見直すことに努めるものとする。

なお、市町村において既に男女共同参画の取組の一環で農業委員に占める女性委員

の割合の目標を設定している、又は女性登用の推進のための取組計画を策定している場合は、当該目標又は計画を、局長通知の１による市町村目標又は市町村計画とみなすものとする。

(2)　都道府県における女性委員の割合の目標及び計画の策定方法

都道府県は、管内の農業委員会における農業委員数に占める女性委員の割合を 30%とする目標（以下「都道府県目標」という。）を設定するとともに、２の(1)の②のウを参考として、都道府県内の女性登用の推進のための取組計画（以下「都道府県計画」という。）を策定するものとする。

都道府県目標又は都道府県計画は、農業委員に占める女性委員の割合の増減、女性登用の推進のための取組の進捗状況等を踏まえ、女性登用の推進の観点から、見直すことに努めるものとする。

なお、都道府県において既に男女共同参画の取組の一環で農業委員に占める女性委員の割合の目標を設定している、又は女性登用の推進のための取組計画を策定している場合は、当該目標又は計画を、局長通知の１による都道府県目標又は都道府県計画とみなすものとする。

２　農業委員への女性登用の推進に向けた取組

(1)　国及び都道府県の取組

①　関係団体に対する農業委員への女性の推薦の要請

農林水産省経営局農地政策課（以下「本省」という。）は、全国の農業関連団体等に対し、農業委員の募集に当たって、女性委員の候補者となり得る女性を推薦していただくよう、傘下団体への依頼を要請する。

②　女性登用を推進するための支援

ア　本省は、イにより地方農政局等（北海道にあっては本省、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。）から報告を受けた、農業委員への女性登用の推進の参考となる事例（以下「優良事例」という。）を収集して取りまとめ、地方農政局等を通じて都道府県、市町村及び農業委員会に周知する。

イ　地方農政局等は、４の(4)の②により報告を受けた取組状況報告を分析し、女性登用の推進に効果があると認められる取組について、当該市町村が抱えていた課題、具体的に実施した取組及び取組の成果を取りまとめ、優良事例として本省に報告するものとする。

ウ　都道府県は、都道府県機構（農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 42 条第１項に基づき都道府県知事の指定を受けた法人をいう。以下同じ。）と協力し、管内の市町村において、女性が農業委員へ応募しやすい環境づくりを進めるため、農業委員の改選期の１年半から１年前までの市町村に対して女性登用の推進に向けた働きかけや現役の女性委員との交流の場の設定など、改選期が近い市町村に対する取組を強化するものとする。

(2)　市町村の取組

市町村は、次のアからエまでを参考に女性登用の推進を行うものとする。

ア　農業者、農業者が組織する団体その他の関係者に対し、農業委員の候補者となり得る女性の推薦を依頼すること

イ　市町村の男女共同参画担当部局及びその担当者と連携して女性登用を推進すること

ウ　現職の農業委員に女性登用への理解を深めること

エ　本省から提供された優良事例を参考に女性登用に向けた取組を推進すること

3　女性委員が登用されていない農業委員会における女性登用の推進に向けた取組

(1)　地方農政局等は、都道府県及び都道府県機構と連携し、現在、女性委員が登用されていない農業委員会が設置されている市町村（以下「重点取組市町村」という。）に対し、次のそれぞれの時期に応じた取組を行うものとする。取組に当たっては、市町村における農業委員の任命に向けた実際のスケジュールを確認の上、行うものとする。

また、地方農政局等は、次の取組に加え、重点取組市町村のスケジュールに対する女性登用に向けた取組状況を適宜把握し、必要に応じて重点取組市町村に向けた担当者会議の開催や意見交換の実施等、直接的な助言を行うものとする。

ア　改選期の１年半から１年前まで

地方農政局等は、重点取組市町村に対し、女性登用に向けた取組を開始しているか否かを確認し、開始していなければ開始するよう促すものとする。

また、市町村長に対し、女性登用を促すよう要請するものとする。

イ　改選期の１年前から推薦・募集開始時期まで

地方農政局等は、農業委員の推薦・募集に先立ち、女性委員の候補者となり得る者が確保できているか否かを確認し、確保できていない場合は、その理由や課題を確認した上で助言を行うものとする。

ウ　推薦・募集開始から中間公表時点まで

地方農政局等は、中間公表（農業委員会等に関する法律施行規則（昭和 26 年農林省令第 23 号。以下「規則」という。）第６条第１号の公表をいう。）時点で、女性委員の候補者となり得る者から推薦・応募がないことを確認した場合は、当該女性へ推薦・応募していただくよう市町村から声掛け等の実施を行うよう助言を行うものとする。

エ　最終公表時点

地方農政局等は、最終公表（規則第６条第２号の公表をいう。）時点の結果を確

認し、当該結果を本省に報告するものとする。

(2)　地方農政局等は、(1)の取組過程において、市町村から女性登用に関して助言を求められた際には、当該市町村を所管する都道府県及び都道府県機構と連携して、２の(1)の②における取組に準じて、女性登用の推進に向けた取組事例を紹介するなど、適切に対応するものとする。

4　目標、計画、取組状況等の報告・公表

(1)　市町村目標及び市町村計画の報告

各市町村は、１の(1)による市町村目標及び市町村計画を別紙様式第１号に取りまとめ、令和４年３月 31 日までに都道府県へ報告するものとする。

(2)　都道府県目標及び都道府県計画の報告

各都道府県は、１の(2)による都道府県目標及び都道府県計画を別紙様式２号に取りまとめ、市町村から提出された別紙様式第１号とともに、令和４年４月 15 日までに地方農政局等に提出するものとする。

(3)　目標及び計画の策定状況の取りまとめ及び公表

①　地方農政局等は、(2)の報告を取りまとめた上で、令和４年４月 30 日までに別紙様式第３号により本省に報告するものとする。

②　本省は、①の報告を取りまとめた上で、市町村目標及び市町村計画並びに都道府県目標及び都道府県計画の策定状況を農林水産省ＨＰにおいて公表する。

(4)　取組状況の報告

①　市町村は、市町村目標の達成に向けた取組状況について、毎年度４月 15 日までに、別紙様式第４号により都道府県に報告するものとする。

②　都道府県は、①の報告内容を取りまとめるとともに、都道府県目標の達成に向けた取組状況について、毎年度４月 30 日までに、別紙様式第５号及び第６号により地方農政局等に報告するものとする。

③　地方農政局等は、②の報告を別紙様式第５号及び第６号により取りまとめた上で、毎年度５月 15 日までに本省に報告するものとする。

④　本省は、③の報告を取りまとめた上で、全ての市町村目標の達成状況及び取組状況並びに全ての都道府県目標の達成状況及び取組状況をＨＰにおいて公表する。

（別表）

市町村目標の基準

１の(1)の目標は、目標設定時点の農業委員の人数に占める女性委員の割合に応じて、次のとおりとする。

１　農業委員の人数に占める女性委員の割合が 30％を超えている農業委員会
現在の女性委員の人数以上を目標とする。

２　農業委員の人数に占める女性委員の割合が 30％未満の農業委員会
下表による農業委員の人数に応じた女性委員数の基準以上の人数を目標とする。

農業委員の人数	女性委員数の基準
５人以下	１人
６人～８人	２人
９人～11 人	３人
12 人～13 人	４人
14 人～16 人	５人
17 人～20 人	６人
21 人～23 人	７人
24 人～26 人	８人
27 人～30 人	９人
31 人～33 人	10 人
34 人～36 人	11 人
37 人以上	12 人

農業協同組合・農業委員会 「女性登用の取組事例と推進のポイント」概要

○　農協・農業委員会における女性登用を推進するため、先行事例のインタビュー等により、優良事例集を作成。
○　女性の登用が進んでいる農協・農業委員会は、女性登用に向けた**土壌づくり**（例：JA幹部から男性組合員に対する女性登用の意義の周知）、**仕組みづくり**（例：参与制度の導入、一日農業委員体験会）、**人づくり**（例：事務局や先輩女性によるサポート）の３つのステップを実施。
○　女性登用により、人・農地プランの円滑な策定、JAの売上への貢献等の様々な効果が発生。

農協

登用に向けた３つのステップ

土壌づくり

（取組例）
組合員への意義の周知、農協内の女性職員の活躍等により、地域や女性自身の意識が向上

仕組みづくり

参与制度や女性枠の設置、役員選考委員への女性の選出

人づくり

女性役員が活躍しやすい雰囲気づくりや研修の実施

登用の効果

○農業者の所得増大・農業生産の拡大
（販売促進、直売所活性化、商品開発など）

○地域の活性化
（生活インフラの強化、組合員の満足度向上、地域のPR、農協運営活性化など）

女性役員登用がもたらす効果（アンケート結果）

問：女性役員が0人の時と比較した組織・事業への効果（上位３分野）

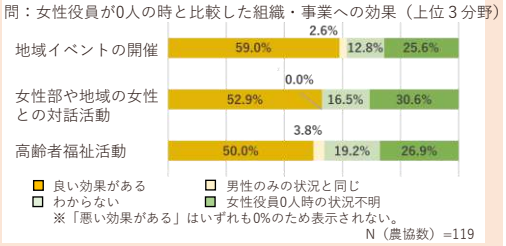

※「悪い効果がある」はいずれも0%のため表示されない。

N（農協数）=119

農業委員会

登用に向けた３つのステップ

土壌づくり

（取組例）
自治体での理解醸成や女性職員の登用、体験会の開催等により、地域や女性自身の意識の向上

仕組みづくり

女性の推薦体制の構築、登用されやすい選考の仕組み

人づくり

農業委員会事務局や女性委員同士のネットワーク構築、会長職へのステップアップ支援

登用の効果

○組織の活性化
（広報活動を通じた組織・活動の認知向上、会議の活発化など）

○農業委員業務の向上
（地域の多様な声を反映した農地集積・遊休農地の発生防止、農業者年金の加入促進、女性としての経験を活かした多様な意見の提出など）

女性委員の活動による効果(アンケート結果)

問：女性委員が0人の時と比較した農業委員会活動の効果

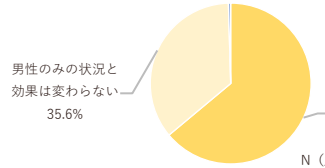

N（農業委員会数）=438

＜事例＞
○JA新はこだて（北海道）

・女性が理事会にオブザーバー参加する「**参与**」制度を導入。翌期の改選で女性参与２名が**理事に就任**。

・女性理事は、ネットワークを活かした**正組合員の加入推進**、過疎地域における野菜の**移動販売**等を実施し、**農協運営の活性化**や地域住民の**生活の質の向上**に貢献。

参与の役員への就任状況(アンケート結果)

問：農協運営に参与等として参加した人の翌期以降の役員への就任状況

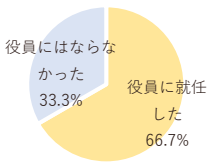

N（参与の仕組みがある／あった農協数）=15

＜事例＞
○松川町農業委員会（長野県）

・女性委員が**人・農地プランの策定**を主導し、地域住民へのアンケート、話合いにおけるファシリテーションを実施。
・**女性が主導することで、地域の女性の参画**が進展。**アンケートの回収率は８割、話合いの女性参加率は４割**を達成し、プランの策定を実現。
(同町内他地区の平均回収率 約５割、平均女性参加率 約１割)

人・農地プラン策定の話し合いを主導する女性委員（中央）

女性が活躍する農業委員会

農業委員会における女性の登用と活躍のポイント

農業委員の任命要件等

- 農業委員は法律に基づく規定に沿って市町村長により任命され、①～③の要件等を満たすことが求められている。
- 特に、平成28年に新たに設定された③の配慮規定を踏まえ、女性の任命を積極化する動きが広がっている。

任命要件等

① 原則として、認定農業者等が農業委員の過半数を占めること。
② 中立委員（農業委員会の所掌事項に利害関係を有しない者）が含まれること。
③ 年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮すること。（**青年、女性の積極的な登用に努めること**）

女性委員登用の状況

- 令和２年10月１日時点で、女性委員のいる農業委員会は全国　1,702委員会中の1,448委員会、委員会平均の女性委員数は１.７人となっている。
- アンケートの結果（※）、登用されている女性委員の任期として最も多いものは１期目（39%）で、次いで２期目（37%）となっている。

女性委員はそれぞれ現在何期目か

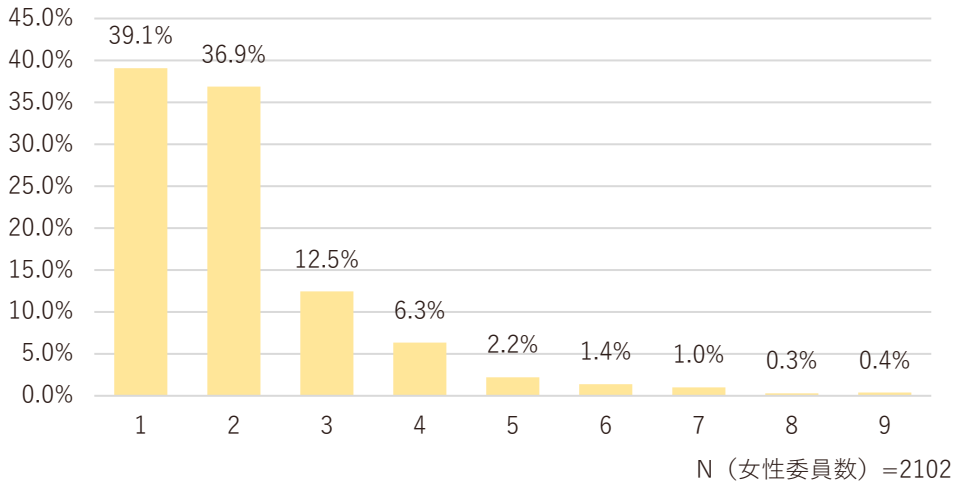

N（女性委員数）=2102

※「農業委員会における女性委員登用に関するアンケート」
（回答農業委員会数：1,194件。調査の詳細はP１参照）

農業委員会における女性の登用と活躍のポイント

女性委員の推薦の状況

- アンケート調査の結果、女性委員の約７割が推薦を受け登用されていることが明らかになっている。
- 推薦を受けた母体としては、地区・自治会や農業者、女性農業者組織などとなっている。
- 一方で、推薦を受けずに農業委員となった女性は約３割と、登用のパターンとして最も多くなっているなど、推薦によらず委員となっている者が多いこともうかがえる。

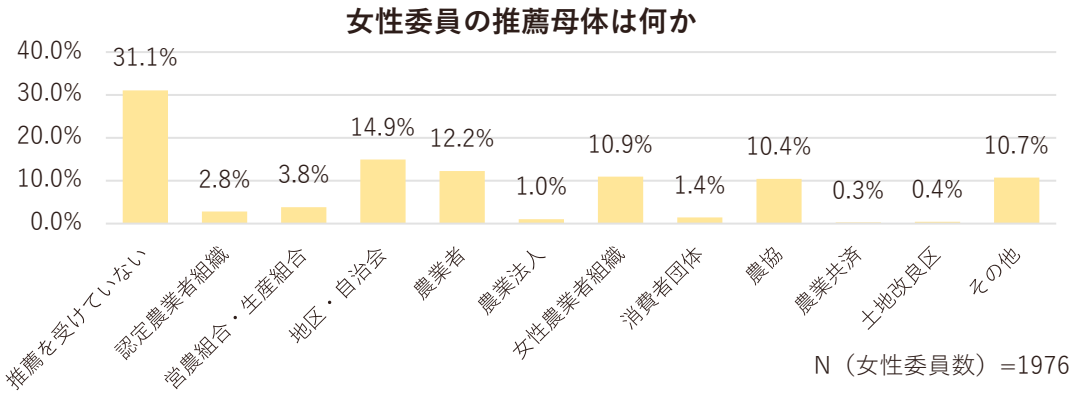

女性の中立委員の状況

- アンケート調査の結果、女性委員のうち中立委員として任命されている割合は26%で、中立委員の職業は「主婦」「団体職員」の順に多くなっている。

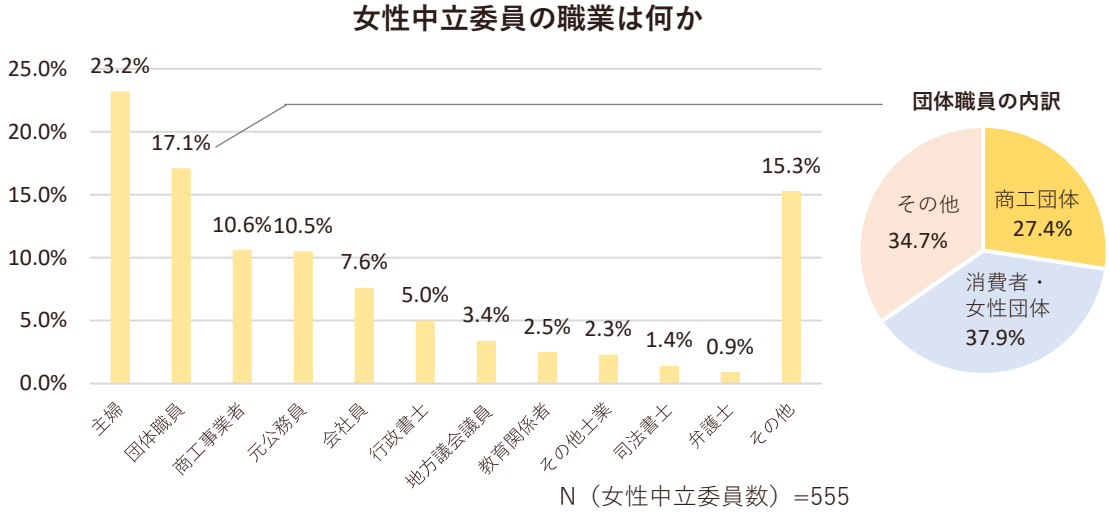

農業委員会における女性の登用と活躍のポイント
～登用に向けた３つのステップ～

農業委員登用の進展と活躍に向けた支援のフロー

- 女性委員の登用には、地域や自治体、農業委員会、そして候補者の意識に女性活躍への抵抗が少ないことや、意欲があることなどの「土壌づくり」がベースとなる。
- 土壌を踏まえ、女性が登用され、活躍できる「仕組み」を作り、登用後も「人づくり」として、事務局や女性委員同士のネットワーク等により、長く活躍できる支援が重要である。

土壌づくり

地域の意識
➢ 地域全体で女性活躍への理解や取組が進展している
…藍住町、東松山市　など

自治体、農業委員会事務局の意識
➢ 理解醸成や働き方改革の推進、女性職員の登用が進められている
…藍住町、恵那市、津島市、松川町、豊後大野市　など

女性自身の意識
➢ 人前に出ることへの自信や地域への貢献意欲などの意識がある
…大崎市　など

女性候補者と農業委員会の接点強化
➢ 女性委員による地域活動などで候補者となりうる人物との接点を得る
…大崎市、大船渡市、枕崎市　など

仕組みづくり

女性の推薦体制の構築
➢ 地域の女性団体などから女性候補者の推薦を得る体制を構築する
…津島市　など

登用されやすい制度設計
➢ 選考時の評価などで、女性を優先的に登用する仕組みをつくる
…大崎市、豊後大野市　など

活動しやすい環境づくり
➢ 女性委員自身が、活動や発言をしやすい環境づくりを進める
…恵那市、豊後大野市、松川町　など

人づくり

研修の実施
➢ キャリア形成や能力開発のための教育・研修を拡充する
…枕崎市　など

ネットワーク体制の構築
➢ 縦、横のつながりによってノウハウ共有や相談をできる体制をつくる
…恵那市、津島市　など

会長職など次のステップへの登用
➢ 会長など、より責任のある役職にステップアップできるよう支援する
…藍住町、大船渡市　など

農業委員会における女性の登用と活躍のポイント
～登用の効果～

女性登用がもたらす効果

- 女性の登用により農業委員会に新たな視点が加わり、男性だけでは持ちえなかった経験や、新たな情報網などのリソースがもたらされる。
- 結果、地域内の多様な意見に基づく検討に繋がり、組織の活性化や委員会業務の進展等の効果が期待される。

組織活性化

広報活動などを通じた組織・活動の認知度向上
- 農業委員会の活動を内外問わず広く周知する。
  恵那市、枕崎市　など

会議の活発化
- 議論の場において多様な意見が出るようになる。
  大船渡市　など

地域の活性化
- 女性の視点を活かした検討が活発化。
  藍住町　など

農業委員業務

農地行政・農地等の利用の最適化

農地集積・集約、遊休農地の発生防止
- 地域の多様な声を反映。
  大船渡市、恵那市、東松山市、豊後大野市、松川町 など

農地の農地利用の意向把握の拡大
- 女性のネットワークも活用した新しい情報収集体制。
  藍住町、大崎市、津島市、東松山市　など

農業経営の合理化

農業者年金の普及・加入推進
- 自身の経験を活かした女性・若者への加入推進。
  恵那市、枕崎市　など

役立つ情報の提供
- 女性のネットワークをフルに活用した情報提供。
  恵那市、豊後大野市、枕崎市　など

農業・農村の声を代表

経験を活かした多様な意見の提出
- 子育て中の母や新規就農者としての声の発信。
  豊後大野市、枕崎市　など

農業委員会における女性の登用と活躍のポイント

女性委員登用がもたらす効果

- アンケート調査の結果、女性委員がいる農業委員会のうち64%が「良い効果がある」、36%が「男性のみの状況と効果は変わらない」と回答しており、ほとんどすべての農業委員会で悪い効果は認められていない。
- また、「良い効果がある」と回答した農業委員会による、具体的な良い効果の内容として、「男性とは異なる視点の意見を聞くことができる」といった回答が挙げられている。

女性委員の活動による効果

Q　女性委員が０人の時と比較して、女性委員がいる状況は農業委員会の活動に良い効果があるか
（女性委員が0人の時と比較できる場合のみ回答）

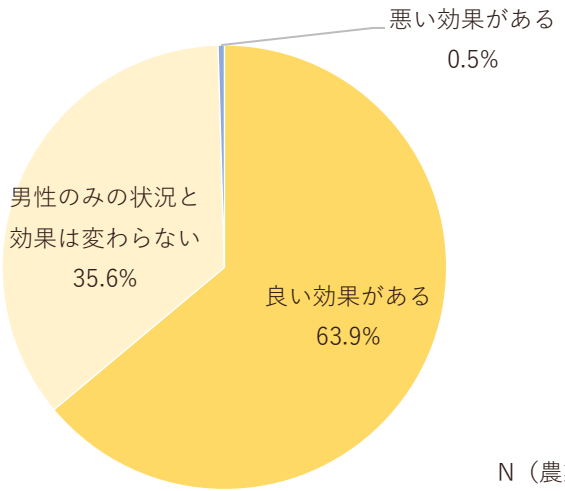

N（農業委員会数）=438

効果の具体例

＜回答の一例＞

- 男性とは異なる農業への携わり方・視点からの有意義な意見を聞くことができる。
- 女性委員が積極的に議案質疑を行ったり、研修後に研修内容の報告を行うなどで、他の委員も質疑しやすい雰囲気となった。
- これまで気づかなかった業務や制度、意識の問題が明らかになるきっかけとなり、そうした問題を解決していくことで活動が活性化し、地域農業の持続的な発展につながる可能性を感じさせる。

女性委員が活躍する農業委員会の事例

1. 女性比率３割越えで委員会での議論が活発化 …… P30
大船渡市農業委員会（岩手県）

2. 一日女性農業委員会で農政への意識向上 …… P31
大崎市農業委員会（宮城県）

3. 地域への想いから、アンケートで課題を把握し集積推進 …… P32
東松山市農業委員会（埼玉県）

4. 女性委員が主導し、人・農地プランを策定 …… P33
松川町農業委員会（長野県）

5. 行政支援を受けた幅広い世代の女性委員が活躍 …… P34
恵那市農業委員会（岐阜県）

6. 推薦母体の多角化などで女性委員割合35％を達成 …… P35
津島市農業委員会（愛知県）

7. 町の動きを機に地域初の女性会長が誕生 …… P36
藍住町農業委員会（徳島県）

8. 登用の工夫で継続的に活躍できる環境づくり …… P37
豊後大野市農業委員会（大分県）

9. 女性中立委員登用による新風、委員会に活気も …… P38
枕崎市農業委員会（鹿児島県）

番外 全国的な研修やネットワークで女性委員登用を支援 …… P39
全国農業委員会女性協議会

1．大船渡市農業委員会（岩手県）

女性比率３割越えで委員会での議論が活発化

基本情報

所在地：岩手県大船渡市
農業委員数(うち女性数)：9人(3人)　※2021年9月時点
人口　：34,224人　※2022年1月時点

特徴

中山間地域で遊休農地も増加傾向にある。東日本大震災以降、市の花である椿の新たな産業化に取り組んでいる。

取組概要

- 担い手不足が深刻で、農業界の活性化が求められる中、将来を託すためにも女性委員の登用を推進。委員の経験年数が少なくても、女性を会長職務代理に任命することで、**積極的に経験・活躍の場を提供**している。
- **女性委員の割合が全体の3割を超え**ており、**会議では女性の意見も受け入れられやすい環境**ができている。

女性委員登用･活躍までのポイント

土壌

女性委員のボランティア活動などを通じて次世代の候補者に情報を発信

- 女性委員が農業委員会活動に関連して取り組む、椿やお茶の植樹ボランティアなどを通じて、情報を発信し、新たな女性委員候補者との接点を得ている。
- 現在の女性委員３名も地域活動を通じて登用に至っている。
- 市議会や各地域で説明会を開催し、女性候補者の掘り起こしに努めた。

ひと

女性を会長職務代理に抜擢し、経験を積む場を提供

- 女性農業委員も会長職務代理や農地利用最適化推進班会議の書記など様々なポジションを経験し、農業委員会全体の意識の向上を目指している。

女性の活躍とその効果

女性比率が3割を超えて以降、委員会での議論が活性化

活動内容

- 地域で深刻な課題である遊休農地に関する対応や、農地集積なども男女全委員が活動している。

効果：組織活性化

- 農地などについて議論する際も、女性の割合が高くなって以降、会議が和やかな雰囲気になった。

女性委員が親身に農地集積の相談に対応

活動内容

- 女性委員も男性同様、農地パトロールなどを実施。農地の所有者の事情に応じて親身に相談に乗っている。

効果：農地等の利用の最適化

COLUMN

様々な人の意見を聞いて、人を育てる機会の提供を。

女性の活躍に期待し、地域の農業の未来を託したい。性別ではなく、様々な人の意見を聞き、経験を積ませ人を育てることが結果的に農業委員会にも良い効果に繋がると考えています。

藤原　重信さん
大船渡市農業委員会会長

2．大崎市農業委員会（宮城県）

一日女性農業委員会で農政への意識向上

基本情報

所在地：宮城県大崎市
農業委員数(うち女性数)：26人(7人)　※2021年9月時点
人口　　：126,743人　※2022年2月時点

特徴

平野部、山間部の両方を持つ「大崎耕土」と称される土地の特徴を活かした水田農業がおこなわれている。

取組概要

- 女性農業者や農業系学科がある高校・大学校の女子学生に農業委員会の役割を理解してもらうため「**一日女性農業委員会」を開催**している。
- 一日女性農業委員会で参加者から出た**農政に関する意見は、市長への政策提案に盛り込んでおり**、参加者の**意欲を高めるきっかけ**になっている。

女性委員登用･活躍までのポイント

土壌

一日女性農業委員会を通じて農政への関心や意欲向上

農業の未来を守りたいという気持ちが芽生えた。

女性農業者

- 年２回、女性農業者や農業を学ぶ女子高生、女子大生を対象に「一日女性農業委員会」を開催。
- 農業委員会の活動や意義を参加者に伝えるほか、意見交換で農政への考えを聞き、実際の政策提案にも反映させている。

仕組み

女性候補者への配点を高くし、登用しやすい仕組みづくり

男女の比率の偏り改善に向けた、配点の工夫が功を奏している。

事務局

- 改正農業法の配慮規定を踏まえ、市の委員候補者審査基準で、合計100点の配点区分のうち、女性には10点を加点する仕組みとしている。

ひと

事務局が農地法などの専門用語集を作成し委員をサポート

女性の活躍とその効果

女性農業者や農地の扱いに悩む農業者に寄り添った支援

夫を亡くした女性農業者の農地整理の支援を行った。同性としてじっくり話を聞いて気持ちを共有しながら整理ができた。

女性委員

活動内容

- 男性委員だと訪問しづらい環境にいる農業者の農地整理を支援している。
- 土地変更の検討などは周囲に知られたくないという農業者への配慮で、長靴姿に軽トラックで訪問し、世間話のスタイルで相談に乗っている。

効果：農地行政

- 男性委員だけでは十分対応できなかった農地の集積、集約について、女性委員の活躍によって対応可能に。
- 女性委員が親身に傾聴することで、農業者から、委員会への信頼度向上にも寄与している。

写真：一日女性農業委員会体験の様子

3. 東松山市農業委員会（埼玉県）

地域への想いからアンケートを実施し集積推進

基本情報

所在地：埼玉県東松山市
農業委員数(うち女性数)：11人(4人) ※2021年9月時点
人口　　：90,369人 ※2022年2月時点

特徴

東京都心から約50kmに位置し、首都圏近郊の住宅都市である一方、丘陵地帯も擁し、果樹園や水田地帯も広がる。

取組概要

- 飛び地の田畑が多く作業効率が悪いことに課題を感じた女性委員が**地域住民へのアンケートを実施**。地域住民の農地集積の**意向を取りまとめ、集積を推進**した。
- 測量事務所での勤務経験を活かし、皆が納得しやすいような集積の方針案を策定し、住民からの支持を得た。

女性委員登用･活躍までのポイント

土壌

近隣委員会と合同で、首長に女性委員登用を要望

市町村長に直接お願いをすることが大事だと感じている。

女性委員

- 東松山市を含む近隣市町村の女性農業委員らでつくる「比企地域女性農業委員・農地利用最適化推進委員連絡会」では、次年度に改選を迎える農業委員会の市町村長と農業委員会会長に対して、女性登用を求め、訪問活動を行っている。

女性の活躍とその効果

地域住民の意向を反映させた農地集積案を策定

活動内容

- 女性委員が農地集積を進めるために住民向けのアンケートを実施。農地中間管理事業の活用を前提とし、所有権は移転しない、といった方針を示したことで、ほとんどの回答者が集積に前向きと答えた。
- アンケートは土地改良区の会長と連名にしたり、地域に精通する人物の協力を得ていることを記載することで、周囲からの理解を得やすいよう工夫した。

効果：農地等の利用の最適化
- 飛び地だった農地が集積された。

COLUMN

スキルがなくても想いがあれば集積につながります。

農地集積に必要なことは、「このままではいけない」という問題意識や想いをもって、地域の理解や水利組合との連携等を得るために動くことです。特別なスキルが無くても文書やデータの作成、その解析などはできます。農地が飛び飛びで作業効率が悪いことは、他の住民も感じているのではと、アンケートで地域の意向を聞いて回りました。集積した後は、さらに集約にも取り組んでいます。

久保田 節子さん
東松山市農業委員会会長
職務代理者

4．松川町農業委員会（長野県）

女性委員が主導し、人・農地プランを策定

基本情報

所在地：長野県松川町
農業委員数(うち女性数)：16人(3人) ※2021年9月時点
人口　　：12,377人 ※2022年2月時点

特徴

町の中心を天竜川が流れる中山間地域。水源に恵まれており、リンゴなどの果樹や水稲栽培が盛ん

取組概要

- 地域の将来像を話し合う必要性を訴え、女性委員が丁寧に様々な立場の地域住民の声を聴き、**人・農地プランを策定**。
- 人・農地プランを実践するために**女性委員らで遊休農地を活用した有機野菜の栽培などを行う農業団体を設立し**、地域交流も促進。

女性委員登用･活躍までのポイント

土壌

町の男女共同参画プランで女性登用が積極化

- 2020年からの松川町第5次男女共同参画プランを機に、地域の名の知れた農家から委員を選ぶ風潮に変化が生じた。

仕組み

女性委員を複数人登用し、活動になじめるようサポート

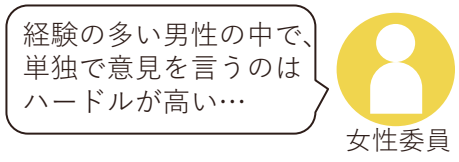

- 事務局が、これまでの女性委員の様子などから、萎縮せず安心して委員会の活動に取り組んでもらうために、女性2人以上の登用が有効と考え、それに向けた働きかけを心がけている。

人・農地プラン策定の話し合いを主導する委員（中央）

女性の活躍とその効果

地域の老若男女を巻き込んだ人・農地プランの策定

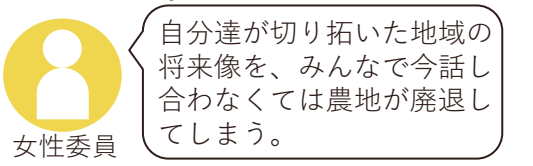

活動内容

- 人・農地プラン策定に向け、女性委員が地域住民に個別訪問や説明をしながらアンケートを配布。
- アンケート回収率は約８割、地区の話合い参加者の４割が女性など、回収率、話合い女性参加率ともに、町内他地区を大幅に上回り、多様なメンバーで検討ができた。
- 話合いでは、研修で学んだファシリテーション方法を活かし、様々な立場の参加者が意見を言いやすいようリードした。

効果：農地等利用の最適化、組織活性化

- プランで出てきた意見を基に、女性委員や地域住民で農業団体を立ち上げ、遊休農地を活用して有機農業を実施。楽しい交流の場として、地域の絆を強くするきっかけに。
- 収穫した有機野菜は、地元の小学校と中学校の給食用に提供している。

5．恵那市農業委員会（岐阜県）

行政支援を受けた幅広い世代の女性委員が活躍

基本情報 ※2021年9月時点

所在地：岐阜県恵那市
農業委員数(うち女性数)：19人(6人)
人口：48,578人

特徴

愛知県と長野県に隣接しており、自然豊かな中山間地域でありながら、名古屋市へは自動車・鉄道で約1時間でアクセスできる。
トマトやイチゴなどで若手の就農者が増加している。

取組概要

- 30代～60代まで幅広い女性委員６人が活動できるように、**県や市が託児サービスの提供や女性委員間のネットワーク構築などを行って女性委員を支援。**
- 女性委員自身の経験や目線を活かして、**周囲の女性や新規就農者に農業者年金加入を推進、広報誌の企画・発行などと連動した効果**も。

女性委員登用･活躍までのポイント

土壌

行政の女性農業者支援制度で、女性の活躍を後押し

- 農村地域の活性化や社会参画等に積極的に取り組む女性を、県知事が「岐阜県女性農業経営アドバイザー」として認定。女性農業者の活躍を後押し。

仕組み

委員向け託児サービスで活躍支援

- 育児中の女性委員もおり、委員活動時には市がシルバー人材センターに依頼し、託児サービスを活用できるよう環境を整えている。委員からは「安心して活動できる」と好評である。

ひと

女性委員間ネットワーク構築で、安心して活動できる環境

他地域の先輩女性委員との交流は、自分達の活動にも参考になっている。

女性委員

- 女性委員と事務局のランチ会などで定期的に情報交換の機会を設け、委員活動のノウハウを共有したり、不安や悩みの解消につながっている。
- 女性委員は県域の女性委員ネットワークにも参加し、研修受講や交流の機会を持つことで、活動のヒントを得ている。

女性の活躍とその効果

経験をもとに農業者年金加入を推進、目標達成率全国１位に！

活動内容

- 農業者年金のことを「もっと早く知りたかった」という自身の経験を活かし、新規就農者や女性農業者へ推進活動を実施。

効果：農業経営合理化(農業者年金推進)

- 2018年には農業者年金加入目標達成率600%、全国１位となった。
- 自身の経験に基づいた説明が、新規加入者の納得感につながっている。

女性委員が企画、取材、編集をして広報誌を発行

取材を通じて得た人脈や情報は、農地の集積や年金加入推進にも役立っている。

女性委員

活動内容

- 女性委員の発案で年２回農業委員会広報誌「ええのお」を発行している。
- ランチ会やLINEのやり取りで企画・編集し、女性委員自ら新規就農者などへ取材している。

効果：組織活性化

新規就農者と農業委員会が接点を深めるきっかけに。農業者年金加入推進や農地集約業務にも繋がっている。

6. 津島市農業委員会（愛知県）

推薦母体の多角化などで女性委員割合35％を達成

基本情報

所在地：愛知県津島市
農業委員数(うち女性数)：14人(5人) ※2021年9月時点
人口：60,887人 ※2022年2月時点

特徴

名古屋市の西方約16kmに位置する平野地帯で、いちごや水稲などの栽培が行われている。

取組概要

- 農業関連団体や女性団体などの団体から、**女性委員候補者の推薦を得た結果、女性委員の割合が35%**を達成。女性が増え**会議も活発に。**
- オペレーターや農業法人代表などを務める女性が委員となり、**相談しやすい環境が向上**した。

女性委員登用･活躍までのポイント

土壌

女性委員30%以上になるよう市の方針が決定

- 2017年の改選時に市として、男女共同参画の観点から女性委員が30%以上になるよう方針決定。トップダウンで女性委員登用が進む機運が醸成された。

仕組み

女性団体等からの推薦を得て委員登用を推進

- JAや農村生活アドバイザーなどの農業系団体、「農村輝きネット・あいち」や「津島市女性の会」などの女性団体など、様々な団体から女性委員の推薦を得ている。

ひと

県域の女性向け研修に参加し、知識や仲間を得ている

他の地域では女性農業委員が「食育」に取り組んでいる。津島市でも実施してみたい。

女性委員

- 女性委員は県域の女性農業委員会団体「農業委員会レディスあいち」が主催する勉強会に参加。「女性委員にできること」や「農地パトロールの取り組み方」などをテーマとした勉強会を通じて、津島市での活動の参考にしている。

女性の活躍とその効果

女性委員の農業の実績で地域住民からの信頼を獲得

オペレーターをしている女性委員には、以前からたびたび農業に関する相談をしていた。いつもきちんと道筋をつけてくれるので、委員としてますます頼りにしている！

農業者

活動内容

- 稲作のオペレーターや、地域の農地集積先としても頼られる農業法人代表などを務める女性が委員に就任し、農地に関する相談を受けている。

効果：農地行政

- 信頼感や話しやすさなどを評価され、地元の農業者から農地などに関する相談を受けている。

委員会内における男性委員の発言も活発に

活動内容

- 女性委員の割合が高く、女性委員から積極的な意見や質問が出ている。女性委員の発言が増えたことで、自然と男性委員からの発言も増え、会議が活発化している。

効果：組織活性化

7．藍住町農業委員会（徳島県）

町の動きを機に地域初の女性会長が誕生

基本情報

所在地：徳島県藍住町
農業委員数(うち女性数)：14人(4人) ※2021年9月時点
人口　　：35,545人 ※2021年12月時点

特徴

平坦地域で遊休農地自体少なく、特産品の春ニンジンなどの栽培が行われている

取組概要

- 前会長の意欲の下、藍住町初の女性農業委員会会長を誕生させるため、**女性委員が就任１期目に副会長**の役に、**その後の改選で会長に就任。**
- 女性が会長となり女性委員全体の活動も活発化。女性委員や町に農地に関する相談が多く集まるようになった。

女性委員登用･活躍までのポイント

土壌

町の女性管理職登用が進み、委員会でも機運醸成

- 町役場で女性登用が進み、地域としても女性の社会進出に理解が進んでいた。また、男女が一緒に農業経営をしている素地もあった。

仕組み

女性委員による声掛けで、更なる女性委員の増加

- 女性委員による、地域女性への声掛けが新たな登用につながった。継続的に女性委員に就任してもらうために、農業委員会活動の際に女性就農者を把握している。

ひと

前会長が女性委員が会長になるようステップアップ支援

前会長

時代を考え、次は女性が会長にふさわしい。まずは副会長として経験を積んでもらいたい。

- 前会長が女性登用に意欲的で、女性委員を副会長に指名した。
- 会長職務代理者を経験した女性委員が、翌期に町初の女性会長に。
- 初任委員がわからない専門用語や制度などは、事務局や委員同士で教え、サポートしている。

女性の活躍とその効果

新たなネットワークを通じて、農地に関する気軽な相談が増加

活動内容

- 男女ともに農地に関する業務を実施。特に会長は地域の相談役として、役場との調整役なども担っている。

効果：農地行政

- 女性委員の持つネットワークを通じて、気軽な相談の頻度が増加。活発な土地活用に結び付いている。

新たな特産品づくりに向けた、作物研究会の設立

活動内容

- 特産品の春ニンジンだけに頼らず、農業経営の多角化を進めるため「新作物研究会」を立ち上げ。
- レストラン・消費者へ高付加価値での野菜の販売や「こどもピーマン」など様々な野菜の産地づくりに取り組んでいる。

効果：地域の活性化

- 地域全体で新しい特産品づくりに向けた活動が始まった。

特産の「春ニンジン」

8. 豊後大野市農業委員会（大分県）

登用の工夫で継続的に活躍できる環境づくり

基本情報 ※2021年9月時点

所在地：大分県豊後大野市
農業委員数(うち女性数)：15人(4人) ※2021年9月時点
人口：34,015人 ※2022年1月時点

特徴

新規就農者に対する研修や住居支援などを積極的に行ってきた結果、就農者が増加。
ピーマンの生産量は西日本有数である。

取組概要

- 女性１人の登用の心細さを解決し、女性が継続的に**委員活動をしやすくするために同世代の女性２人ずつの登用、女性委員引退時の工夫**など女性委員自らが候補者探しや推薦の依頼を行っている。
- 女性委員の視点を活かし、地域の若手女性が子育てや農業を行いやすい制度（市の**新規就農者の出産時補助金支給制度）に結び付けた。**

女性委員登用･活躍までのポイント

土壌

県の女性農業委員団体が各委員会に登用を要請

- 県内18の農業委員会の女性委員でつくる団体「ウーマンアグリネットおおいた」が、各委員会や副知事への登用の要請や意見交換を行っている。

仕組み

同世代の女性委員を登用し、活動しやすい環境づくり

- 同世代の女性が２人ずつとなるよう選定し、女性委員同士でサポートできる体制を組んでいる。
- 活動しやすい環境づくりを女性委員自ら取り組み、次の女性候補者も探しながら活動している。

引退時は次の女性候補を指名し、女性の人数を維持

女性候補者の先輩としてしっかりサポートし「道筋」をつけることが大切。

女性委員

- 女性委員の発案で、女性委員の継続登用ができるように、女性委員の引退時には、次の女性候補者を見つけるようにしている。
- 女性候補者の登用にあたっての不安や、手続きなどへのフォローも併せて実施している。

女性の活躍とその効果

女性就農者の出産時補助制度の設立で、働きやすい地域づくりに貢献

委員として小さい子供がいる新規就農者の気持ちも代弁していきたい。

女性委員

活動内容

- 女性農家や新規就農者でもある委員が、委員会の中でそれぞれの立場を代弁。
- 収穫期の農業と子育ての両立の難しさを実感した経験から、地域内に子守を頼める親などがいないことの多い新規就農者でも農業を続けられるよう、委員会を通じて市に子育て制度の改善を要請した。

効果：農業の声を代表

- 新規就農者は出産時に60日間補助金を受けられる制度が制定。子育て世代の新規就農者も農業を継続しやすい環境づくりを促進。新規就農者の増加にも貢献。

身近な話題をきっかけに集積を推進

活動内容

- コミュニケーション能力を発揮して、身近な話題から農地の話題に広げ、共感を生んでいる。

効果：農地等の利用の最適化

- これまで必要性を訴えられても、農地を動かすことに二の足を踏んでいた農業者も、新しい視点をから検討することで、集積に協力するケースもある。

9．枕崎市農業委員会（鹿児島県）

女性中立委員登用による新風、委員会に活気も

基本情報

所在地：鹿児島県枕崎市
農業委員数(うち女性数)：10人(3人) ※2021年9月時点
人口：19,986人 ※2022年2月時点

特徴

お茶や菊の栽培、畜産が盛んな地域。平地と中山間地があり、市の南側は東シナ海に面している。

取組概要

- 豆腐屋を営み、**地域に強いネットワーク**を持つ女性が中立委員として登用され、農業者年金の加入推進などに効果を生んでいる。
- 農業委員としての経験を、農業や地域のことを知るきっかけとしてとらえ、**SNSなどでも活動を積極的に発信**している。

女性委員登用･活躍までのポイント

土壌

地域活動で活躍する女性を委員としてスカウト

- 地域の女性サークルの活動を通じて農業委員会と知り合った女性の、明るく積極的な人柄から、中立委員になってもらうよう依頼した。

ひと

女性委員向け研修の旅費を委員会で支援

- 男性委員とは異なり、女性委員のみを対象とした会議や研修が度々ある。男性委員からの声で旅費を支援することになり、女性委員の活動がより円滑に取り組める環境となっている。

女性の活躍とその効果

お豆腐配達や子供の迎えを利用し、効率的に農地を見回り

活動内容

- 本業のお豆腐屋の仕事や、子育て中の母親としても多忙な中、隙間時間を活用して効率的に農地パトロールや農業者年金加入推進などを行っている。
- 創業50年の豆腐屋で地域に顔が広く、住民からの相談も受けやすい。

効果：農地の確保と有効利用、農地等の利用の最適化、地域の活性化

SNSなどで委員活動を発信

活動内容

- 元々農業委員の活動を知らなかったことから、周りにも広めるためにブログやSNSで積極的に情報発信をしている。

COLUMN

農業委員活動を楽しみながら成長の糧に

農業委員がどういった仕事か知らなかったけど、経験する中で見えていなかった地元の新しい側面を知ることができて、とても面白いです。わからないことがあっても、他の委員や事務局の方がいつも優しく教えてくれるので不安はあまりありません。

元々人と会うことが好きなので農業委員になったことで、年齢の離れた方々との話題も増えてうれしいです。話しかけてもらえることも多くなり、とにかく楽しんで活動しています。

水野 正子さん
枕崎市で3代つづく豆腐屋を営む。中立委員として2017年より登用。

＜番外編＞全国農業委員会女性協議会

全国的な研修やネットワークで女性委員登用を支援

組織概要

全国の女性農業員を中心に2011年3月9日に発足。
都道府県段階の組織：42府県（42団体）
会員数　2,890人　　（2022.1月現在）

活動目的等

女性の委員の資質向上と、女性の委員への更なる登用・選出に向け、県域を越えた相互研さんと情報の交換・共有、農業政策に対する意見の公表、女性の委員の組織化と組織活動の強化に取り組む。

取組概要

- 女性委員の登用促進を目指し、市町村等へ要望を伝えている。また、地域に推薦母体がない女性候補者への、推薦支援も行っている。
- 登用された女性の活躍を支援するため各地での研修や、女性同士が情報や悩みを共有するためのネットワーク支援も行っている。

女性委員登用･活躍までのポイント

女性委員登用に向け積極的に活動

情報や想いを共有して、地元に戻り頑張っている。女性が活動しやすい環境づくりを進めていきたい。

女性協会長

- 府県単位の女性組織から、市町村や農業委員会会長あてに、女性登用の要望書の送付などを行っている。
- 地域に推薦母体がない女性候補者を支援するため、必要に応じて女性協や府県単位の女性農業委員会組織が推薦書を提供している。

女性の活躍とその効果

幅広いエリア、職位を対象とした研修で女性委員をサポート

＜実施する研修等支援一覧＞

- 女性農業委員登用促進研修会の開催支援
- 全国6ブロックの研修会の開催支援
- 女性農業委員会活動推進シンポジウムの開催
- 女性の農業委員会初任者委員のための研修
- 女性の農業委員会会長・会長職務代理者会議の開催

全国ネットワークを活用、拡張

- 女性委員の活動を横展開するため、「農業委員・農地利用最適化推進委員」のポータルサイト内で活動事例を掲載。
- 女性委員の組織が結成されていない都道府県で、組織化を促すための働きかけを実施している。

COLUMN

女性の視点は委員会に好循環を生んでいます。

全国で女性の委員は、男性委員と異なる視点を活かして活躍しています。特に女性の委員の活躍のポイントとして①一軒一軒を丁寧に訪ねるきめ細かさ、②広報誌作成などの上手な見せ方、③自由な発想と実現力の高さ、があると思います。女性の委員が活躍することで、男性の委員にも良い効果が広がっており、好循環を生んでいると感じています。

佐藤 雄太さん
全国農業会議所
農地・組織対策部 主事

	市町村名	農業委員会名	農業委員数（令和3年度末）	女性委員数（令和3年度末）	女性委員数（令和4年10月末）	目標女性委員数（令和7年度末）	女性委員の割合	農業委員任期満了日
1	千葉市	千葉市農業委員会	17	2	2	6	11.8%	令和5年7月19日
2	習志野市	習志野市農業委員会	16	3	3	5	18.8%	令和5年10月6日
3	市原市	市原市農業委員会	17	4	4	6	23.5%	令和6年4月18日
4	八千代市	八千代市農業委員会	14	1	1	5	7.1%	令和5年7月19日
5	市川市	市川市農業委員会	10	1	1	3	10.0%	令和5年7月19日
6	船橋市	船橋市農業委員会	14	1	1	5	7.1%	令和5年7月19日
7	松戸市	松戸市農業委員会	14	1	1	5	7.1%	令和5年7月19日
8	野田市	野田市農業委員会	13	2	2	4	15.4%	令和5年7月19日
9	柏市	柏市農業委員会	16	2	2	5	12.5%	令和6年7月14日
10	流山市	流山市農業委員会	12	2	2	4	16.7%	令和5年7月19日
11	我孫子市	我孫子市農業委員会	10	1	1	3	10.0%	令和7年4月28日
12	鎌ケ谷市	鎌ケ谷市農業委員会	11	1	1	3	9.1%	令和5年7月19日
13	成田市	成田市農業委員会	19	4	4	7	21.1%	令和5年7月19日
14	佐倉市	佐倉市農業委員会	15	2	2	5	13.3%	令和5年7月19日
15	四街道市	四街道市農業委員会	14	2	2	5	14.3%	令和7年3月31日
16	八街市	八街市農業委員会	11	2	2	3	18.2%	令和5年7月19日
17	印西市	印西市農業委員会	11	1	1	3	9.1%	令和6年3月31日
18	白井市	白井市農業委員会	9	2	2	3	22.2%	令和5年7月19日
19	富里市	富里市農業委員会	8	3	3	3	37.5%	令和5年7月19日
20	酒々井町	酒々井町農業委員会	8	2	2	3	25.0%	令和5年7月19日
21	栄町	栄町農業委員会	8	2	2	2	25.0%	令和7年3月31日
22	香取市	香取市農業委員会	19	3	3	6	15.8%	令和7年3月31日
23	神崎町	神崎町農業委員会	8	1	1	2	12.5%	令和7年4月18日
24	多古町	多古町農業委員会	12	2	2	4	16.7%	令和5年7月19日
25	東庄町	東庄町農業委員会	10	3	3	3	30.0%	令和7年3月31日
26	銚子市	銚子市農業委員会	15	1	1	5	6.7%	令和5年7月19日
27	旭市	旭市農業委員会	17	3	3	6	17.6%	令和5年7月19日
28	匝瑳市	匝瑳市農業委員会	17	3	3	6	17.6%	令和6年7月19日
29	東金市	東金市農業委員会	15	3	3	5	20.0%	令和5年7月19日
30	山武市	山武市農業委員会	17	4	4	6	23.5%	令和7年3月31日
31	大網白里市	大網白里市農業委員会	17	1	1	6	5.9%	令和7年4月8日
32	九十九里町	九十九里町農業委員会	9	1	0	3	11.1%	令和7年4月11日
33	芝山町	芝山町農業委員会	12	2	2	4	16.7%	令和7年3月31日
34	横芝光町	横芝光町農業委員会	12	2	2	4	16.7%	令和7年3月31日
35	茂原市	茂原市農業委員会	14	2	2	5	14.3%	令和6年8月2日
36	一宮町	一宮町農業委員会	8	1	1	2	12.5%	令和5年7月19日
37	睦沢町	睦沢町農業委員会	7	1	1	3	14.3%	令和7年3月31日
38	長生村	長生村農業委員会	8	1	1	2	12.5%	令和5年7月19日
39	白子町	白子町農業委員会	11	2	2	3	18.2%	令和6年3月25日
40	長柄町	長柄町農業委員会	7	2	2	2	28.6%	令和6年7月21日
41	長南町	長南町農業委員会	8	1	1	2	12.5%	令和6年7月28日
42	勝浦市	勝浦市農業委員会	9	1	0	3	11.1%	令和7年3月31日
43	いすみ市	いすみ市農業委員会	13	1	1	2	7.7%	令和6年6月30日
44	大多喜町	大多喜町農業委員会	10	2	2	3	20.0%	令和6年3月31日
45	御宿町	御宿町農業委員会	8	2	2	2	25.0%	令和7年3月31日
46	館山市	館山市農業委員会	9	2	2	3	22.2%	令和5年7月19日
47	鴨川市	鴨川市農業委員会	12	1	1	4	8.3%	令和5年8月10日
48	南房総市	南房総市農業委員会	19	2	2	6	10.5%	令和6年5月2日
49	鋸南町	鋸南町農業委員会	10	1	1	3	10.0%	令和7年5月13日
50	木更津市	木更津市農業委員会	17	1	1	6	5.9%	令和5年7月13日
51	君津市	君津市農業委員会	14	2	2	7	14.3%	令和5年7月13日
52	富津市	富津市農業委員会	14	2	2	5	14.3%	令和5年7月13日
53	袖ケ浦市	袖ケ浦市農業委員会	15	2	2	5	13.3%	令和7年3月31日
		合計	660	99	97	216		

最適化活動の目標設定及び点検・評価について

1　概要

農業委員会等に関する法律第６条第２項の規定により、農業委員会が行うこととされている最適化活動について、令和４年２月２日付け農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について(局長通知)」及び令和４年２月25日付け農林水産省農地政策課長通知(課長通知)に基づき、農業委員会は、毎年度、最適化活動に係る目標を設定し、その翌年度に、目標達成状況の点検・評価を行い、その結果を公表するものとされている。

2　事務の流れ

1　目標設定

○ 農業委員会は、毎年度、最適化活動に係る目標を設定(※)

(1) 農業委員会の目標

		― 内　容 ―
成果目標		
	① 農地の集積	ア. 農地利用最適化指針において、農地の集積に係る目標を80%以上に設定している場合:当該目標を成果目標として設定 イ. ア以外の場合:都道府県が基本方針において設定した目標を利用
	② 遊休農地の解消	・ R3年度時点の遊休農地面積(草刈り程度のもの)を5年間で解消 ・ R3年度時点の遊休農地面積(基盤整備を要するもの)の解消のための工程表の策定 ・ 新規発生する遊休農地を解消
	③ 新規参入の促進	・ 新規参入者に貸付可能な農地(直近3年間の権利移動面積平均の1割以上)を公表
活動目標		
	④ 活動強化月間の設定	・ 活動強化月間を3か月以上設定
	⑤ 新規参入相談会への参加	・ 都道府県等が実施する就農相談会に推進委員等が1名以上参加

(2) 推進委員等の目標

目標項目	内　容
① 成果目標	・ 農業委員会が担当区域毎に定めた(1)の成果目標
② 活動日数目標	・ 農業委員会系統組織における統一的な取組として設定

○ 農業委員会は、設定した目標を都道府県、農地バンク等に通知

2　活動の記録

○ 推進委員等は最適化活動の内容を記録簿に記録

3　点検・評価、判断

○ 農業委員会は記録簿を基に活動実績と目標達成状況を点検・評価

○ 農業委員会は点検・評価結果を考慮し、推進委員等を選考

4　公表・報告

○ 農業委員会は点検・評価の結果を公表し、都道府県知事等を経由して国に報告

1.目標の設定
　3 月末までに目標を設定。
↓
2.目標の公表・報告
　農業会議から確認を受けた後、4 月末までに公表、また県へ報告。
↓
3.最適化活動の実施
↓
4.推進委員等の点検・評価結果の回収
　翌年４月末までに推進委員等が農業委員会へ提出。
↓
5.推進委員等及び農業委員会の点検・評価
　翌年５月末までに点検・評価を実施。
↓
6.点検・評価結果の報告
　翌年６月末までに県及び農業会議に報告。

※関連する「事務の実施状況等の公表・報告」は、課長通知による。

3　最適化活動目標の設定及び公表・通知

毎年度、農業委員会が設定する目標として、**3月末**までに①成果目標と②活動目標を設定し、**4月末**までに農業委員会ネットワーク機構の確認を受けた上で、ホームページへの掲載等により公表するとともに、県への報告や農地中間管理機構への通知を行うこととされている。(課長通知の**別紙様式1**により公表・通知を行う。)

① 成果目標

ア 局長通知の別表1で掲げる者(認定農業者等)への農地の集積

県が定めた目標、または、県の目標に即して市町村ごとに目標設定の考え方等が示されているときは、当該目標をもとに設定。

H26千葉県基本方針より抜粋

目標年次におけるその利用集積の目標を地域区分ごとに示すと、おおむね次に掲げるとおりです。

地　域	予想農用地面積 (A)	利用集積の目標面積 (B)	目標シェア (B/A×100)	利用権設定等面積
	ha	ha	%	ha
都市農業地域	２０，７００	９，９００	４８	６，３００
平地農業地域	８２，２００	４７，４００	５８	３５，４００
中山間農業地域	２５，１００	８，０００	３２	８，２００
合　計	１２８，０００	６５，３００	５１	４９，９００

注１）効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標には、基幹的作業（水稲については耕起･代かき･田植え･収穫、その他作物については耕起･播種･収穫及びこれらに準ずる作業）を３作業以上実施している農作業受託面積を含む。

注２）目標年次は、おおむね１０年後とする。

注３）利用権設定等面積には、機構から借り受けた面積も含む

イ 遊休農地の解消

(ⅰ)既存遊休農地の解消

(a) 緑区分の遊休農地解消

令和3年度の利用状況調査により判明した緑区分遊休農地を令和4年度から令和8年度までに、毎年度、当該農地面積を5分の1ずつ減少させることを目標として設定。

(b) 黄区分の遊休農地の解消計画の策定

令和 3 年度の利用状況調査により判明した黄区分の遊休農地を解消するための工程表を策定することを目標として設定。(国から工程表作成例を配布予定との回答はありましたが、今のところ情報はありません。)

(ⅱ)新規発生の遊休農地の解消

活動年度の前年度の利用状況調査で判明した緑区分の遊休農地を全て解消することを目標として設定。

ウ 新規参入の促進

農地の所有者から、新規参入者に対する貸付け等を行うことについて同意を得た農地を取りまとめて公表する。

また、上記の公表面積は、H28～H30 年度の間に権利の設定・移転が行われた面積の平均 1 割以上を目標として設定。

但し、局長通知 Q&A では、直近 3 か年分の農地面積の平均 1 割以上を目標とするという内容修正を検討中であるとの説明があったが、現状、修正通知や様式の情報提供は国から来ておりません。

○推進委員等の担当区域ごとの目標の設定
①の目標の達成に資するよう、推進委員等の担当区域の実情（農地面積、遊休農地面積等）を踏まえ、担当区域ごとに①のア、イの a (a)及び b 並びにウの目標を設定するものとする（①のウの目標については、農地の所有者から同意を得る面積を目標として設定するものとする)。
その際、当該目標の合計が①の目標を下回らないように留意するものとする。

↑局長通知において、推進委員等の担当区域ごとに、黄区分の遊休農地目標を除いた部分を設定することとされている。

局長通知 Q&A の 7-5 では、基本的にこの「担当区域」とは、農業委員会法第 17 条第 2 項による推進委員の委嘱時に定めた区域であるとしつつ、管内農地全域を補うことができるのであれば、上記と異なる区域を設定するものでもよい、との見解が示されている。(区域ごとの目標値の合計が農業委員会全体の目標値と一致する。)

設定方法としては、1 つの区域に推進委員等を配置して当該区域ごとで目標を設定するか、または、1 つの区域で複数人が活動する場合は、その区域の目標を委員間で按分する、という考えが示されている。(区域の目標を委員間で共有し、地区全体を複数人であたる、という方法は取れない。)

② 活動目標

ア 各推進委員等が最適化活動を行う日数

月当たりの活動日数を目標として設定。(農地利用最適化交付金の評価点と照らして検討。)

イ 最適化活動を強化して実施する月

活動強化月間として３月以上を設定。

ウ 新規参入の促進のための相談会への参加

推進委員等が１名以上参加することを目標として設定。

4 最適化活動の記録と点検・評価

① 推進委員等の最適化活動に係る記録簿の作成及び点検・評価

各推進委員等は、毎年度、実施した最適化活動の内容等を記録した活動記録簿を作成し、当該記録簿に基づき、最適化活動の目標の達成状況について、自ら点検・評価するとともに、その結果を活動年度の**翌年度４月末**までに農業委員会に提出することとされている。(課長通知の別表に目標項目ごとの点数が示されている。**別紙様式３**に集計及び評価の結果を記入し、提出してもらう。)

② 農業委員会の最適化活動の点検・評価及び報告

上記①により、各推進委員等から提出された点検・評価の結果を、活動年度の**翌年度５月末**までに、総会において点検・評価し、その結果を各推進委員等に通知するとともに、農業委員会の目標達成状況について、点検・評価を行う。

この農業委員会が実施する各推進委員等の点検・評価及び結果の通知は、別紙様式３の２に記入の上、返送する方法で行う。

また、農業委員会の最適化活動の点検・評価は課長長通知の**別紙様式４**により行う。

③ 最適化活動の点検・評価結果の公表・報告

①と②により点検・評価を実施後、その結果を課長通知の**別紙様式４及び５**により、県知事及び農業委員会ネットワーク機構に報告。

5 農業委員会における事務の実施状況等の公表・報告

活動年度の**翌年度の６月末**までに、**別紙様式５**をホームページに掲載するなどして公表するとともに、課長通知の**別紙様式６**にその内容を取りまとめて、県知事及び農業委員会ネットワーク機構に報告。(この事務については、課長通知の５による。)

（参考１）

３経営第2584号
令和４年２月２日

各都道府県知事　殿

農林水産省経営局長

農業委員会による最適化活動の推進等について

農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第６条第２項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動（以下「最適化活動」という。）を実施することとされている。

この際、農業委員会は、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標等を内容とする指針（法第７条第１項の指針をいう。以下「指針」という。）を定めるよう努めるとともに、指針を定めた場合には公表しなければならない（法第７条第３項）とされている。また、農業委員会は、最適化活動の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならない（法第37条）とされているところである。

この点、農業委員会は、最適化活動の成果目標及び活動目標（以下「最適化活動の目標」という。）を設定し、農地利用最適化推進委員及び最適化活動を行う農業委員（以下「推進委員等」という。）が記録する最適化活動の具体的な状況について、最適化活動の目標に照らして点検・評価を行った上で公表することが重要である。

さらに、最適化活動を実施するに当たっては、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）と農業委員との役割分担及び連携が適切に図られることが必要である。

以上の点を踏まえ、下記のとおり、最適化活動の目標の設定、推進委員と農業委員との役割分担等についての考え方をまとめたので、御了知の上、貴管下の市町村及び農業委員会に対する周知をお願いする。

記

第１　農業委員会による最適化活動の目標の設定、活動の記録、点検・評価の実施、その結果の公表・報告等

１　基本的な考え方

推進委員等が実施する最適化活動は、農地の出し手及び受け手の意向の把握、把握した意向を踏まえた農地の斡旋、農地の定期的な見回り等多岐にわたる。

農業者の減少や高齢化が進む中、農業委員会は、最適化活動を確実に実施することが重要であり、その透明性を確保する必要がある。このため、農業委員会は、次のとおり、令和４年度から、毎年度、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、法第37条の規定によりその結果を公表するとともに、都道府県知事に報告するものとする。

(1)　最適化活動の目標の設定

①　成果目標の設定

農業委員会は、毎年度、最適化活動の成果目標を次により設定するものとする。

ア　別表１に掲げる者への農地の集積（以下「農地の集積」という。）
イ　遊休農地（農地法（昭和27年法律第229号）第32条第１項第１号に掲げる農地をいう。以下同じ。）の解消
ウ　新規参入の促進（農業への新たに農業経営を営もうとする者（以下「新規参入者」という。）の参入の促進をいう。以下同じ。）

②　活動目標の設定

農業委員会は、毎年度、①の目標を達成するため、最適化活動の活動目標を次により設定するものとする。

ア　各推進委員等が最適化活動を行う日数
イ　最適化活動を強化して実施する月（以下「活動強化月間」という。）
ウ　新規参入の促進のための相談会（以下「新規参入相談会」という。）に参加すること

(2)　最適化活動の点検・評価並びにその結果の公表及び報告

推進委員等は、最適化活動の具体的な実施状況を記録簿に記録し、農業委員会は、当該記録簿に基づき、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、法第37条の規定によりその結果を公表す

るとともに、都道府県知事に報告するものとする。

２　最適化活動の目標の設定及び公表・報告

農業委員会は、毎年度、３月末までに翌年度の最適化活動の目標を次により設定し、４月末までに公表するとともに、都道府県知事に報告するものとする。ただし、別表２に掲げる市区町村の農業委員会については、別紙の最適化活動の目標の考え方に基づき設定するものとする。

(1)　成果目標の設定

①　農業委員会の目標の設定

農業委員会は、最適化活動の成果目標を次により設定するものとする。

ア　農地の集積に係る目標

農業委員会は、指針において令和４年度以降の農地の集積に係る目標を80%以上に設定している場合には、当該集積率を目標として設定するものとする。

これに該当しない農業委員会の場合は、都道府県が定めた目標（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第５条第２項第４号に掲げる目標をいう。）を目標として設定するものとする。

イ　遊休農地の解消に係る目標

農業委員会は、次のａ及びｂにより目標を設定するものとする。

ａ　既存の遊休農地の解消

(a)　緑区分の遊休農地の解消

令和３年度の利用状況調査（農地法第30条第１項に規定する利用状況調査をいう。以下同じ。）により判明した「緑区分の遊休農地」（「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「運用通知」という。）第３の１の(3)のアの(ｳ)のａに該当する農地をいう。以下同じ。）を令和４年度から令和８年度までの５年間で解消することとし、令和４年度から令和８年度までの毎年度、当該遊休農地の面積を５分の１ずつ減少させることを目標として設定するものとする。

(b)　黄区分の遊休農地の解消計画の策定

令和３年度の利用状況調査により判明した「黄区分の遊休農地」

（運用通知第３の１の(3)のアの(ｳ)のｂに該当する農地をいう。以下同じ。）については、都道府県、市町村、農地バンク（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第２条第４項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）等と協議し、基盤整備事業の実施など黄区分の遊休農地の解消のための工程表を策定することを目標として設定するものとする。

ｂ　新規発生の遊休農地の解消

活動年度の前年度の利用状況調査により新たに判明した緑区分の遊休農地については、当該活動年度にその全てを解消することを目標として設定するものとする。

ウ　新規参入の促進に係る目標

農業委員会は、農地の所有者から、新規参入者に対する貸付け等を行うことについて同意を得た農地を取りまとめて公表するものとし、当該農地の面積が、平成28年度から平成30年度までの各年度において権利の設定又は移転が行われた農地の面積（農地法第３条第１項の規定による許可及び基盤強化法第19条の規定により公告があった農用地利用集積計画の定めるところによる権利の設定又は移転に限る。）の平均の１割以上となることを目標として設定するものとする。

②　推進委員等の担当区域ごとの目標の設定

農業委員会は、①の目標の達成に資するよう、推進委員等の担当区域の実情（農地面積、遊休農地面積等）を踏まえ、担当区域ごとに①のア、イのａ(a)及びｂ並びにウの目標を設定するものとする（①のウの目標については、農地の所有者から同意を得る面積を目標として設定するものとする。）。

その際、当該目標の合計が①の目標を下回らないように留意するものとする。

(2)　活動目標の設定

①　推進委員等が最適化活動を行う日数

農業委員会は、推進委員等の活動量が成果目標の達成に向けてふさわしいものとなるよう、農業委員会系統組織における統一的な取組として、地域の実情を勘案しつつ、推進委員等の最適化活動の活動日数を目標として設定するものとする。

②　活動強化月間の設定

農業委員会は、毎年度、活動強化月間として３月以上を設定することを

目標として設定するものとする。

③　新規参入相談会への参加

農業委員会は、都道府県、市町村等が実施する新規参入相談会に推進委員等が１名以上参加することを目標として設定するものとする。

(3)　最適化活動の目標の公表及び報告

農業委員会は、毎年度、４月末までに、(1)及び(2)により設定した最適化活動の目標について、個人情報を除き、５の(1)により都道府県機構（法第42条第１項の規定により都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。）の確認を受けた上で、法第37条の規定によりインターネットの利用その他適切な方法で公表するとともに、都道府県知事に報告するものとする。

報告を受けた都道府県知事は、５月末までに、管内の農業委員会の最適化活動の目標を取りまとめた上で、地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。以下同じ。）を経由し、経営局長に報告するものとする。

３　最適化活動の記録及び点検・評価の実施

(1)　推進委員等の最適化活動の記録及び点検・評価の実施

①　推進委員等の最適化活動に係る記録簿の作成

各推進委員等は、毎年度、最適化活動を実施した月日、場所、相手方、活動内容等を具体的に記録した記録簿を作成するものとする。

農業委員会事務局は、記録簿の作成が適切に行われているかを適宜確認し、必要に応じて、推進委員等に対して助言するものとする。

②　推進委員等の最適化活動の点検・評価の実施

ア　各推進委員等は、毎年度、記録簿に基づき、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、自ら点検・評価するとともに、その結果を翌年度の４月末までに農業委員会に提出するものとする。

イ　農業委員会は、アにより各推進委員等から提出された点検・評価の結果を５月末までに、総会（法第16条第１項に規定する部会を含む。以下同じ。）において点検・評価し、その結果を各推進委員等に通知するものとする。

③　推進委員等の選考における点検・評価結果の活用

農業委員会は、推進委員を委嘱するに当たり、②のイによる点検・評価

を受けたことのある者の選考を行う場合は、当該点検・評価の結果を考慮するものとする。

なお、市町村長が農業委員を任命する場合も同様とする。

(2)　農業委員会の最適化活動の点検・評価の実施

農業委員会は、毎年度、翌年度の５月末までに、総会において、農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、点検・評価するものとする。

4　最適化活動の点検・評価結果等の公表及び都道府県知事等への報告

(1)　点検・評価結果等の公表

農業委員会は、毎年度、推進委員等及び農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況並びにこれらの点検・評価結果（以下「点検・評価結果等」という。）を取りまとめたものについて、個人情報を除いた上で、法第37条の規定によりインターネットの利用その他適切な方法で公表するものとする。

(2)　点検・評価結果等の報告等

①　農業委員会は、点検・評価結果等を取りまとめた上で、６月末までに、市町村長、都道府県知事及び都道府県機構に報告するものとする。

②　都道府県知事は、①により報告を受けた管内の農業委員会の点検・評価結果等について、地方農政局長を経由し、７月末までに経営局長に報告するものとする。

③　経営局長は、②の報告の内容を確認した上で、最適化活動の更なる推進に向け、農業委員会等に対して、優良事例の紹介等を行うものとする。

④　農業委員会は、点検・評価結果等を踏まえ、最適化活動の改善を図るものとする。

5　関係機関との連携

(1)　関係機関への通知等

最適化活動の目標の達成に向けては、農業委員会が、関係機関（都道府県、市町村、都道府県機構及び農地バンク）と連携することが重要であり、最適化活動の目標を決定したときは、その内容を次により関係機関に通知するものとする。

①　農業委員会は、２により最適化活動の目標を決定した場合は、速やかにその内容を都道府県機構に通知するものとする。

② ①の通知を受けた都道府県機構は、当該目標が２の(1)及び(2)に基づいて適切に設定されていることを確認した場合には、その旨を農業委員会に連絡するものとし、最適化活動の目標が適切でないと判断される場合には、農業委員会に対し、当該目標を修正すべき旨の助言をするものとする。

③ ②により当該目標を確認した旨の連絡を受けた場合、農業委員会は、最適化活動の目標を都道府県、市町村及び農地バンクに対し速やかに通知するものとする。また、②により当該目標を修正すべき旨の助言を受けた場合、農業委員会は、当該目標について都道府県機構と協議し、その結果を踏まえた最適化活動の目標を都道府県、市町村及び農地バンクに通知するものとする。

(2) 市町村との連携

市町村は、基盤強化法第６条第２項第４号に掲げる目標を達成する観点から、最適化活動と密接に連携し、農地の集積を進めるものとする。

６ その他

(1) 推進委員等の委嘱又は任命の取扱い

年度途中に推進委員等の委嘱又は任命が行われた場合は、当該推進委員等の担当区域の最適化活動の目標は、新たに委嘱又は任命された推進委員等に引き継ぐものとし、３の(1)の②のアの点検・報告は、委嘱又は任命された推進委員等が行うものとする。なお、推進委員等は、任期満了の際に、任期満了日の属する年度における最適化活動の実施状況について点検を行った上で、その内容を農業委員会事務局に提出するものとする。

(2) 様式その他必要な事項

本通知に基づく取組に必要な様式その他必要な事項は、経営局農地政策課長が別に定める。

第２ 推進委員と農業委員の役割分担、中立委員の選考等

１ 推進委員と農業委員の役割分担、総会への推進委員の出席

(1) 推進委員と農業委員の役割分担

推進委員を設置している農業委員会においては、推進委員と農業委員とが連携して最適化活動を実施することが必要であるが、役割分担が明確化されないまま農業委員が最適化活動を実施することで、農業委員の事務負担が増大したり、推進委員が主体的に活動できないといった声もある。

最適化活動の推進に当たり、農業委員会は、推進委員及び農業委員の役割

分担を明確に定めた上で、推進委員及び農業委員がその役割に即して密接に連携することが適当である。

その際、推進委員は、各担当区域内において、農地の出し手及び受け手の意向の把握、把握した意向を踏まえた農地の斡旋等の最適化活動を実施し、農業委員は、最適化活動の実施状況を把握した上で推進委員に対して必要な支援を行うという役割分担が基本である。

(2)　総会への推進委員の出席

推進委員が最適化活動により把握する地域の農地の状況に関する情報は、農業委員会が行う農地の権利の設定又は移転の許可等の事務と密接に関係している。このため、農地の権利の設定又は移転の許可等を総会で審議する場合、農業委員会は、その農地が所在する区域を担当する推進委員に対して総会に出席して意見を述べる機会を提供することが適当と考えられる。

2　中立委員の選考等

(1)　中立委員の選考

市町村長は、農業委員の任命に当たり、農地の権利の設定又は移転の許可に際し公正性を期すため、農業委員会の所掌事項に関し利害関係を有しない中立委員を含めることとされている（法第８条第６項)。

中立委員には、弁護士、司法書士、行政書士その他の法令、行政、不動産、土地開発等に知見を有する者や農業分野以外の視点を持った者を任命することが適当である。

適当な候補者がいない場合は、日本政策金融公庫の農業経営アドバイザーその他の農業者に対する支援を行っている人材を中立委員として任命することも検討されたい。

(2)　中立委員への研修、中立委員の役割の発揮

中立委員から、農業経験や地域農業に関する知見が少ないために、総会の場で発言しづらいという声もある。

このため、農業委員会は、中立委員が地域農業に関する知見を得られるよう、中立委員に対して地域農業の実情を知る機会を提供することが適当である。また、中立委員に求められる役割が十分に発揮されるよう、総会において、中立委員が発言する機会を積極的に設けることが適当である。

（別表１）

記の第１の１の(1)の①のアの別表で掲げる者は、次のいずれかの者をいう。

経営体	定　義
１　認定農業者	①　農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第１項の規定により経営改善計画の認定を受けた者 ②　基盤強化法第23条第４項に規定する特定農業法人
２　認定新規就農者	基盤強化法第14条の４の規定により青年等就農計画の認定を受けた者
３　基本構想水準到達者	基盤強化法第６条第１項の規定により市町村が定める基本構想における農業所得、経営規模その他の効率的かつ安定的な農業経営の指標を達成しているとみなせる者
４　集落営農経営	次のいずれかに該当する任意組織の集落営農経営 ①　基盤強化法第23条第４項に規定する特定農業団体 ②　複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている集落営農組織（経営所得安定対策実施要綱（平成23年４月１日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第１の１の（１）の①のイに規定する「集落営農」をいう。）

（別表２）最適化活動の目標の考え方を定める市区町村

都府県名	市　区　町　村　名
１　農業委員会の区域の全てが都市計画法（昭和43年法律第100号）第７条第１項の市街化区域に定められた次に掲げる市区町村	
埼玉県	蕨市
東京都	世田谷区　杉並区　板橋区　練馬区　足立区　葛飾区　江戸川区　福生市　羽村市　日野市　多摩市　稲城市　武蔵野市　三鷹市　府中市　昭島市　調布市　小金井市　小平市　東村山市　国分寺市　国立市　西東京市　狛江市　清瀬市
愛知県	大治町
大阪府	豊中市　池田市　吹田市　泉大津市　守口市　忠岡町
兵庫県	尼崎市　伊丹市
奈良県	王寺町
福岡県	春日市　大野城市
沖縄県	那覇市
２　東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付け制限区域等が設定された次に掲げる福島県の市町村	
福島県	田村市　南相馬市　川俣町　広野町　楢葉町　富岡町　川内町　大熊町　双葉町　浪江町　葛尾村　飯舘村

別紙

別表２に掲げる市区町村における最適化活動の目標の考え方

１　全域が市街化区域に含められた市区町村における目標設定

別表２の１に掲げる市区町村については、次の考え方に基づき農業委員会が行う農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第６条第２項に規定する農地等の利用の最適化の推進に係る活動（以下「最適化活動」という。）の成果目標及び活動目標（以下「最適化活動の目標」という。）を設定するものとする。

(1)　成果目標の設定

①　農業委員会の目標の設定

都市計画法（昭和43年法律第100号）第７条第１項の市街化区域と定められた区域内の農地では、農業経営基盤強化促進事業（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第17条に規定する事業をいう。）を行わないこととされている。一方、市街化区域内の農地は、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく権利移動規制、農地の利用状況調査や所有者の利用意向調査の対象となっていることから、農地として適切に保全していく必要がある。

このため、最適化活動の成果目標は、本通知の第１の２の(1)の①のイの遊休農地の解消に係る目標（同イのａの(b)を除く。）を設定するものとし、同アの農地の集積に係る目標及び同ウの新規参入の促進に係る目標については、農業委員会の判断により設定できるものとする。

②　推進委員等の担当区域ごとの目標の設定

農業委員会は、本通知第１の２の(1)の②の農地利用最適化推進委員及び最適化活動を行う農業委員（以下「推進委員等」という。）の担当区域ごとに①の目標を設定するものとする。

(2)　活動目標の設定

農業委員会は、本通知の第１の２の(2)の①の推進委員等が最適化活動を行う日数の目標を設定するものとし、同②の活動強化月間の設定の目標及び同③の新規参入相談会への参加の目標については、農業委員会の判断により設定できるものとする。

２　東日本大震災の被災市町村による目標設定

別表２の２に掲げる市町村については、次の考え方に基づき最適化活動の目標を設定するものとする。

ただし、大熊町及び双葉町については、町内の大部分の農地が営農再開困難であるため、営農再開が見込まれるまでの間、農業委員会の判断により目標を設定できるものとする。

(1)　成果目標の設定

①　農業委員会の目標の設定

農業委員会は、当該市町村の復旧の程度及び営農再開状況を踏まえて、本通知の第１の２の(1)の最適化活動に係る成果目標を設定するものとする。

なお、本通知の第１の２の(1)の①のアの農地の集積に係る目標については、次のとおりとする。

【農地の集積に係る目標】

福島県や市町村が定める農地の集積に係る目標等を踏まえて、当該目標を設定するものとする。

②　推進委員等の担当区域ごとの目標の設定

農業委員会は、本通知第１の２の(1)の②の推進委員等の担当区域ごとに①の目標を設定するものとする。

(2)　活動目標の設定

農業委員会は、当該市町村の復旧の程度及び営農再開状況を踏まえて、本通知の第１の２の(2)の活動目標を設定するものとする。

（参考２）

３経営第2816号
令和４年２月25日

各都道府県担当部長　殿

農林水産省経営局農地政策課長

農業委員会による最適化活動の推進等について

各農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第６条第２項の規定による農地等の利用の最適化の推進に係る活動（以下「最適化活動」という。）の透明性を確保するため、法第37条の規定により、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされている。

今般、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和４年２月２日付け３経営第2584号農林水産省経営局長通知。以下「局長通知」という。）を定め、各農業委員会は、最適化活動の実施状況の公表に当たり、最適化活動の目標（局長通知の第１の２の(1)の成果目標及び(2)の活動目標をいう。以下同じ。）の設定等に取り組むこととされたところである。

以上の点を踏まえ、局長通知による最適化活動の目標の設定等の事務の実施及び法第37条の規定による農業委員会における事務の実施状況の公表に当たり必要な様式等を下記のとおり定めたので御了知願いたい。

併せて、貴職におかれては、適切な運用をお願いするとともに、貴管下の市町村及び農業委員会に対して通知願いたい。

記

1　最適化活動の目標の考え方

各農業委員会は、局長通知の規定によるもののほか、次により、最適化活動の目標を設定することができるものとする。

(1)　農地の集積に係る目標

①　都道府県が定めた目標（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第５条第２項第４号に掲げる目標をいう。以下「都道府県目標」という。）に即して、市町村ごとに目標設定の考え方等が示されているときには、当該目標を農業委員会の目標として設定できるものとする。

②　指針（法第７条第１項の指針をいう。以下同じ。）又は都道府県目標等の目標年度までの各年度ごとの目標は、農業委員会が地域の実情に応じて弾力的に設定できるものとする。

(2)　遊休農地の解消に係る目標

緑区分の遊休農地の解消（局長通知の第１の２の(1)の①のイのaの(a)をいう。）に係る目標の設定に当たっては、用排水及び接道の条件が悪い狭小地や傾斜地であるなど、農地として利用することが著しく困難であることが形状又は性質から明らかであり、かつ、今後、農地として利用する見込みがないものは除外できるものとする。

(3)　新規参入の促進に係る目標

新規参入の促進に係る目標（局長通知の第１の２の(1)の①のウ）の設定に当たっては、農地中間管理機構に農地中間管理権が設定されたもの又は集落営農法人等に貸し付けられたものを除外できるものとする。

なお、当該新規参入の促進に係る目標は、新規参入者が農地の借り入れ等を希望する場合にあっせんできるように所有者等から内諾を得ておくものであり、所有者等の実情等により担い手等に貸し出すことも可能であり、また、内諾を得た時点で実績として計上できるものとする。

2　最適化活動の目標の設定、公表及び報告

各農業委員会が、局長通知の第１の２の(3)により行う最適化活動の目標の公表及び報告並びに第１の５の(1)により行う関係機関への通知は、別紙様式１によるものとする。

3　最適化活動の記録及び点検・評価の実施

(1)　推進委員等の最適化活動に係る記録簿の作成

農地利用最適化推進委員及び最適化活動を行う農業委員（以下「推進委員

等」という。）は、活動日ごとに、場所、相手方、活動内容等を別紙様式２に記録して、活動記録簿（局長通知の第１の３の(1)の①の記録簿をいう。以下同じ。）を作成するものとする。

なお、各農業委員会が独自に最適化活動に係る記録を記載した書面を、別紙様式２に替えて活用することもできるものとする。

(2)　推進委員等の最適化活動の点検・評価

①　推進委員等の最適化活動の活動状況等の農業委員会への提出

各推進委員等が局長通知の第１の３の(1)の②のアにより最適化活動の点検・評価結果を農業委員会に提出する際は、別紙様式３の１の(1)に、活動記録簿から毎月の活動日数、最適化活動の実績等を集計して記入するとともに、別紙様式３の１の(2)に、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、自らの点検・評価した結果を記入するものとする。

なお、推進委員等が負傷又は疾病、災害等の事由により最適化活動ができなかった場合には、推進委員等は、その事由及び日数を備考欄に記入することができる。

②　農業委員会による点検・評価等

ア　各農業委員会が局長通知の第１の３の(1)の②のイにより行う各推進委員等の最適化活動の点検・評価は、①により提出された別紙様式３の１の記載内容を踏まえ、別紙様式３の２の「全体としての評語」の欄に次に掲げる評語（別表を参照）を記入した上で、総会（法第16条第１項に規定する部会を含む。以下同じ。）において出された意見も記入するものとする。

ａ　目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られた
ｂ　目標に対して期待を上回る結果が得られた
ｃ　目標に対して期待どおりの結果が得られた
ｄ　目標に対して期待を（やや）下回る結果となった

イ　各農業委員会が局長通知の第１の３の(1)の②のイにより行う各推進委員等への点検・評価結果等の通知は、アにより必要事項を記入した別紙様式３により、活動年度の翌年度の５月末までに行うものとする。ただし、点検・評価を行う年度の途中に推進委員等の改選等により推進委員等でなくなった者への通知は、点検・評価を行った時点で行うものとする。

ウ　各農業委員会が局長通知の第１の３の(1)の③に基づき、各推進委員等の選考に点検・評価結果を考慮する場合に、年度途中に点検・評価の結果を活用するときは、活用する時点で点検・評価を行うものとする。

(3)　農業委員会の最適化活動の点検・評価

各農業委員会が局長通知の第１の３の(2)により行う当該農業委員会の最適

化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検・評価は、別紙様式４により行うものとする。

４　最適化活動の点検・評価結果等の報告

(1)　各農業委員会は、３の(2)及び(3)の推進委員等及び農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検・評価を実施した後は、局長通知の第１の４の(2)の①に基づき、当該点検・評価結果等を別紙様式４及び別紙様式５により、市町村長、都道府県知事及び法第42条第１項の規定により都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構（以下「都道府県機構」という。）に報告するものとする。

(2)　都道府県知事が局長通知の第１の４の(2)の②により行う、点検・評価結果等の経営局長への報告は、(1)で農業委員会から報告を受けた別紙様式４を取りまとめて行うものとする。

５　農業委員会における事務の実施状況等の公表・報告

(1)　農業委員会における事務の実施状況等の公表

各農業委員会は、法第37条の規定により行うこととされている農業委員会における事務の実施状況の公表について、毎年度、活動年度の翌年度の６月末までに、別紙様式５により、インターネットの利用その他適切な方法で行うものとする。また、各農業委員会が局長通知の第１の４の(1)により行う公表は、法第37条の規定による公表を以て行うこととする。

なお、農業委員会の審議の透明化を図るため、総会の議事録については、この公表とは別に、インターネットの利用その他適切な方法で公表するものとされていることに留意されたい。

(2)　農業委員会における事務の実施状況等の報告

①　各農業委員会は、(1)により公表を行ったときは、公表を行った年の６月末までに別紙様式５の内容を別紙様式６に取りまとめ、市町村長、都道府県知事及び都道府県機構に報告するものとする。

②　都道府県知事は、①により農業委員会から報告を受けたときは、別紙様式６について、地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。）を経由し、７月末までに経営局長に報告するものとする。

附　則

１　本通知は、令和４年４月１日から施行する。

２　本通知の施行に伴い、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年３月４日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）は、廃止することとする。

３　令和４年度の目標設定及びその公表並びに都道府県知事への報告については、農業委員会は、局長通知の第１の２の期日にかかわらず、４月以降迅速に行うよう努めるものとする。

別表

目標の達成状況の評語の適用方法

1　農業委員会の目標の評語

農業委員会の最適化活動の目標の達成状況の評語は、表２の目標項目ごとに達成状況に応じた点数の合計点を表１に当てはめるものとする。

【表１】

表２の点の合計点	評語
15点以上	目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られた
10点以上、15点未満	目標に対して期待を上回る結果が得られた
５点以上、10点未満	目標に対して期待どおりの結果が得られた
５点未満	目標に対して期待を（やや）下回る結果となった

【表２】

目標項目		達成状況	点
(1)　成果目標			
	①　農地の集積	達成率110％以上	5
		達成率90％以上、110％未満	3
		達成率90％未満	1
	②　緑区分の遊休農地の解消	達成率110％以上	5
		達成率90％以上、110％未満	3
		達成率90％未満	1
	③　新規参入の促進	達成率110％以上	5
		達成率90％以上、110％未満	3
		達成率90％未満	1
(2)　活動目標			
	①　活動強化月間の実施	３月以上実施した	1
	②　新規参入相談会への参加	推進委員等が１名以上参加した	1

（注）表２の(1)の成果目標のうち、局長通知の別表２に該当する市区町村において、目標を設定していない項目がある場合は、次のとおりとする。

１項目を設定した場合：設定した項目の点を３倍する

２項目を設定した場合：設定した項目の点を１．５倍する

2　推進委員等の評語

推進委員等の最適化活動の目標の達成状況の評語は、表２の目標項目ごとに達成状況に応じた点数の合計点を表１に当てはめるものとする。

【表１】

表２の点の合計点	評語
25点以上	目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られた
20点以上、25点未満	目標に対して期待を上回る結果が得られた
15点以上、20点未満	目標に対して期待どおりの結果が得られた
15点未満	目標を（やや）下回る結果となった

【表２】

目標項目		達成状況	点
(1)　成果目標			
	①　農地の集積	達成率110％以上	4
		達成率90％以上、110％未満	2
		達成率90％未満	1
	②　緑区分の遊休農地の解消	達成率110％以上	4
		達成率90％以上、110％未満	2
		達成率90％未満	1
	③　新規参入の促進	達成率110％以上	4
		達成率90％以上、110％未満	2
		達成率90％未満	1
(2)　活動日数目標			
	①　月当たりの最適化活動を行う日数目標に対する達成状況（年間平均）	目標を上回った	6
		目標どおり	4
		目標を下回った	2
	②　月当たりの最適化活動の日数（年間平均）	13日以上	12
		８日～12日	8
		６日～７日	4

（注）表２の(1)の成果目標のうち、局長通知の別表２に該当する市区町村において、目標を設定していない項目がある場合は、次のとおりとする。

１項目を設定した場合：設定した項目の点を３倍する

２項目を設定した場合：設定した項目の点を１．５倍する

別紙様式1

○○年度最適化活動の目標の設定等

都道府県名:

農業委員会名:

Ⅰ　農業委員会の状況（○年4月1日現在）

1　農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日　　年　　月　　日

任期満了年月日　　年　　月　　日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数		
認定農業者	－	
認定農業者に準ずる者	－	
女性	－	
40代以下	－	
中立委員	－	

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員			

2　農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	
農業経営体数	

※　直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	
女性	
40代以下	

※　直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	
基本構想水準到達者	
認定新規就農者	
農業参入法人	
集落営農経営	
特定農業団体	
集落営農組織	

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積						

※　直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

Ⅱ　最適化活動の目標

1　最適化活動の成果目標

(1)農地の集積

①現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)／(A)
	ha	ha	%
課題			

※1　農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2　「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3　「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

②目標

農地の集積の目標年度	年度	集積率	%
今年度の新規集積面積	ha	農地面積(C)	ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)／(C)	%

※　農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

(2)遊休農地の解消

①現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	ha	ha	ha
課題			

②目標

ア　既存遊休農地の解消

a　緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積	ha

※　緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b　黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	ha
黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	

イ　新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	ha

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	○年度新規参入者	○年度新規参入者	○年度新規参入者
	経営体	経営体	経営体
	ha	ha	ha
課題			

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体の経営面積の合計の農地面積を記入

②目標

権利移動面積	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平均
	ha	ha	ha	ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積	ha			

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

2 最適化活動の活動目標

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	日／月	最適化活動を行う農業委員の人数	人
		農地利用最適化推進委員の人数	人

(2)活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数	回

取組時期	取組項目	強化月間の内容

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進のいずかを記入
※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加目標

新規参入相談会への参加回数	回

開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※ 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入
（参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする）

別紙様式1（別表）

【推進委員等の担当区域ごとの最適化活動の目標】

No.	担当区域	目標								備考
		担当区域の農地面積 A	新規集積面積	集積面積（累計） B	集積率 C=B/A	遊休農地解消目標		新規参入貸付等同意面積	活動日数	
						既存遊休農地の解消面積	新規発生遊休農地の解消面積			
		ha	ha	ha	%	ha	ha	ha	日／月	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
合計										

※ 担当区域欄は、個人が特定できないよう記入（例えば「A区域」、「B区域」とする。）

別紙様式2

農業委員会活動記録簿 （　　月分）　　氏名

日時	月　日	活動時間	分	場所	自宅・訪問・電話・役場・圃場・その他
項目 (大-中-小)	—　—	その他詳細（　）		会議名	
活動の相手	氏名			属性	出し手 ・ 受け手 ・ 関係機関 ・ 参入希望者
	（受け手の場合）該当の有無	認定農業者 ・ 認定新規就農者 ・ 基本構想水準到達者 ・ 集落営農経営			
意向概要	売 ・ 貸 ・ 委 ・ 買 ・ 借 ・ 受 ・ 参 ・ 他			新規参入者情報	現地案内・出し手との立ち合い・関係機関紹介
	面積(a)		農地バンクの活用意向	有 ・ 無	面積(a)		希望作目	
詳細								
活動成果	面積(a)		成果内容	受け手と出し手との合意 ・ 遊休農地解消 ・ 新規参入者への貸付同意 ・ 新規参入				
	（遊休農地解消の場合）方法			自ら耕作再開・農地バンクに貸付/売却 ・農地バンク以外に貸付/売却・農作業受委託・その他				
備考								

日時	月　日	活動時間	分	場所	自宅・訪問・電話・役場・圃場・その他
項目 (大-中-小)	—　—	その他詳細（　）		会議名	
活動の相手	氏名			属性	出し手 ・ 受け手 ・ 関係機関 ・ 参入希望者
	（受け手の場合）該当の有無	認定農業者 ・ 認定新規就農者 ・ 基本構想水準到達者 ・ 集落営農経営			
意向概要	売 ・ 貸 ・ 委 ・ 買 ・ 借 ・ 受 ・ 参 ・ 他			新規参入者情報	現地案内・出し手との立ち合い・関係機関紹介
	面積(a)		農地バンクの活用意向	有 ・ 無	面積(a)		希望作目	
詳細								
活動成果	面積(a)		成果内容	受け手と出し手との合意 ・ 遊休農地解消 ・ 新規参入者への貸付同意 ・ 新規参入				
	（遊休農地解消の場合）方法			自ら耕作再開・農地バンクに貸付/売却 ・農地バンク以外に貸付/売却・農作業受委託・その他				
備考								

農業委員会活動記録簿（別紙様式2）の記入要領

1 「項目」欄は、次により記入する。

大項目		中項目 小項目
1 法令による農業委員会の権限事項 （法第6条第1項）		① 総会、研修会等の出席 ② 事前相談、現地確認等 ③ 紛争の調停・仲介 ④ 農地情報収集・提供 ⑤ その他（具体的な活動を記入）
2 担い手への農地の集積・集約化 （法第6条第2項）	最適化活動	①出し手・受け手の意向把握
		②話し合い活動への参加
		ア コーディネーター（座長等） イ 農地地図を持参 ウ 農地情報の提供 エその他
		③関係機関との打ち合わせ
		④総会に出席し意見陳述（推進委員のみ）
		⑤その他（具体的な活動を記入）
		ア あっせん予定農地の案内 イ 書類等の作成支援 ウ その他
3 遊休農地の発生防止・解消 （法第6条第2項）		①現地確認
		ア 利用状況調査 イ その他
		②利用意向調査（把握結果）
		ア 自ら耕作 イ 農地バンクに貸付・売却希望 ウ 農地バンク以外に貸付売却希望
		③不明所有者等の探索
		ア 登記状況の確認 イ 現地等での聞き込み ウ 判明した権利者の同意取得
		④遊休農地の解消活動
		ア 所有者への営農再開意向確認 イ 受け手への農地の仲介・あっせん
		ウ 農地バンクへの情報提供 エ 委員自ら解消作業 オ 基盤整備の実施に向けた活動
		⑤その他
4 新規参入の促進活動 （法第6条第2項）		①希望者の相談対応 ②新規参入者のフォローアップ ③相談会への参加 ④参入希望者に対する講習・意見交換 ⑤その他
5 法人化その他農業経営の合理化・農業一般に関する調査及び情報の提供（法第6条第3項）		① 経営の合理化の推進 ② 農業者年金の普及推進 ③ 全国農業新聞・全国農業図書普及推進 ④ その他

※ 最適化活動は、上記の大項目の2から4までの活動が該当し、1と5の活動は、最適活動を行った日数に含まないことに留意する。

2 「意向概要」欄は、次により記入する。
売：売りたい、貸：貸したい、委：農作業を委託したい、買：買いたい、借：借りたい、受：農作業を受託したい、参：新規参入したい、他：その他

3 「詳細」欄は、行った活動の内容を記入する。

※ 本記録簿と同様の項目を記録可能な記録簿（電子ファイルを含む）であれば、本記録簿の様式によらず、最適化活動の記録簿とすることができる。

〇〇年度推進委員等の最適化活動の点検・評価

別紙様式3

1　推進委員等による最適化活動の実施状況及び点検・評価

担当区域：＿＿＿＿＿＿＿＿　委員の別：農業委員・推進委員　氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿

(1)　最適化活動の実施状況

月	活動日数	農地の集積に向けた活動								遊休農地の解消・発生防止活動（実施したものに〇）									新規参入の促進活動（実施したものに〇）				備考
		意向把握の実施回数	話合いの参加回数	話合いで務めた役割（当てはまるもの全てに〇）				関係機関との打合せの実施回数	総会へ出席して意見を述べた場合に〇	利用状況調査	利用状況調査以外の現地確認	訪問等による意向把握	不明所有者等の探索	農地所有者への営農再開の確認	受け手への農地の仲介・斡旋	農地バンクへの情報提供	委員自ら解消作業	基盤整備の実施に向けた活動	新規参入者からの相談対応の有無	新規参入者に対する参入後のフォローアップ活動	新規参入相談会への参加	新規参入希望者に対する講習・意見交換、その他の活動	
				コーディネーター（座長）を務めた	作成した農地地図を持参	自ら把握した農地情報を提供	参加の呼びかけ、開催準備等																
	日	回	回					回															
４月																							
５月																							
６月																							
７月																							
８月																							
９月																							
１０月																							
１１月																							
１２月																							
１月																							
２月																							
３月																							
合計																							

※　推進委員等が負傷又は疾病、災害等の事由により最適化活動ができなかった場合には、備考欄にその事由及び期間を記入

(2)　成果目標の達成状況及び自己点検・評価の結果

①　成果目標の達成状況

	農地集積				遊休農地		新規参入
	農地面積	新規集積面積	集積面積	集積率	解消面積	前年度新規発生分の解消面積	所有者等からの同意を得た面積
目標	ha	ha	ha	%	ha	ha	ha
実績	ha	ha	ha	%	ha	ha	ha
達成状況				%	%	%	%

②　自己の点検・評価

活動実績	成果実績

※　最適化活動の実施状況や目標の達成状況を踏まえ、その結果を記入

2　農業委員会による点検・評価

全体としての評語	総会で出された意見

〇〇年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価

別紙様式4

農業委員会名	1 最適化活動の成果目標											2 最適化活動の活動目標								3 点検・評価結果				
	（1） 農地の集積					（2） 遊休農地の解消等					（3） 新規参入の促進		最適化活動を行う農業委員の人数	農地利用最適化推進委員の人数	（1）推進委員等が最適化活動を行う日数		（2） 活動強化月間		（3） 新規参入相談会への参加		農業委員会の点検・評価結果（評語）	推進委員等の点検・評価結果			
	前年度末の集積率	目標	実績			目標	実績	実績	目標	実績	目標	実績			目標	実績	目標	実績	目標	実績		評語ごとの該当する推進委員等の人数			
		集積率	農地面積 A	集積面積 B	今年度末の集積率 C=B/A	緑区分解消面積	緑区分解消面積	黄区分解消工程表策定（有無を記入）	新規発生解消面積	新規発生解消面積	同意・公表面積	同意・公表面積			月当たり活動日数	月当たり活動日数（平均）	活動強化月間の実施回数	活動強化月間の実施回数	新規参入相談会への参加回数	新規参入相談会への参加回数		目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた	目標に対し期待を上回る結果が得られた	目標に対して期待どおりの結果が得られた	目標に対して期待を（やや）下回る結果となった
	%	%	ha	ha	%	ha	ha		ha	ha	ha	ha	人	人	日	日	回	回	回	回		人	人	人	人

※ 都道府県は、農業委員会から報告のあった本表を取りまとめて報告

別紙様式5

○○年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表

都道府県名：

農業委員会名：

Ⅰ　農業委員会の状況（○年4月1日現在）

※「Ⅰ　農業委員会の現況」については、別紙様式1の内容を転記

1　農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日　　年　　月　　日

任期満了年月日　　年　　月　　日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数		
認定農業者	―	
認定農業者に準ずる者	―	
女性	―	
40代以下	―	
中立委員	―	

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員			

2　農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	
農業経営体数	

※　直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	
女性	
40代以下	

※　直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	
基本構想水準到達者	
認定新規就農者	
農業参入法人	
集落営農経営	
特定農業団体	
集落営農組織	

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積						

※　直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

Ⅱ　最適化活動の実施状況

【農業委員会の実績及び点検・評価結果】

※ 「現状及び課題」及び「目標」については、別紙様式1の内容を転記

1 最適化活動の成果目標

(1)農地の集積

①現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)／(A)
	ha	ha	%
課題			

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入
※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう
※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

②目標

農地の集積の目標年度	年度	集積率	%
今年度の新規集積面積	ha	農地面積(C)	ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)／(C)	%

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

③実績

今年度の新規集積面積	ha	農地面積(F)	ha
今年度末の集積面積(累計)(G)	ha	今年度末の集積率 (H)=(G)／(F)	%
目標に対する達成状況(H)／(E)	%		

農業委員会の 点検結果	

※1 今年度の新規集積面積は、当該年中の集積面積(フロー)を記入
※2 今年度末の集積面積(累計)は、年度末時点の集積面積(ストック)を記入

(2)遊休農地の発生防止・解消

①現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	ha	ha	ha

②目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積(C)	ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	ha

黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	ha

③実績

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積(D)	ha
今年度の目標に対する達成状況(D)／(C)	%

b 黄区分の遊休農地の解消

黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況	

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積	ha

④その他

農地の利用状況調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	1号遊休農地の面積	ha	うち緑区分の遊休農地	ha
			うち黄区分の遊休農地	ha
農地の利用意向調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	

農業委員会の点検結果	

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	○年度新規参入者	○年度新規参入者	○年度新規参入者
	経営体	経営体	経営体
	ha	ha	ha
課題			

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体に集積した農地面積を記入

②目標

権利移動面積	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平均
	ha	ha	ha	ha

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積(A)	ha

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

③実績

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積(B)		ha	
公表URL		(その他の公表方法)	
目標に対する達成状況(B)/(A)		%	
(参考)新規参入者の参入状況		参入経営体数	経営体
		取得農地面積	ha

農業委員会の点検結果	

※ 参入経営体数は、農地を取得して新たに農業に参入した経営体数を記入

2 最適化活動の活動目標

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	日／月	最適化活動を行う農業委員の人数	人
		農地利用最適化推進委員の人数	人

(2)活動強化月間の設定

①目標

活動強化月間の設定回数	回

取組時期	取組項目	強化月間の内容

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進のいずれかを記入
※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

②実績

活動強化月間の設定回数	回

取組時期	取組項目	強化月間の結果

※ 強化月間の結果欄は、強化月間中に行った具体的な取組の内容とその結果生じた効果等の内容を記入

（3）新規参入相談会への参加

①目標

新規参入相談会への参加回数	回

開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入
（参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする）

※2 複数の新規参入相談会に参加する場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する

②実績

新規参入相談会への参加回数	回

開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加した相談会の数を記入
（参加者数によらず、1名以上が参加した新規参入相談会ごとに1回とする）

※2 複数の新規参入相談会に参加した場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する（評価点欄は追加しない）

目標の達成状況の評語

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語を記入

【推進委員等の点検・評価結果】

評語	推進委員等の人数
目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた	
目標に対し期待を上回る結果が得られた	
目標に対して期待どおりの結果が得られた	
目標に対して期待を（やや）下回る結果となった	

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語ごとの該当する推進委員等の人数を記入

Ⅲ　事務の実施状況

都 道 府 県 名 :
農 業 委 員 会 名 :

1　総会、部会の開催実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考(定例開催以外の理由)
総会													
○○部会													
△△部会													

※　総会又は部会の月ごとの開催回数を記入

2　農地法第3条に基づく許可事務

1年間の処理件数		件	うち許可　　件		
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から　　日	処理期間(平均)	日
	総会開催日の公表	公表している　していない	申請書締切日の公表	公表している	していない

3　農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

権限移譲の状況 (当てはまるものに○)		・農地法第4条第1項の規定に基づく指定市町村に指定		
		・地方自治法第252条の17の2第1項に基づき市町村長へ事務委任		
		・地方自治法第180条の2に基づき市町村長から農業委員会へ事務委任		
1年間の処理件数	件	うち許可相当　　件	うち不許可相当	件
処理期間	標準処理期間	申請書受理から　　日	処理期間(平均)	日

4　違反転用への対応

現　　状	管内の農地面積	年度末時点の違反転用面積
	ha	ha
違反転用解消のために実施した活動内容		
実　　績	違反転用解消面積　　ha	

※1　管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2　違反転用面積は、管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反して転用されている農地の面積を記入
※3　活動内容は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等について具体的に記入

〇〇年度の事務の実施状況

別紙様式6

農業委員会名	1　総会・部会の開催実績			2　農地法第3条に基づく許可事務						3　農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）				4　違反転用への対応			
	総会 開催数	部会	部会 開催数	1年間の 処理件数	うち 許可件数	標準 処理期間	処理期間 （平均）	総会開催 日の公表 状況	申請書締 切日の 公表状況	権限移譲の 状況	1年間の処 理件数	標準処理期 間	処理期間 （平均）	管内の 農地面積	違反転用 面積	違反転用解消のために 実施した活動内容	違反転用 解消面積
	回	設置数	回	件	件	日	日	公表の有無	公表の有無		件	日	日	ha	ha		ha

※1　権限移譲の状況欄は、農地転用許可の権限を有する者について、「都道府県知事」、「指定市町村」、「市町村長」、「農業委員会」のいずれかを記入
※2　都道府県は、農業委員会から報告のあった本表を取りまとめて報告

資料7

Ver. 2 . 1
1月13日時点

地域計画策定マニュアル（案）

令　和　５　年　１　月

農林水産省

目次

1　人・農地プランから地域計画へ　1

2　地域計画の策定・実行までの流れ　2

3　協議の場

・協議の場の設置に向けた調整　3

・関係機関の役割例　4

・都道府県段階での役割例　5

・協議の場で活用する資料例　6

・協議の場の進め方①②③　7～9

・コーディネーターの活用　10

・協議の場における協議事項①②　11,12

・協議の場の取りまとめ(記載例)　13,14

4　地域計画

・地域計画の策定手順　15

・目標地図の作成手順①②　16,17

・協議の結果を踏まえた地域計画の策定　18

・地域計画の要件　19

・地域計画の公告　20

・地域計画記載例　21～24

・地域計画の実現に向けた支援・取組①②　25～32

5　目標地図作成の先行事例　33～35

人・農地プランから地域計画へ

これまで、地域での話合いにより、人・農地プランを作成・実行してきていただいてきましたが、今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、**地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念**される中、**農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化**することが、**喫緊の課題**です。

このため、①人・農地プランを法定化し、地域での話合いにより**目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、**②それを実現すべく、**地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等**を進めるため、基盤法等の改正法が令和４年５月に成立しました。

これまで**地域の皆さんのご努力で守り続けてきた農地**を、**次の世代に着実に引き継いでいく**ため、農作業がしやすく、手間や時間、生産コストを減らすことが期待できる農地の集約化等の実現に向け、「将来、地域の農地を誰が利用し、農地をどうまとめていくか」、「農地を含め、地域農業をどのように維持・発展していくか」、若年者や女性を含む**幅広い意見を取り入れながら、地域の関係者が一体となって話し合ってください。**

なお、本マニュアルはあくまで**地域計画の策定のご参考として作成したもの**であり、**これまで地域で取り組んできたやり方に沿って取り組みを進めてくださって結構です。**

人・農地プラン
（地域農業の将来の在り方）

⇢

地　域　計　画
（地域農業の将来の在り方＋目標地図）

地域計画の策定・実行までの流れ

基本構想を策定している市町村は、**市街化区域**（他の農用地と一体として農業上の利用が行われる農用地は除く）**等を除いた区域を対象**に地域計画を策定します。

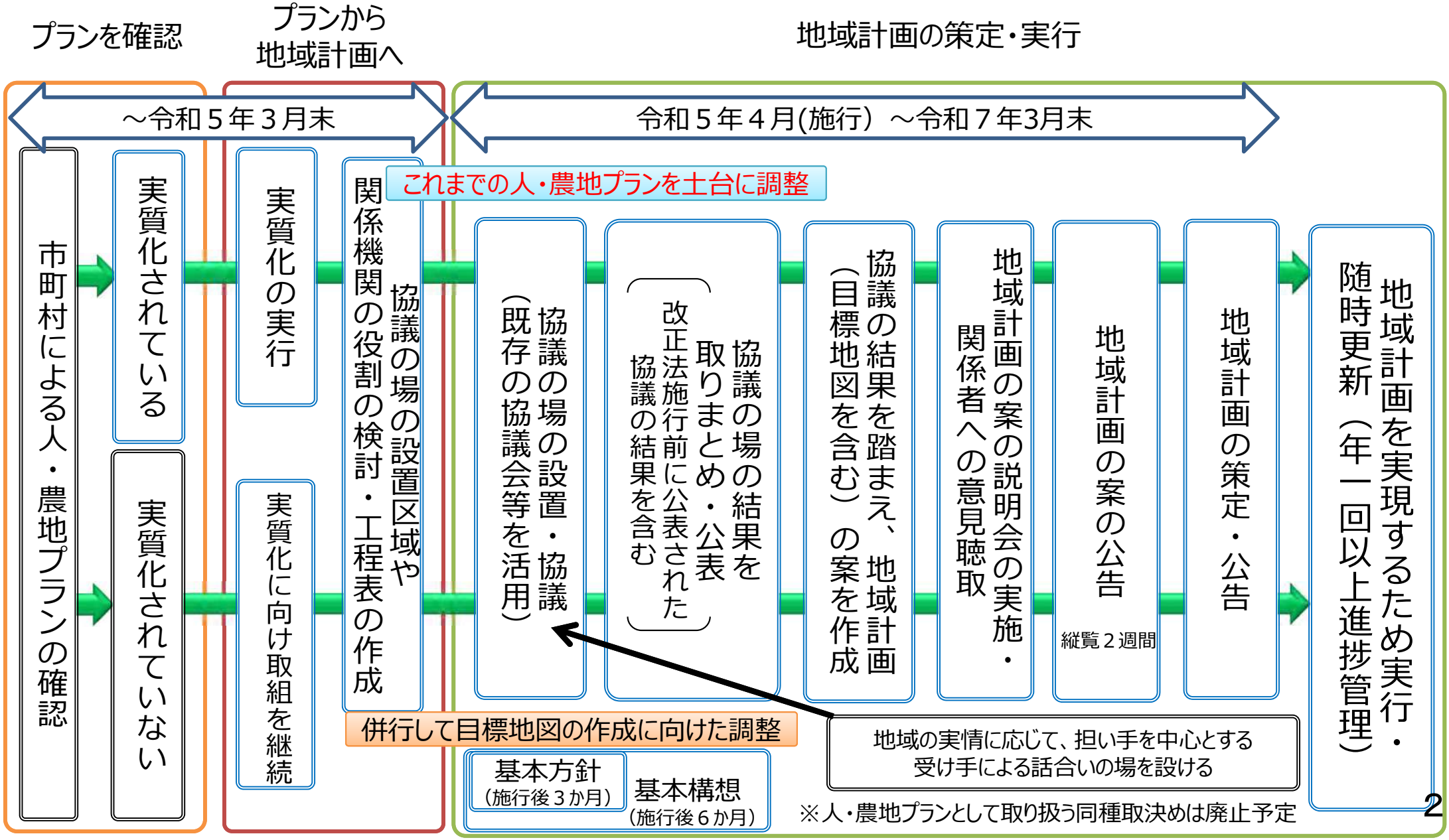

協議の場の設置に向けた調整

＜協議の場の設置に向けた調整＞

市町村は、人・農地プランの実質化において設定した「地域の話合いの場」を基本に、**地域農業の将来の在り方を検討**するため、幅広く**関係者に参加を呼びかけ**、関係者それぞれが役割を担いながら、実りのある協議が展開されるよう準備しましょう。

市町村は、中心となる関係機関と次のページを参考に役割分担を行い、地域の実情に応じて、**農業の担い手や多様な経営体、農業支援サービス事業体**（※1）、さらには、**隣の集落の担い手や新規就農者、農業法人、企業など市町村などに参入の相談があった者や関連する組織**（※2）にも声をかけ、地域の農業、地域づくりに向けた話合いに、積極的に参加いただくよう配慮してください。

【幅広い関係者の例】

- 集落の代表者：集落に居住する者の代表として、今後の地域の方向性に対する意見
- 認定農業者等の担い手：地域の農地の受け手として農業生産や集約化に向けた意見
- 農地所有者の代表者：農地の出し手を代表して貸付けの意見や後継者の状況の意見
- 若年者や女性：将来の農業を担う者（後継者も積極的に参加）、地域で働きやすく暮らしやすい環境の整備等に対する意見
- 隣の集落の担い手：入り作に向けた意見や地域との信頼関係の構築
- 新規就農者：地域農業や農業生産に対する意見や地域との信頼関係の構築
- 農業法人・企業：参入に当たっての意見や地域との信頼関係の構築

（※1）農業者等からの農作業受託等、農業を支援するサービスを提供する事業体

（※2）農業法人協会・認定農業者協議会・ＪＡ青年組織・４Hクラブ・女性農業者グループのメンバー、普及指導センター、農産物の販売先となる事業者、農村型地域運営組織（農村RMO）、特定地域づくり事業協同組合、自治会　など

関係機関の役割例

市町村は、これまでの人・農地プランの実質化の取組を踏まえ、**関係機関の役割分担**について、関係機関と調整・確認し、**明確化**しましょう。

役割分担は、実態に応じて柔軟に設定しましょう。

都道府県	市町村	農業委員会	農地バンク	JA	土地改良区
全体に係わる役割					
○都道府県内の進捗管理 ○市町村のサポート ○新規就農者などの情報収集（支援センター） ○基本方針の変更 ○都道府県段階の関係機関との連絡協議会等の設置	○全体のマネージメント（進行管理・調整役） ○基本構想の変更 ○市町村段階の各種計画・協定の洗い出し ○促進計画（バンク計画）案を求めに応じて作成	○農地利用最適化活動（農地バンクへの貸付けの働きかけ（段階を問わず実施）） ○促進計画（バンク計画）の作成の要請	○地域外の受け手の情報収集・意向把握、地域への提供 ○促進計画（バンク計画）による利用権設定等	○地域農業振興計画等の実践 ○組合員への情報提供	○水利に関する調整 ○土地改良施設の保全
協議の場					
○普及指導員の派遣等 ○新規就農者などの情報提供（支援センター） ○農業農村整備事業の事業計画に関する情報提供	○協議の場の運営 ○コーディネーターの派遣 ○新規就農者や後継者などの情報提供 ○担い手の協議の場の設置	○農地の出し手・受け手の意向把握・情報提供 ○新規就農者や後継者の把握・情報提供 ○遊休農地、所有者不明農地の把握・情報提供 ○担い手の協議への協力	○地域外の受け手の情報収集・意向把握、地域への提供	○地域農業振興計画等に関する情報提供 ○組合員の経営意向の把握・提供 ○担い手の協議への協力	○土地改良事業・施設改修の計画 ○土地改良施設の整備状況に関する情報提供 ○組合員の経営意向の把握・提供 ○担い手の協議への協力
地域計画の策定					
○地域計画の普及・推進 ○地域計画の進捗管理 ○優良事例の収集	○地域計画（目標地図を含む）の策定・随時見直し ○進捗状況を都道府県と共有	○目標地図の素案を求めに応じて作成 ○上記を踏まえた意見具申	○上記を踏まえた意見具申	○上記を踏まえた意見具申	○上記を踏まえた意見具申
地域計画の実行					
○新規就農や経営継承等への支援による担い手の確保・育成 ○農業農村整備事業などの関連事業の実施	○新規就農や経営継承等への支援による担い手の確保・育成 ○農業農村整備事業などの関連事業の活用	○農地利用最適化活動（農地バンクへの貸付けの働きかけ（段階を問わず実施））	○集積・集約化の調整活動（所有者等への利用権等設定協議の申入れ）	○新規就農や経営継承、労働力（農作業受託）等への支援による担い手の確保・育成	○土地改良事業・施設改修の実施

都道府県段階での役割例

都道府県段階において連絡協議会等を定期的に開催し、地域計画の策定・検討状況の情報共有を行いましょう。その際、関係機関における役割分担も明確にして、市町村と積極的に連携するための体制を整えましょう。

都道府県	農業委員会NW機構（農業会議）	農地バンク	ＪＡ県中央会	都道府県水土里ネット
○連絡協議会等の定期開催 ○地域計画の策定・検討状況の把握 ○優良事例の収集	○意向把握や目標地図の素案作成への支援 ○担い手不足の地域への受け手の紹介 ○農委事務局との連絡調整	○現地相談員の活動状況の把握 ○担い手不足の地域への受け手の紹介	○ＪＡ及び組合員への協議参加の呼び掛け ○県大会決議等の県域方針の情報提供	○組合員への協議参加の呼び掛け ○土地改良事業の情報提供

各組織内での働きかけ
- ○地域計画の策定状況の把握と共有
- ○優良事例の共有と分析
- ○未策定地域への積極的な関与

話合いへの関与

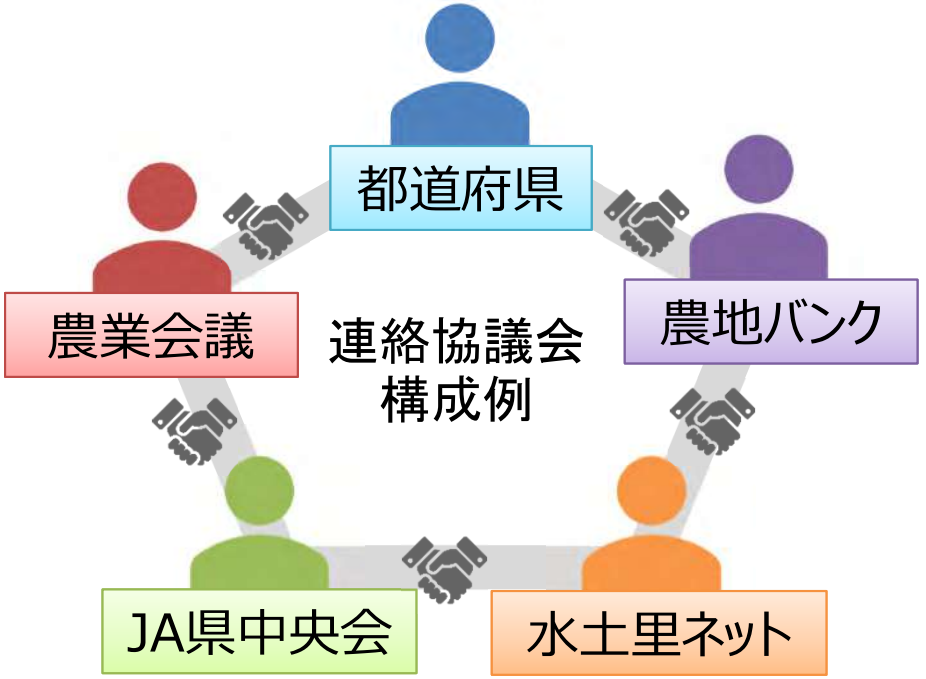

協議の場で活用する資料例

協議の場では、作成済みの人・農地プランや中山間地域等直接支払制度などの協定内容を土台に協議を進めましょう。その際、関係者は、**役割分担に応じた資料を持ち寄り**、情報共有し合いましょう。

都道府県	市町村	農業委員会	農地バンク	JA	土地改良区
①都道府県の方針に関する資料 ②地域計画の優良事例 ③農業農村整備事業などの事業計画 ④関連事業に関する資料	①人・農地プラン（現況地図を含む）や参考となる計画 【参考となる計画】 ・水田収益力強化ビジョン ・中山間地域等直接支払交付金の集落協定書 ・多面的機能支払交付金の事業計画書 ・農業農村整備事業の事業計画 ・果樹産地構造改革計画 など ②地域計画策定までのスケジュール ③域内への参入意向を有する新規就農者等の資料 ④関連事業に関する資料	①現況地図（農地の出し手・受け手の意向・年齢、後継者の有無の状況、遊休農地などを反映した地図） ②農地の保有及び利用の状況、農地の所有者並びに担い手等の農業上の利用の意向等の情報	①域内への参入意向を有する地域外の農業者等の資料 ②地域の契約状況に関する資料（賃料、期間など）	①地域農業振興計画等JAの基本計画に関する資料 ②組合員の経営意向に関する資料 ③新規就農支援や経営継承支援、労働力支援等による担い手の確保に関する資料	①土地改良事業・施設改修の計画 ②土地改良施設の整備図や改修予定図

※上記を参考に、地域の実情に応じて、資料を用意しましょう。
例えば、協議に参加する農業支援サービス事業体の方は、農作業受託に関する資料を提供しましょう。

協議の場の進め方①

＜協議を進めるにあたって＞

市町村は、人・農地プランの取組を参考に協議の場に**関係者の参加を幅広く呼びかけ**、作成済みの人・農地プラン等を土台に、協議を進めましょう。その際、市町村は**「地域計画は、地域の意向を取りまとめ、公表する」**ものであることを周知しましょう。

協議を進めるにあたっては、**①担い手が地域に十分存在**するときは、**担い手を中心とする受け手の話合いを設け、将来の農地の集積・集約化の方向性を確認**し、**②担い手がいない、話合いの土台がない、或いは話合いが低調な場合**には、**幅広い関係者で時間をかけて丁寧に協議**を進めていきましょう。

なお、協議の場には、すべての関係者が参加する必要はありませんが、**集落の代表者や後継者、多様な経営体などの意見が汲み取れるよう配慮**するとともに、**意見が言いやすい雰囲気づくり**に努めましょう。

また、地域農業再生協議会における水田収益力強化ビジョンや、中山間地域等直接支払交付金の集落協定、農業農村整備事業に関する事業計画、果樹産地構造改革計画、有機農業の管理協定などの**既存の協議の場の活用や活性化法※の協議会と一体的に推進**するよう努めましょう。

※農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律

＜協議の場の区域＞

市町村は、**これまでの人・農地プランの範囲や地域の歴史的まとまりの経緯を参考に、協議の場の区域を設定**します。

⇒自然的経済的社会的諸条件を考慮した区域

・集落　・隣接した複数の集落　・大字　・旧小学校区

なお、協議が行われる区域は、農業振興地域を中心に農業上の利用が行われる区域を想定しています。協議を行う区域の設定は市町村の判断によるものであり、例えば、農業振興地域を有さないような区域に関しては、協議の対象外とすることも可能です。

協議の場の進め方②

＜協議の進め方のポイント＞

話合いの土台があり、担い手が既に確保され、地域農業の方向性がある程度示されているなど以下の方針例の場合には、**計画の案を示した上で参加者の意見を取りまとめるプレゼンテーション方式（対話型説明会、セミナーなど）を活用**するなどにより、少ない回数で取りまとめても構いません。

＜方針例＞

①個別経営への農地の集約

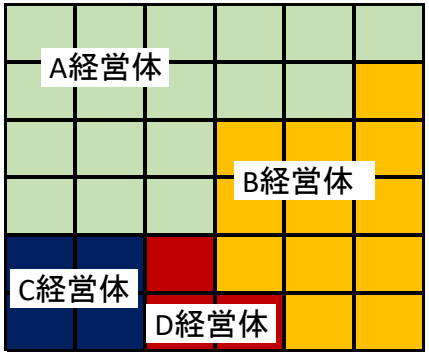

・個別経営体ごとに農地を集約
・地域住民が水路、道路を管理

②集落営農組織の体制強化

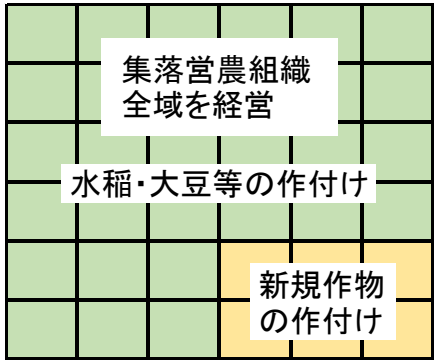

・集落営農の法人化
・構成員の世代交代を円滑化
・若年者、女性等の人材で活性化

③個別経営と集落営農組織の連携強化

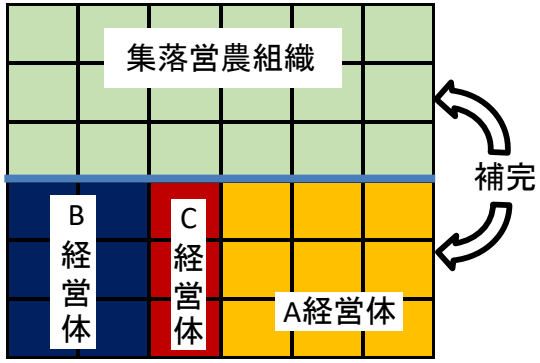

・集落営農組織と個別経営体との棲分け
・作業委託、期間借地等で相互に補完

一方、話合いの土台がない、又は話合いが低調な、或いは担い手がいない地域においては、**関係者による話合いをベースとしたワークショップ（話合いによる合意形成、座談会など）を活用**し、次の項目を踏まえ、**地域の将来の在り方や地域づくりなどを話題**に、段階を踏んで取りまとめることも考えられます。

協議の場の進め方③

ワークショップ形式の話合い

話し合いを主導する女性農業委員（中央）

話合いのスキル（ファシリテーション）
→農業委員等話し合いの進行役を担う人が備えていると好ましいスキル

地域づくりのスキル
→農村プロデューサーやコーディネー ターを活用

協議の場に多様な参加者
→「幅広い関係者（特に若年者や女性、地域外の者）」と「関連する組織（農村RMO、特定地域づくり事業協同組合等）」

この際、コーディネーターを活用して、地域の話合いの土台づくりからはじめ、話合いの機運の醸成や、関心のある者などを起点に地域の課題の掘り起こしを進め、**課題を集落で共有するなどにより、できる限り、認識の共通化を図りましょう。**その際、（農業委員会が）事前に把握した**地域に不在の農地所有者の意向等を紹介することも重要**です。また、話合いが活発化してきた段階で、課題の解決に向け議論を深化させるため、**他の地域の事例や農外や地域外からの意見なども取り入れ**て、将来の目指すべき姿を徐々に創り上げていきましょう。

農業委員会は、遊休農地や所有者不明農地がある場合には、所有者、農地の現況などに関する情報を整理し、必要に応じて協議の場でこれらの農地の利用に向け協議しましょう。

＜協議の結果の公表＞

市町村は、協議の結果を取りまとめ、**市町村の公報への掲載やインターネット等**で、協議に参加した関係者だけでなく、広く地域住民にも見られるよう工夫して公表するようにしましょう。

コーディネーターの活用

協議の場では、農水省の事業などにより、**コーディネート能力のある意欲ある専門家を活用**することができます。

＜話合いのコーディネーター役＞

1　**市町村職員**（農業担当や土地利用調整に携わる職員）、**農業委員・推進委員、県の普及指導員**に加え、現場で汗をかいている意欲のある人が参加し、話合いを進行するコーディネーター役を務めます。

2　コーディネーター役は、地域の実情に応じて、

- 貸付け意向の掘り起こしを行う**農地バンクの職員**
- ファシリテーター等研修を実施している**全国農業会議所の職員等**
- ブロックローテーションなどの地域の作付けや、加工や販売などに係る組合員組織を支援する**ＪＡの役職員等**
- 基盤整備に関する話合いを主導する**土地改良区の職員**
- 農政や地域に精通した**民間コンサルティング事業者**や**これらのOB・OG**を活用することが考えられます。

＜ポイント＞

・都道府県や市町村は、事前に専門家の氏名、資格、これまでの活動内容・実績を取りまとめた**プロフィールを作成**し、**提供**するなど地域に周知しましょう。

・市町村、農業委員会等の関係者は、専門家が活動しやすいよう、**保有する現場の情報を提供**しましょう。

・地域の話合いをコーディネートできる人が不足している場合には、**実務経験のある専門家をコーディネーターやファシリテーターとして派遣や外部に委託**して話合いを進めましょう。

※都道府県が広域的な見地から、コーディネーターを選定し、市町村に派遣しましょう。

協議の場における協議事項①

協議の場では、**関係者により**次の**３つの事項を協議**します。

※目標地図の素案が作成されている場合には、素案を用いて協議を行って構いません。

1　当該区域における農業の将来の在り方

区域の現状や課題を踏まえ、米から野菜、果樹等の**高収益作物への転換、輸出向け農産物の生産、有機農業の導入**等、地域の実情を踏まえ目指すべき将来の地域農業について協議しましょう。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

農地については、今後もできる限り農業上の利用が行われるよう、まずは、**農業振興地域を中心に農業上の利用が行われる農用地等の区域を設定することを基本**としつつ、農業生産利用に向けた様々な努力を払ってもなお農業上の利用が困難である農地※については、保全等が行われる区域とするなど、地域の現状や将来の見込みを踏まえて、地域の農地をどう利用していくべきか議論しましょう。

※具体例
①農業上の利用や農地として維持することが困難な農地であり、粗放的利用や、より省力的で簡易な方法で管理・利用するもの
②山際などの条件の悪い農地であって、農地として維持することが極めて困難であるもの
などを対象に活性化法に基づき活性化計画を策定して農用地の保全等に取り組む場合も、一体的に議論の場にて議論いただくことで、協議の場を活性化法に基づく協議会として活用することが可能です。

これまでの**人・農地プランの取組**において、これらの事項について、**協議・公表がなされているときは、その結果を地域計画の策定の前提となる協議の結果とみなすことができる**こととしています。

3　その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

１、２を基に、10年後の将来の目指すべき姿に向け、次に掲げる事項について、協議し、取りまとめましょう。

協議の場における協議事項②

協議事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
・担い手への集積方針や、団地数の削減及び団地面積の拡大など。

（2）農地中間管理機構の活用方針
・農用地の集積、集約化に向けた、農地中間管理機構の活用方法など。

（3）基盤整備事業への取組方針
・農用地の大区画化・汎用化等の基盤整備事業の工種や導入時期など。

（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
・新規就農者や経営の規模の大小や、家族か法人かの別にかかわらず、地域農業を支える多様な経営体の確保・育成や、関係機関との連携など。

（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
・バンクへの集積を踏まえ、農業支援サービス事業体等への地域の状況に応じた農作業の委託方法など。

任意事項（地域の実情に応じて、次の事項の方針について協議してください。）

①鳥獣被害防止対策（地域における放牧・鳥獣緩衝帯、侵入防止柵など）
②有機・減農薬・減肥料（取組面積の拡大や、生産団地の形成など）
③スマート農業（AIやIoT、無人ロボット、ドローンなどの先端技術の活用など）
④輸出（輸出に向けた作物選定や体制づくりなど）
⑤果樹等（果樹等の改植や整備、団地形成など）
⑥燃料・資源作物等（搾油作物などの資源作物の導入や団地形成など）
⑦保全・管理等（農業上の利用が困難な農地における放牧、蜜源作物の作付け、鳥獣緩衝帯など）
⑧農業用施設（農業用施設を設置する範囲、整備する時期や用途など）
⑨その他（地域の実情に応じて追加してください。）

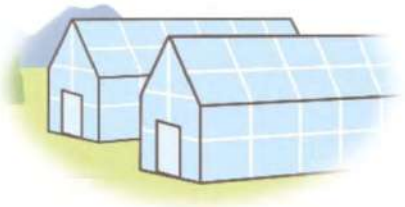

協議の場の取りまとめ（記載例）（案）

市町村名 （市町村コード）	○○市 （123456）
地域名 （地域内農業集落名）	○○地区 （A集落、B集落、C集落・・・・・）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和○○年○○月○○日 （第○○回）

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢○歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約化するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】農業者：○○人（うち50歳代以下○人）、団体経営体（法人・集落営農組織等）○経営体、従業員等○人
主な作物：水稲、大豆、トマト

（2）　地域における農業の将来の在り方

地域の特産物である○○について有機農業の取組を段階的に進めるため農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。また、地域コミュニティーの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	○○ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	○○ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	○○ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

協議の場のとりまとめ（記載例）

３　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針

・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

（2）農地中間管理機構の活用方針

・地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。

（3）基盤整備事業への取組方針

・担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を〇年度までに実施する。

（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針

・市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。

（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

・地域内で農作業の効率化を図るため〇〇作業は〇〇事業体へ委託するとともに、それ以外の〇〇・〇〇・〇〇の作業並びに担い手が引き受けるまでの作業は、〇〇事業体に委託し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください。）

☑	①鳥獣被害防止対策	☑	②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④輸出		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等	☑	⑧農業用施設		⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
②地域特産物の〇〇を対象に有機農業への切り替えを段階的に進めるため、〇〇地区において管理協定の締結を進める。
⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。

地域計画の策定手順

協議の場で取りまとめた方針を再確認し、以下の手順で進めていきましょう。

地域計画（目標地図を含む）は、**地域の実情を踏まえ、徐々に作り上げていく**ように進めていくことが重要です。

市町村	農業委員会
① 協議の結果を踏まえ、**市町村で具体的な地域計画の案を作成**します。	
	② タブレット等で収集した出し手・受け手の意向を基に、農地の集団化の範囲を落とし込み、**目標地図の素案を作成・提出**します。
③ 地域計画の案を作成し、**関係者から意見を聴取**します。	
※意見聴取後に、関係者への説明会を開催することが地域の方向性を共有する上で重要です。	
④ **地域計画の案の公告**（２週間の縦覧）	
⑤ **地域計画の公告** （都道府県、農業委員会、農地バンクへ写し送付）	
	※受け手がいない地域では、当面、例えば以下の対応を考えましょう。 ① 多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の活動組織の活用を検討 ② JA等の農業支援サービス事業体等の活用を検討 ③ 新規就農者や農業法人、企業の誘致を検討 なお、受け手が直ちに見つからない等最終的な合意が得られなかった農地については、当初の目標地図では「今後検討等」として受け手をあてはめないこともありえます。策定後随時調整しながら更新してください。

目標地図の作成手順①

○　農業委員会は、現況地図に、農地の出し手・受け手の意向を踏まえ、目標地図の素案を作成し、**市町村に提出**しましょう。

○　素案の提出を受けた市町村は、農業委員会と一体的に、地域の徹底した話合いを通じて、**出し手・受け手との調整をできる限り進めましょう。**

○　調整に当たっては、「目標地図は、農地ごとに将来の受け手をイメージとして印すものであり、**これによって権利が設定されるものでない**こと」、「**権利設定のタイミングは目標年度まで柔軟に調整**でき、農地の出し手が将来耕作できなくなった段階で受け手が引き受ければよいこと」などを丁寧に説明しましょう。

※あらかじめ新規就農者や有機農業などのためのエリア設定を行うことも効果的です。

＜現況地図から素案作成へ＞

農業委員会は、実質化した人・農地プランの現況地図を基に、受け手ごとに**集約化に向けた調整**をできる限り行いましょう。（実質化に取り組んでいる地域は、早急に現況地図を作成しましょう。）

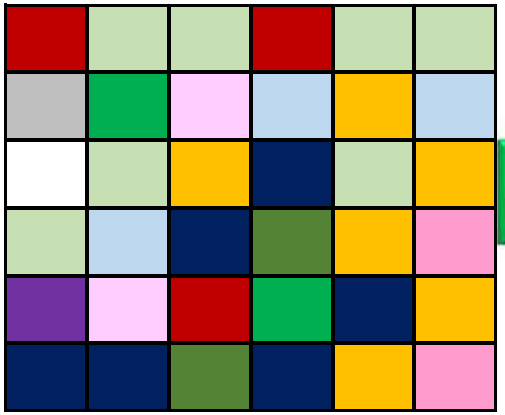

＜目標地図＞
（当初）

受け手がいない地域では、
当面、例えば以下の対応を考えましょう。

①多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の活動組織の活用を検討

②JA等の農業支援サービス事業体等の活用を検討

③新規就農者や農業法人、企業の誘致を検討

なお、市町村は、調整が整った範囲で目標地図に印しつつ、**受け手が直ちに見つからない等最終的な合意が得られなかった農地については、当初の目標地図では「今後検討等」**として受け手をあてはめないこともありえます。策定後**随時調整しながら更新**してください。

＜目標地図＞
（将来）

農業者の意向等を踏まえ話合いを重ね、随時変更しながら**徐々に完成度を高め**ていきましょう。

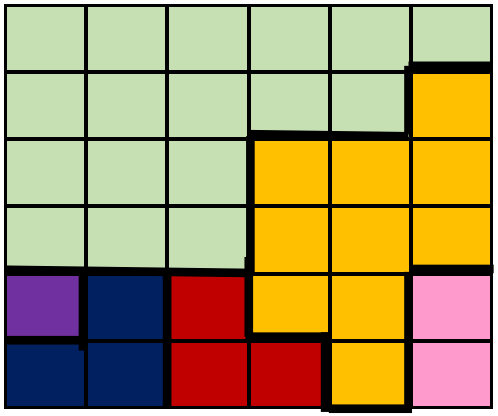

目標地図の作成手順②

現況地図などを基に、農地の集団化の範囲を落とし込んだ目標地図の素案を作成しましょう。

タブレット等で収集した意向等の情報は農業委員会サポートシステムに反映されるため、サポートシステム上で意向を反映した目標地図の素案を作成することが可能です。

①目標地図の対象エリアを定義

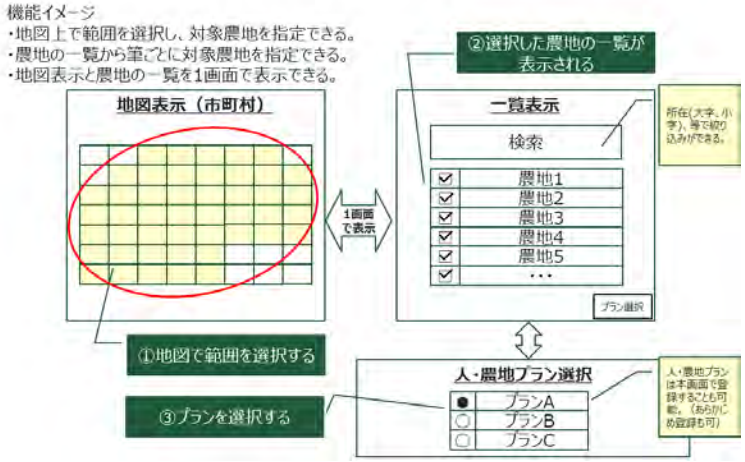

※各種情報を反映した地図の作成が可能

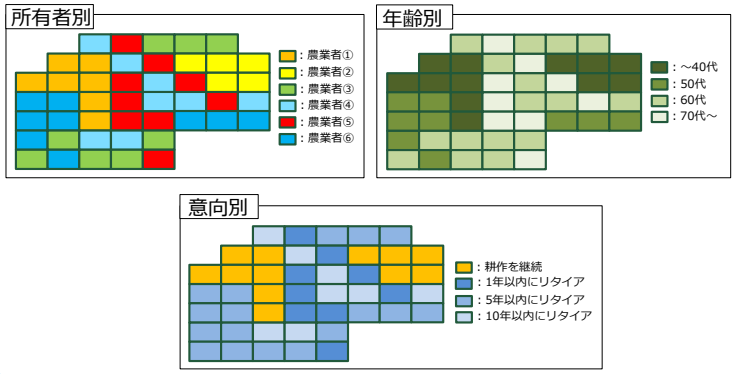

②シミュレーション機能で案を作成

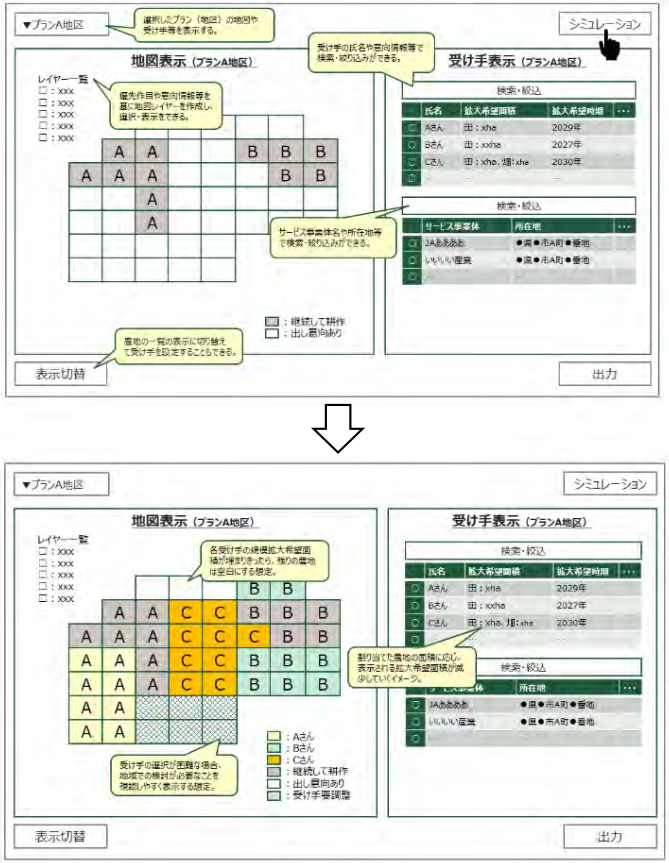

③筆ごとに修正

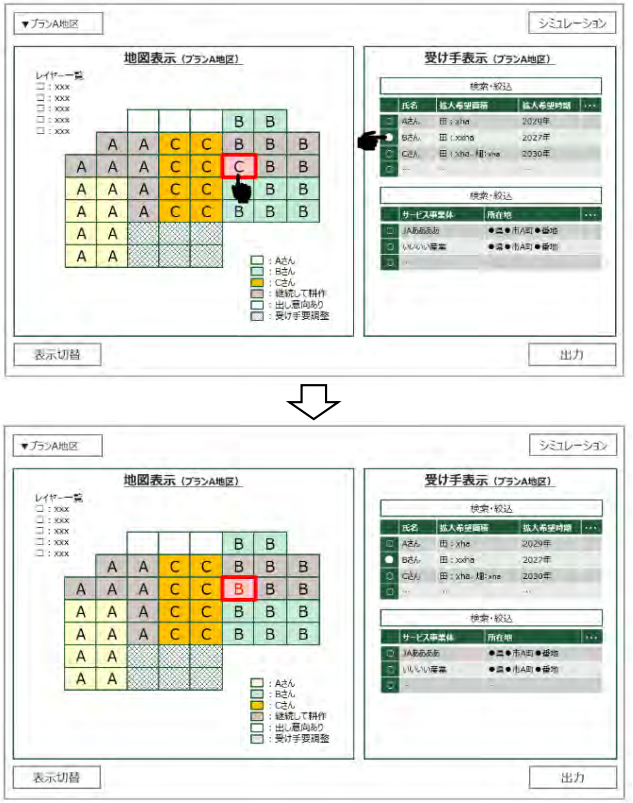

※ 受け手が見つからない農地については
農業支援サービス事業体等の活用を検討し、反映

※ ・団地規模の拡大（集約化）
・担い手への集積
に留意

協議の結果を踏まえた地域計画の策定

＜地域計画の期間（改正基盤法第19条、改正基盤法施行令第６条第１項）＞

地域計画は、地域の話合いにより、農業の将来の在り方を考え、それを実現していくという意味で、それぞれの地域の農業の発展に向けたマスタープランとなるものであり、また、地域の農業の情勢の変化に対応する必要がある点から、基本構想の計画期間と同様に、おおむね５年ごとに、その後の10年間について、定めてください。

＜協議の結果の内容の程度（改正基盤法第18条・第19条、改正基盤法施行令第６条第２項・第3項）＞

十分な協議がなされない場合、協議の結果話合いがまとまらない場合、地域計画に定めるべき事項が当該地域の農業の現状に照らして適切な水準に達していない場合などにおいて、拙速に地域計画を定めようとすることは、地域計画の趣旨に照らして適当ではありません。

このため、地域計画は、協議の結果の内容が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図る見地から、相当であると市町村が認めた場合に定めてください。

市町村は、それに該当しないときは、地域計画の作成に向け、次の協議を円滑に実施するために必要な措置（農用地の出し手となる所有者等や受け手となる認定農業者等の関係者との調整や、協議内容に関するアンケートの実施、協議をコーディネートする専門家の活用など）を講じてください。

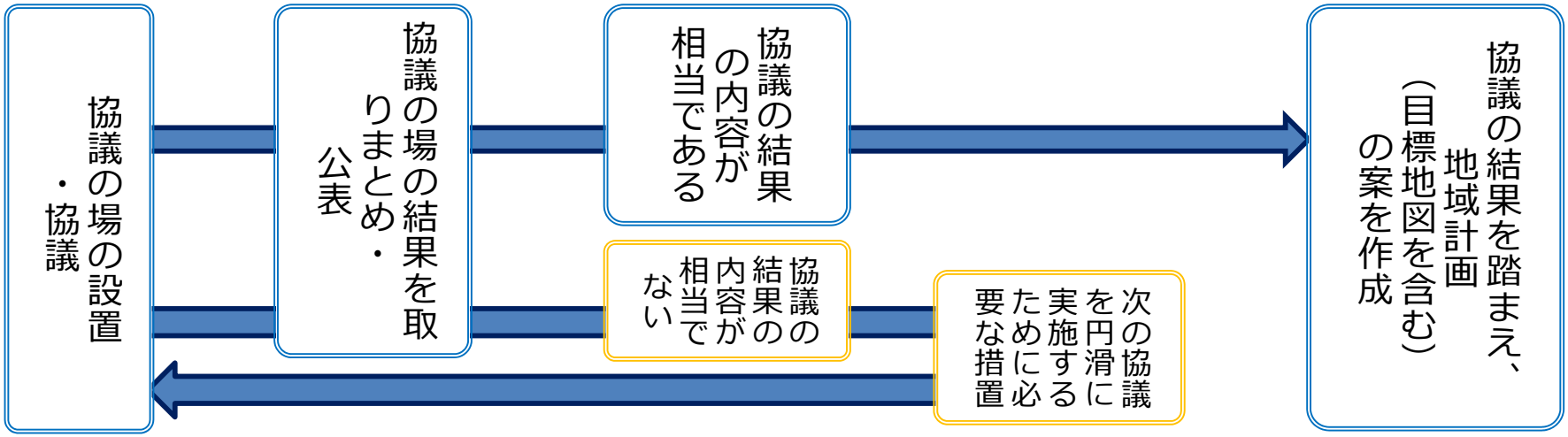

地域計画の要件

地域計画は、次の要件を満たす必要があります。

＜地域計画の要件（改正基盤法第１９条第４項）＞

① 基本構想に即するとともに、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものであること。

② 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積、農用地の集団化その他の地域計画の区域における農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合すること。

「効率的かつ安定的な農業経営」とは

経営の効率化を上げて生産性を高め、長期にわたり安定的に所得を確保して農業を行っていくような経営

「農用地の効率的かつ総合的な利用」とは

農地が使われなくなることがないように集積・集約化等により、農地の利用の効率化を上げて生産性を高め、農地が適切に使われるようにすることであり、このことが、個々の農地だけでなく、地域全体で総合的に図られるようにすること

＜地域計画の基準（改正基盤法省令第１８条）＞

農林水産省令で定める基準は、以下の事項が適切に定められていることです。

（１）生産する主な農畜産物
（２）農用地等の利用の方針
（３）担い手（効率的かつ安定的な農業経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標
（４）農用地の集団化（集約化）に関する目標
（５）（３）及び（４）の目標を達成するためとるべき措置

地域計画の公告

地域計画の公告までの手続きは以下となります。

＜関係者の意見聴取（改正基盤法第19条第６項）＞

市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするとき（軽微な変更を除く）は、あらかじめ、**農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者の意見を聴く**必要があります。

市町村は、地域計画の案の公告の前に説明会を実施し、できる限り地域の理解を得られるように配慮してください。

＜地域計画の案の公告（改正基盤法第19条第７項、改正基盤法省令第20条）＞

市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするとき（軽微な変更を除く）は、**市町村の公報への掲載やインターネット等**を通じて公告し、公告の日から２週間公衆の縦覧に供する必要があります。

利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市町村に意見書を提出することができます。

＜地域計画の公告（改正基盤法第19条第８項、改正基盤法省令第20条の２）＞

市町村は、地域計画を定めたときは、**市町村の公報への掲載やインターネット等**を通じて公告しましょう。

その際、都道府県、農業委員会、農地バンクに写しを電子データ等で送付しましょう。

地域計画記載例　（案）

これまでの人・農地プランに赤枠部分のみ追記するイメージです。

策定年月日	令和〇年〇月〇日
更新年月日	令和〇年〇月〇日 （第〇回）
目標年度	令和〇〇年度
市町村名 （市町村コード）	〇〇市 （〇〇〇〇〇）
地域名 （地域内農業集落名）	〇〇地区 （A集落、B集落、C集落・・・・・・・・・・・・・・・・・）

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域計画の区域の状況

地域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	〇〇ha
①　農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	〇〇ha
②　田の面積	〇〇ha
③　畑の面積（果樹、茶等を含む）	〇〇ha
④　区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	〇〇ha
⑤　区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	〇〇ha
（参考）　区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計（※年齢は地域の実情を踏まえて記載）	〇〇ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	〇〇ha

（備考）遊休農地〇〇ha（うち１号遊休農地〇〇ha、２号遊休農地〇〇ha）
⑤は、〇〇市内で引き受ける意向のあるすべての農地面積の合計。

地域計画記載例

（2） 地域農業の現状と課題

・ 今後認定農業者等が引き受ける意向のある農地面積よりも、後継者不在の農業者の農地面積が、A集落では〇ha、C集落では〇haと多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
・ 担い手が利用する農地面積の団地数は平均〇個所、〇aであり、集約化が必要。
・ 地域の活性化を図るため新たな作物の導入や有機農業への取組が課題。

（3） 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

・〇〇を主要作物としつつ、地域の特産物である〇〇を段階的に有機農業に切り替え、団地化を形成する。併せて新規作物〇〇を導入し、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。
・A集落は認定農業者a、b、cに、B集落はd法人に、C集落は集落営農法人eに集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

（1）農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手（認定農業者、〇〇法人、集落営農法人）への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
（2）担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	〇〇%	将来の目標とする集積率	〇〇%
（3）農用地の集団化（集約化）に関する目標			
担い手が利用する農地面積の団地数及び面積は、〇個所、平均〇a（令和〇年度時点） 団地数の半減及び団地面積の拡大を進める。（令和〇〇年度）			

※担い手は、認定農業者、認定新規就農者、集落営農、基本構想水準到達者とする。

地域計画記載例

3　農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置（必須項目）

（1）農用地の集積、集団化の取組
担い手を中心とした農地の集積・集約化を進めるため団地面積の拡大を図りつつ、新規就農者向けの小規模圃場の団地化を図り、農地バンクを通じて集団化を進める。
（2）農地中間管理機構の活用方法
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際所有者の貸付意向時期に配慮する。
（3）基盤整備事業への取組
A集落において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を〇〇までに計画する。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組
作業の効率化が期待できる防除作業は、〇〇（株）への委託を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください。）

☑	①鳥獣被害防止対策	☑	②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④輸出		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等	☑	⑧農業用施設		⑨その他		

【選択した上記の取組内容】

①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ（侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等）づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
②〇〇地区において、管理協定を早急に締結し、地域の特産物である〇〇を段階的に有機農業に切り替えていく。
⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。

地域計画記載例

4　地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業者	現状			10年後 （目標年度：令和〇年度）				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	〇〇〇〇	水稲、麦	10ha	－ha	水稲、麦	13ha	－ha	A	E
認農	□□□□	水稲、果樹	5ha	－ha	水稲、果樹	8ha	－ha	B	A・D
到達	▲▲▲▲	野菜	5ha	－ha	野菜	7ha	－ha	C	D
認農	（株）〇〇	水稲、野菜	30ha	－ha	水稲、野菜	50ha	10ha	D	－
集	●●組合	水稲、大豆	40ha	10ha	水稲、大豆	40ha	20ha	E	－
利用者	☆☆☆☆	野菜	0．5ha	－ha	野菜	1ha	－ha	F	D
サ	△△（株）	耕起、播種、収穫	－ha	－ha	耕起、播種、収穫	－ha	10ha	G	－
農協	◇◇JA	耕起、田植、収穫	－ha	－ha	耕起、田植、収穫	－ha	20ha	H	－
計			90．5ha	10ha		119ha	60ha		

5　農業支援サービス事業体一覧（任意記載事項）

番号	事業体名（氏名・名称）	作業内容	対象品目
1	（株）〇〇	肥料・農薬散布	野菜、果樹
2	△△JA	田植え・播種	飼料作物

6　目標地図（別添のとおり）

7　基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）	50	うち計画同意者数（人・%）	40	（80%）

地域計画の実現に向けた支援・取組①

○地域計画は、策定するだけでなく、実現に向けて**実行することが大切**です。

1　市町村は、地域計画に定めた「農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」の**進み具合を確認**しましょう。

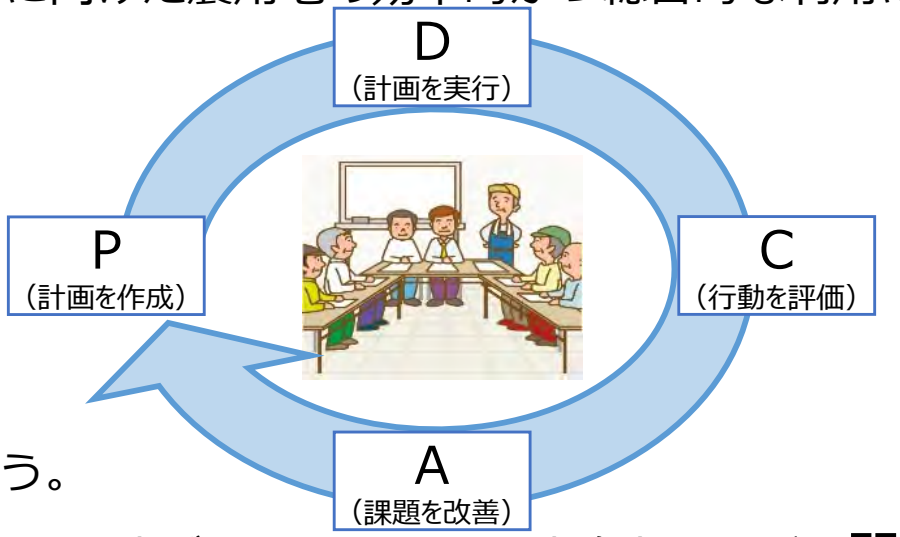

2　例えば、

①　農用地の集積・集約化

②　農地中間管理機構の活用方法

③　新規就農者や入作者の確保

などが思うように進んでいない場合には、

PDCAサイクルを通じて不断の検証を行いましょう。

3　地域計画の実行にあたっては、市町村、農業委員会、 農地バンク、ＪＡ、土地改良区などの**関係者が連携**しながら、**地域一体となって取り組んでいきましょう。**

特に農地バンクを活用して、目標地図に位置付けられた者への農地の貸付けを働きかけましょう。

※目標地図に位置付けられた者に変更があった場合には、地域計画を変更しましょう。まとめて変更することも可能です。

また、都道府県は、市町村の取組みが円滑に進められるよう、都道府県段階の関係機関が連携し、一体的に支援するよう配慮しましょう。

＜地域計画の軽微な変更（改正基盤法省令第19条）＞

関係者の意見聴取、地域計画の案の縦覧が不要な軽微な変更は、次のとおりです。

①地域の名称又は地番の変更、②農用地等を利用する農業を担う団体の法人化

③相続、④実質的な変更を伴わない変更

○地域計画の策定や実行に向け、次に掲げる**各種支援を効果的に活用**してください。

地域計画の実現に向けた支援・取組（R5予算概算決定）

【**市町村**による地域計画の策定支援】

１．地域計画策定推進緊急対策事業：８億円
①市町村推進事業
話合いに向けた**情報の入手・整理、コーディネーターの活用**などを支援
②農業委員会推進事業
目標地図の素案作成を支援
③都道府県推進事業
説明会及び研修会の開催等の取組を支援

２．農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）
：91億円の内数
（令和４年度補正予算　中山間地域等農用地保全総合対策
：14億円の内数）
中山間地域等における農用地保全に必要な**地域ぐるみの話合いによる最適な土地利用構想の策定**、基盤整備等の**条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等**を総合的に支援

【**農地バンク**を活用した農地の集約化】

１．農地中間管理機構事業：40億円
農地バンクの事業（農地賃料、保全管理費等）や**農地相談員（現地コーディネーター）の増員など**を支援

２．遊休農地解消緊急対策事業：３億円
農地バンクが**遊休農地を積極的に借り受け、簡易な整備を行った上で担い手に集積・集約化する取組**を支援

３．機構集積協力金交付事業：46億円
（うち令和４年度補正予算40億円）
農地バンクへの貸借・農作業受委託による集積・集約化に取り組む地域等を支援

【**農業委員会**による農地利用の最適化】

１．農業委員会交付金：47億円
農業委員会の職員の設置等の**基礎的経費を支援**

２．機構集積支援事業：28億円の内数
都道府県農業会議による**目標地図の素案作成等の巡回サポートの取組**を支援

３．農地利用最適化交付金：51億円
農地利用最適化推進委員等による**農地利用の最適化活動に要する経費**を支援（タブレット通信費等の事務費を含む）

【目標地図の実現に向けた支援】

目標地図の実現を推進する観点から、地域計画策定区域、目標地図に位置付けられた者を対象とした各種補助事業との関連付け。

１．農地利用効率化等支援交付金：15億円
目標地図に位置付けられた者の農業用機械・施設の導入を支援

２．集落営農活性化プロジェクト促進事業：３億円
目標地図に位置付けられた集落営農の経営発展を支援

３．農地耕作条件改善事業のうち高収益作物転換型など：200億円の内数
地域計画の策定区域内の高収益作物転換等のための取組を支援

４．強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
：121億円の内数
地域計画の策定区域内の集出荷貯蔵等の産地の基幹施設の導入を支援

５．新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金など：192億円の内数
目標地図に位置付けられた新規就農者の経営開始や機械・施設等の導入を支援

地域計画策定推進緊急対策事業

【令和５年度予算概算決定額　799（－）百万円】

＜対策のポイント＞
高齢化・人口減少が本格化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、**農業者等による協議（話合い）を踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画の策定に必要な取組を支援**します。

＜事業目標＞
全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（８割［令和５年度まで］）

＜事業の内容＞

１．市町村推進事業

地域計画の策定に向けた市町村の以下の取組を支援します。

① **協議の場の設置に係る調整**
（関係機関や参加者との調整、話合いに向けた情報の入手・整理等）
② **協議の実施・取りまとめ**
（話合いをコーディネートする専門家の活用、協議内容の取りまとめ等）
③ **地域計画案の取りまとめ**
（地域計画案の作成、関係者への説明等）
④ **地域計画の公告・周知**
（関係者、地域住民への周知等）

２．農業委員会推進事業

地域計画の策定における農業委員会による**目標地図の素案**の作成の取組を支援します。

３．都道府県推進事業

地域計画の普及・推進に向けた都道府県の以下の取組を支援します。

① **市町村等への説明会や研修会の開催等**
（市町村等を対象とした説明会及び研修会の開催等）
② **市町村の取組への助言・指導**
（市町村等に対して地域計画の策定等に対する助言及び指導）

＜事業の流れ＞

国 →（定額）→ 都道府県 →（定額）→ 市町村・農業委員会（１、２の事業）
（３の事業）

＜事業イメージ＞

協議の場の設置に係る調整
地域農業の現状・課題の把握、設置区域、参加者、進め方等の調整

協議の実施・取りまとめ
農業者、市町村、農業委員会、農地バンク、JA、土地改良区など幅広い関係者が参加し、取りまとめ

目標地図素案の作成
農業委員会は、現況地図を基に受け手ごとに集約化に向けた調整をできる限り実施

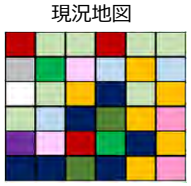

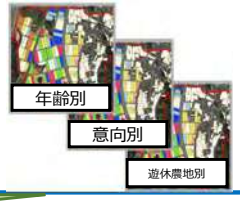

地域計画案の取りまとめ
市町村は、農業委員会から提出のあった目標地図の素案を踏まえ、地域計画の案の作成

地域計画の公告・周知

［お問い合わせ先］経営局経営政策課（03-6744-1760）

農地中間管理機構を活用した農地の集約化の推進及び農業委員会による農地利用の最適化の推進

【令和５年度予算概算決定額　18,037（18,503）百万円】
（令和４年度補正予算額　4,000百万円）

＜対策のポイント＞

農業経営基盤強化促進法等の改正により、**人・農地プランを地域計画として法定化**するとともに、**農地の将来像を目標地図として明確化**することとなりました。目標地図の実現に向けて、**農地中間管理機構（農地バンク）を活用した農地の集約化等の加速化**、**農業委員・農地利用最適化推進委員による農地利用の最適化活動を支援**します。

＜政策目標＞

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（８割［令和５年度まで］）

＜事業の全体像＞

農業委員会等

機構集積支援事業
農業委員会等が農地法等に基づく業務を効果的・効率的に遂行できるようにするための支援

農地利用最適化交付金
農地利用最適化推進委員等による農業委員会の農地利用の最適化活動を支援

農業委員会交付金
農業委員会法に基づく農業委員会の事務の円滑な処理のための支援

都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金・農地調整費交付金
都道府県農業委員会ネットワーク機構等が行う農地法に規定された業務の実施等を支援

地域計画策定推進緊急対策事業
地域計画の策定における目標地図の素案作成等を支援

農地中間管理機構

農地中間管理機構事業
農地バンクによる農地の集約化等に係る事業運営に要する経費等を支援

遊休農地解消緊急対策事業
農地バンクが遊休農地を積極的に借り受け、簡易な整備を行うために必要な取組を支援

機構集積協力金交付事業
農地バンクへの貸借・農作業受委託を通じて、農地の集約化等に取り組む地域等を支援

関連対策

- **農業競争力強化基盤整備事業＜公共＞**
- **農地耕作条件改善事業**
- **農地利用効率化等支援交付金**
- **持続的生産強化対策事業**
  （うち、果樹支援対策、茶・薬用作物等支援対策）

農地中間管理機構を中心とする関係者の連携で農地の集積・集約化を推進

令和５年度８割に向け集積・集約化

現状

地域内の分散・錯綜した農地利用

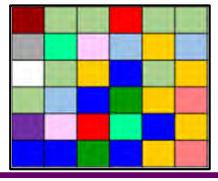

目標地図

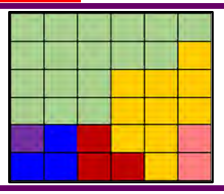

担い手ごとに集約化した農地利用

農地の集積・集約化でコスト削減

農地中間管理機構を活用した農地の集約化の推進及び農業委員会による農地利用の最適化の推進のうち

農地中間管理機構を活用した農地の集約化の推進

【令和５年度予算概算決定額　4,891（5,118）百万円】
（令和４年度補正予算額　4,000百万円）

＜対策のポイント＞

農業経営基盤強化促進法等の改正により、**人・農地プランを地域計画として法定化**するとともに、**農地の将来像を目標地図として明確化**することとなりました。目標地図の実現に向けて、**農地中間管理機構（農地バンク）を活用した農地の集約化等を加速するために、農地バンクを経由する農作業受委託も含め、貸借を強力に推進する取組を支援**します。

＜政策目標＞

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（８割［令和５年度まで］）

＜事業の内容＞

１．農地中間管理機構事業　　**4,033（3,517）百万円**

農地バンクの事業（農地賃料、保全管理費等）及び事業推進を支援します。また、きめ細かな現地活動を強化するため、**農地相談員（現地コーディネーター）を増員**します。さらに、農地バンクの農地買入等に対する利子助成を行います。

２．遊休農地解消緊急対策事業　　**258（516）百万円**

農地バンクが**遊休農地を積極的に借り受け、簡易な整備**を行った上で、担い手に農地集積・集約化する取組を支援します。

３．機構集積協力金交付事業　　**600（1,085）百万円**
【令和４年度補正予算】4,000百万円

農地バンクへの貸借・農作業受委託を通じて、農地の**集積・集約化に取り組む地域**等に対し、協力金を交付します。

＜事業の流れ＞

国 →（補助（定額等））→ 都道府県
- → 農地バンク（１の事業の一部、２の事業）
- → 市町村 → 地域・農業者（３の事業）
- → 民間団体、全国農地保有合理化協会（１の事業の一部）

＜事業イメージ＞

農地バンクによる農地の集積・集約化（イメージ）

協議の場

農業上の利用が行われる区域

保全等を進める区域

・市町村が、10年後の農地利用の姿を目標地図として明確化するに当たって、農業上の利用が行われる農用地等の区域等について、関係者による協議を実施

地域計画の策定（目標地図の作成）

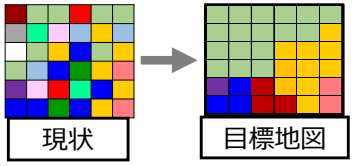

現状　　目標地図

・協議の結果を踏まえ、10年後に目指すべき農地利用の姿を目標地図として明確化
・農地バンクが、農地相談員による地域外の受け手候補の掘り起こしなどを実施

農用地利用集積等促進計画の策定

・農地バンクが、目標地図の実現に向けて、農用地利用集積等促進計画を定め、目標地図に位置付けられた者に農地の集約化等を実施

〈 農地集積の加速 〉
○ 農地バンクへまとまった農地を貸付け・農作業委託する地域を支援

〈 農地集約化の加速 〉
○ 農地バンクからの転貸・農作業受託を通じて、集約化に取り組む地域を支援

〈 中間保有の強化 〉
○ 農地バンク自らが遊休農地を解消し、積極的な借受・転貸を行う取組を支援
○ 農地バンクが新規就農者向けに農地を積極的に活用する取組を支援

［お問い合わせ先］　経営局農地政策課（03-3591-1389）

農地中間管理機構を活用した農地の集約化の推進及び農業委員会による農地利用の最適化の推進のうち

農業委員会による農地利用の最適化の推進

【令和５年度予算概算決定額　13,146（13,385）百万円
地域計画策定推進緊急対策事業　799（－）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

農業委員・農地利用最適化推進委員による、地域が目指すべき**農地の将来像である目標地図の素案作成を含む、農地利用の最適化のための活動等に必要な経費を支援します。**

＜政策目標＞

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（８割［令和５年度まで］）

＜事業の内容＞

１．農業委員会交付金　**4,718（4,718）百万円**

農地法等に基づく業務を行うための農業委員会の職員の設置、農業委員等の手当に必要な基礎的経費を交付します。

２．機構集積支援事業　**2,757（2,987）百万円**
（うちデータベース関連　1,328（1,592）百万円）

遊休農地の所有者等の利用意向調査、所有者不明農地の権利関係調査、農地情報や農地の出し手・受け手の意向等を管理する**データベースの運用**等を支援します。

３．農地利用最適化交付金　**5,100（5,100）百万円**

農地利用最適化推進委員等による農業委員会の**農地利用の最適化活動**に要する経費を支援します。

４．都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金　**523（523）百万円**

都道府県農業委員会ネットワーク機構（都道府県農業会議）が行う農地法に規定された業務に要する経費を支援します。

５．農地調整費交付金　**47（57）百万円**

農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付します。

（関連事業）

地域計画策定推進緊急対策事業　**799（－）百万円の内数**

地域計画の策定における**目標地図の素案作成**の取組等を支援します。

＜事業の流れ＞

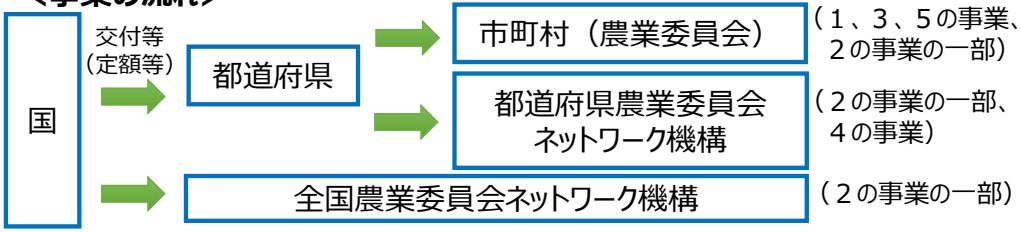

＜事業イメージ＞

農　業　委　員　会

○　農地法等に基づく業務（農地の権利移動に係る許可 等）
○　農地利用の最適化のための活動（農地集積・集約化、遊休農地解消 等）

【Ｔ農業委員会の活動事例】
・農業委員会が、管内の全ての農地所有者を対象に今後の経営意向や後継者の有無、農地一筆ごとの状況及び今後の利用意向等について意向調査を実施。
・調査結果を地図化の上、地域の話合いで関係者に共有し、農地バンクも活用したマッチングにつなげている。（担い手への集積率：63.3%（R3年度））

※都道府県農業会議等が農業委員会の業務をサポート

農業委員会による目標地図の素案作成の推進（イメージ）

最適化活動に係る経費を支援

推進委員等が行う目標地図の素案作成に係る経費を支援

都道府県農業会議の体制を強化し、
管内の農業委員会の目標地図の素案作成等の業務を巡回サポートする取組を支援

［お問い合わせ先］（１、３、４の事業）経営局農地政策課（03-3591-1389）
（２の事業）農地政策課（03-6744-2152）
（５の事業）農地政策課（03-6744-2153）

集落営農活性化プロジェクト促進事業

【令和５年度予算概算決定額　290（370）百万円】

＜対策のポイント＞
集落営農における活性化に向けた**ビジョンづくり**や**人材の確保**、**新たな作物の導入**等の取組を支援します。

＜事業目標＞
全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（８割［令和５年度まで］）

＜事業の内容＞

１．地域の状況に応じた「ビジョンづくり」と「具体的な取組の実行」への支援

集落営農組織の構成員の高齢化や減少が進む中で、集落営農の活性化に向け、**ビジョンづくり**及びその実現に向けた**人材の確保**、**収益力向上に向けた取組**、**組織体制の強化**、**効率的な生産体制の確立**など、**地域の状況を踏まえて**総合的に支援します。（支援期間：最長４年）

①　ビジョンづくりへの支援

集落営農の**目指す農業の姿と具体的な戦略**の検討、集落内又は近隣集落等との合意形成を支援します。　【定額】

②　具体的な取組の実行への支援

ア　取組の中核となる人材を確保するため、候補となる若者等を**雇用する経費**（賃金等）　【定額（100万円上限/年）、最長３年間】

イ　収益力向上の柱となる経営部門の確立等のため、**高収益作物の試験栽培**、**加工品の試作**、**販路開拓などに取り組む経費**　【定額】

ウ　信用力向上等に向けた**組織の法人化に必要な経費**　【定額（25万円）】

エ　効率的な生産のための共同利用**機械等の導入経費**　【1/2以内】

２．関係機関によるサポートの取組を支援

集落営農の取組を都道府県（普及組織）やJA、市町村等の地域の**関係機関が集中的にサポート**するために必要な経費を支援します。　【定額】

※　【　】は補助率等

＜事業の流れ＞

＜事業イメージ＞

課　題

集落・農業者の高齢化・減少が加速化する中で
・先進的な技術等の知見や多様な発想力による新たな集落営農の取組の展開
・集落営農の運営に不可欠な人材を雇用できる経営基盤

課題を乗り越えるための集落による取組（例）

ビジョン		実行のための支援
新たな取組の中核となる人材の確保	⇨	候補となる若者等の雇用に係る賃金・社会保険料
収益力向上の柱となる経営部門の確立	⇨	高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓などに係る経費
信用力の向上、就労環境の整備など経営発展を支える組織体制の強化	⇨	法人化に係る定款作成・登記などの経費
集落の人手に依存しない効率的な生産体制の確立	⇨	大型の共同利用機械等の導入経費

普及組織、JA、市町村等が集中的にサポート

・経営状況等の分析　・取組の提案、話合いのサポート
・連携先の紹介・調整　・栽培技術等の指導　等

［お問い合わせ先］経営局経営政策課（03-6744-0576）

農地利用効率化等支援交付金

【令和５年度予算概算決定額　1,521（2,050）百万円】

＜対策のポイント＞
地域が目指すべき**将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿**の実現に向けて、**経営改善**に取り組む場合、**必要な農業用機械・施設の導入を支援**します。

＜事業目標＞
全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（８割［令和５年度まで］）

＜事業の内容＞

目標地図に位置付けられた者等が、地域が目指すべき**将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿**の実現に向けて、**経営改善**に取り組む場合、**必要な農業用機械・施設の導入を支援**します。

※　広域に展開する農業法人等の**経営の高度化に必要な農業用機械・施設の導入は、補助上限額を引上げ**（先進的農業経営確立支援タイプ）

※　スマート農業、集約型農業経営、グリーン化について、優先枠を設けて支援

・スマート農業優先枠
　ロボット技術・ICT機械等の導入（農業支援サービス事業体の取組も対象）

・集約型農業経営優先枠
　中山間地域等での集約型農業に必要な機械等の導入

・グリーン化優先枠
　「みどりの食料システム戦略」を踏まえた環境に配慮した営農に必要な機械等の導入

※　助成対象者の経営改善の取組の実績及び目標、地域における農地集積の実績等に関するポイントにより採択

＜事業の流れ＞

交付（定額）　3/10以内等　3/10以内等

国 → 都道府県 → 市町村 → 農業者等

＜事業イメージ＞

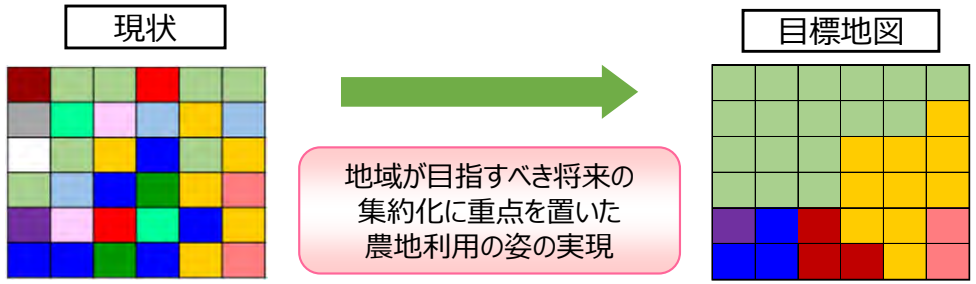

助成対象者	将来の地域の農業を担う者として目標地図に位置付けられた者、認定農業者・認定就農者などの人・農地プランに位置付けられた者、地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者
助成内容	地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設（事業費50万円以上）
補助率	融資残額のうち事業費の3/10以内　等
補助上限額	300万円（目標地図に位置付けられた者のうち経営面積の拡大（水田作で20ha以上等）等を目指す者については上限を600万円に引上げ）等 （先進的農業経営確立支援タイプ： 個人1,000万円、法人1,500万円等）

（この他、一定の条件を有する地域において、共同利用機械・施設の導入を支援する事業を実施）

［お問い合わせ先］経営局経営政策課担い手総合対策室（03-6744-2148）

目標地図作成の先行事例【笠郷地区】岐阜県養老町

地区の主な作物	水稲	地域区分	平地農業地域（統計区分）
地区内の耕作面積	454ha	今後中心経営体が引き受ける耕地面積	454ha
中心経営体数	９経営体（認農４、認農法５）		

1. 地区の概要

○地区の課題

中心経営体への農地集積は約78%、用排分離されておらず、麦・大豆等の畑作物の作付が困難。今後は高収益作物への転換促進を図る必要がある。

○中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区の水田利用は６経営体が担い、稲作・露地野菜等を中心に作付けを行いプランに基づいた集積を進めていく。園芸作物については、３経営体が担う。

○上記方針を実現するために必要な取組に関する方針

農地の所有者が高齢化等に伴い農業をリタイアした際は農地を中間管理機構に転貸し、人・農地プランに基づいて農地を貸し出すこととする。

2. 作成経緯

当初作成年次		平成24年10月（目標地図作成）
変更年次	第１回	平成25年10月
		令和元年７月（実質化）
最終変更年次	第９回	令和 3年12月

※毎年夏頃に更新が必要かどうかの確認を行う。

3. 目標地図の作成プロセス(その1)

【作成に至るきっかけ】

平成24年、プランの策定例が国から示され、その中に地図も掲載されていたことから、将来的に必要だと思い、関係機関と協力し、作成に取りかかった。

3. 目標地図の作成プロセス(その2)

【作成に当たっての課題や出し手・受け手からの意見】

地権者・担い手等全員が参加して地図を作成するのは困難だと考え、まずは現在耕作をしている担い手だけを集めて会議を行った。会議は担い手が率先して話し合い、必要に応じてJAにしみの・町が間に入り、１～２回の開催で合意を得ることができた。その後２か月程度で担い手の意向を基にプランの素案(ゾーニング地図含む)作成が終わり、担い手以外の者（農事改良組合・農業委員等）を含めた地域検討会を開催した。会終了後、農事改良組合長から、地権者にゾーニング地図についての内容を説明した。（説明内容：将来自分がリタイアしたときには、誰が耕作をしてもらえるのか等。）

【課題や意見への対応】

ゾーニングをするに当たり70～80代の地元の個人の担い手について、10年後でも営農ができるのかと問いかけたところ、若手の担い手が地図に位置付けてあれば、我々を地図に反映する必要はないとの反応があった。

【出し手・受け手の意識の変化】

これまで利用権設定等で貸借を進めていたが、ゾーニング地図を作ったことでこの地区はこの人がやるということが地域で合意形成されたため、集約化が進んだ。

4. 地図　※H24およびR3は集積状況の地図

【当初H24年】

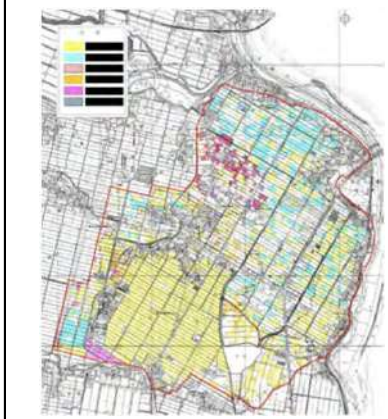

【途中(R3年)】

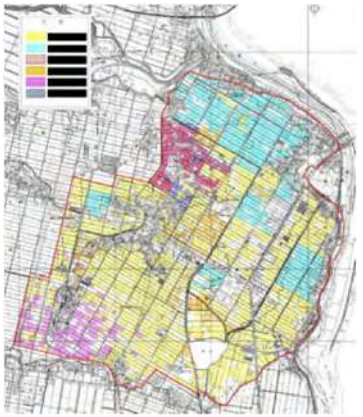

【目標地図】

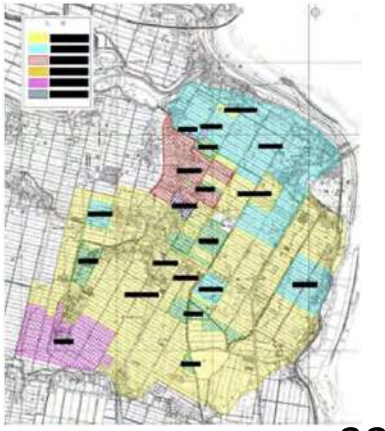

目標地図作成の先行事例【都治地区】島根県江津市

地区の主な作物	水稲、野菜	地域区分	中間農業地域（統計区分）
地区内の耕作面積	51ha	今後中心経営体が引き受ける耕地面積	７ha
中心経営体数	４経営体（認農法３、認就１）		

1. 地区の概要

○地区の課題
- 地区内の農業者の高齢化（70歳以上66%）
- 中心経営体の経営基盤強化と新たな受け手の確保

○中心経営体への農地の集約化に関する方針
- 中心経営体を中心に農地集約
- 他地域からの担い手やＵＩターン者の受入促進
- 多面的機能支払交付金対象組織の保全活動により集約しやすい環境を整備

○上記方針を実現するために必要な取組に関する方針
- 人材確保（外部人材の呼び込み等）
- 新規・特産化作物（高収益作物の導入、梅栽培等検討）
- 鳥獣被害防止（捕獲、防護対策の強化等）
- 集落農業の発展（農地保全の協力体制構築）
- その他（担い手の分散錯誤解消に向けた協議等）

2. 作成経緯

当初作成年次	平成26年２月（江津地区として作成）
変更年次（実質化）	平成27年３月、平成28年３月、平成29年１月 令和２年３月（都治地区）

3. 目標地図の作成プロセス(その1)

【作成に至るきっかけ】
- 江津市は、令和2年度までに作成した市内45地区の実質化プランの実行に当たって、担い手不足の中、地区毎の取組には限界を感じ、令和3年度には45地区を9エリアに統合区分し、各エリア別にビジョン推進会議を設置。
- 都治地区は近隣の波積地区と合わせ、都治・波積エリアとしてビジョン推進会議を設定。会議を定期的に開催しプランの実行に取組んでおり、令和3年10月、都治・波積広域ビジョンを作成。

3. 目標地図の作成プロセス(その2)

- 令和３年10月、ビジョン会議にて地区内の担い手毎の意向（どこでどのような農業をしたいか等）を把握。将来の土地利用を見据え、守れる農地、守り切れない農地、耕作条件が最低限整備された区域を図化したゾーニング原図を作成（「都治地区ゾーニング原図」参照）。
- 令和４年２月、まずＷＣＳの導入実証する地域で、農地の効率的な利用に向けて、担い手間の農地交換を実施。農地交換に当たっては、ビジョン会議で話合いを重ね、中心経営体３経営体の間で８筆（２ha）を交換し、分散錯圃を解消（「４．目標地図」参照）。
- 令和４年度はゾーニング原図の実現に向け重点的な取組を予定（農地交換の検証、ゾーニング案作成、住民への周知等）。農地利用調整は担い手間での農地交換が中心だが、地区内で受け手のない農地が出そうな時は、効率的な農地利用が図られるよう、どの担い手が受けるかを検討していく。

※ビジョン推進会議メンバー
担い手＋人・農地プラン推進チーム会議構成員
（市担当者、農業委員会、農地バンク）

都治地区ゾーニング原図

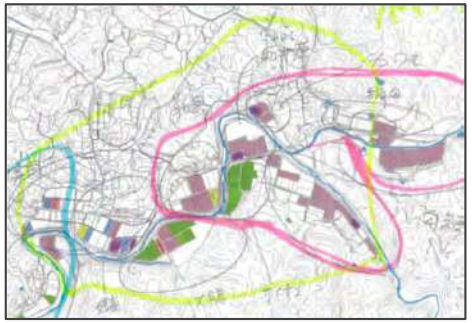

4. 目標地図

【令和3年度当初】

【目標地図(令和3年度末)】

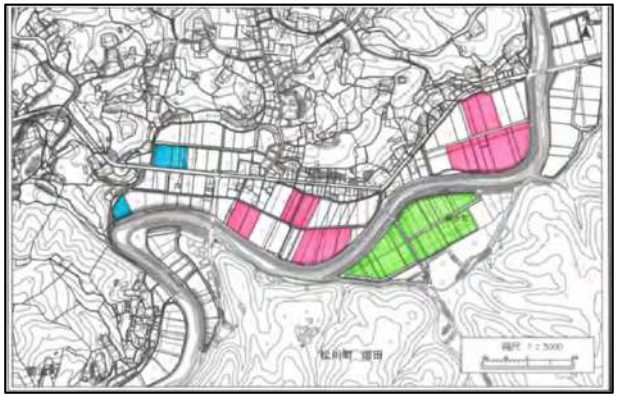

農地の効率的な利用に向けた農地交換（３経営体間で８筆　２ｈａの農地を交換）

目標地図作成の先行事例【今富地区(野代)】福井県小浜市

地区の主な作物	水稲	地域区分	中間農業地域（統計区分）
地区内の耕作面積	26ha	今後中心経営体が引き受ける耕地面積	12ha
中心経営体数	６経営体（認農２、認農法１）		

1. 地区の概要

○地区の課題

・　兼業農家が営農の中心となっている集落であり、農業者の高齢化が進んでいる。また、若年層の農業に対する意識の低下も見受けられ、後継者の確保に危機感が芽生えている。

・　担い手が耕作する農地は、集積・集約化が進んでおらず分散錯圃の状態である。

・　農地は昭和30年頃に土地改良が行われ、1枚辺り10ａ規模の農地が形成されているが、現代の農業機械に対応した面積ではなく、効率的な営農を行うことが出来ない。

○中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落の担い手個人５名及び１法人を中心経営体として位置づけ、農地を集積・集約していく。

○上記方針を実現するために必要な取組に関する方針

・　担い手の計画的な規模拡大に繋がるよう関係機関が連携して農地の集積・集約化に取り組む。

・　農地中間管理事業により集積した農地を中心に、土地改良事業による畦畔除去の実施に向けた検討を進める。

2. 作成経緯

当初作成年次　平成29年10月
変更年次　令和３年３月（実質化）

3. 目標地図の作成プロセス(その1)

【作成に至るきっかけ】

・　人・農地プランの話し合いをきっかけに、農家組合、機械利用組合、土地改良区の役員が集まって「野代農地検討委員会」を立ち上げ、地域農業の方向性について話し合いを継続的に実施。

・　その結果、農地中間管理事業を活用して、中心経営体への集積・集約化を進め、耕作条件改善事業を実施する方向性が作られた。

3. 目標地図の作成プロセス(その2)

【作成に当たっての課題や出し手・受け手からの意見】

・　集落内の地権者からは概ね同意が得られたが、話合いに参加できない地区外や遠方に在住の地権者、相続人のいない高齢の地権者から同意を得る必要があった。

・　中心経営体となる担い手以外に、もうしばらく耕作の継続を希望する地権者の存在。

【課題や意見への対応】

・　農地中間管理事業の活用により、集落の将来を見据えた集積・集約の取組に協力してもらえるよう、集落在住の親戚等を通じて、話合いに参加できない地権者等の方々へ、丁寧に説明を行った。

・　もうしばらく耕作を希望する地権者は、農地バンクから賃借権の設定を受けた担い手と特定農作業受委託契約を結ぶことで、今まで通り耕作が継続できるように配慮した。

・　中心経営体の意見をもとに、目標地図を取りまとめ、理想的な集約の形で農地中間管理事業の契約を行った。

【出し手・受け手の意識の変化】

・　耕作できなくなった際の引き受け手が決まっていることで、地権者が続けられるうちは農業ができるという安心感が生まれた。また、集落の農地が今後も守られていく安心感が地域全体に広まった。

・　地権者の意識が、地域農業の将来も見据えられるようになり、農地の保全管理や集落全体で利用調整を行う一般社団法人「悠久の里野田井」の設置につながったことで、集積・集約化が促進された。

・　60代、70代の担い手のリタイア後は、現在40代の担い手1名に集約する予定。

4. 目標地図

【当初(令和元年度)】

【途中(令和2年度当初)】

【目標地図(令和2年度末)】

サポート窓口

ご不明な場合は、お気軽にお問い合わせください。

【地域計画全般】

北海道農政事務所生産経営産業部 担い手育成課 電話番号　０１１－３３０－８８０９（直通）	北陸農政局経営・事業支援部担い手育成課 電話番号　０７６－２３２－４３１８（直通）	中国四国農政局経営・事業支援部担い手育成課 電話番号　０８６－２２４－９４１４（直通）
東北農政局経営・事業支援部担い手育成課 電話番号　０２２－２２１－６２４１（直通）	東海農政局経営・事業支援部担い手育成課 電話番号　０５２－７１５－５１９１（直通）	九州農政局経営・事業支援部農地政策推進課 電話番号　０９６－３００－９３７１（直通）
関東農政局経営・事業支援部担い手育成課 電話番号　０４８－７４０－０４４９（直通）	近畿農政局経営・事業支援部担い手育成課 電話番号　０７５－４１４－９０１７（直通）	内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課 電話番号　０９８－８６６－１６２８（直通）
経営局経営政策課　電話番号　０３－６７４４－１７６０（直通）		

【農業委員会、農地バンク関連】

北海道農政部農業経営局農地調整課 ○農業委員会関連 電話番号０１１－２０４－５３９３（直通） 北海道農政部農業経営局農業経営課 ○農地バンク関連 電話番号０１１－２０４－５３８６（直通）	北陸農政局経営・事業支援部農地政策推進課 電話番号０７６－２３２－４３１９（直通）	中国四国農政局経営・事業支援部 農地政策推進課 電話番号０８６－２２４－９４０７（直通）
東北農政局経営・事業支援部農地政策推進課 電話番号０２２－２２１－６２３７（直通）	東海農政局経営・事業支援部農地政策推進課 電話番号０５２－２２３－４６２７（直通）	九州農政局経営・事業支援部農地政策推進課 ○農業委員会関連 電話番号　０９６－３００－６３６７（直通） ○農地バンク関連 電話番号０９６－３００－６３６９（直通）
関東農政局経営・事業支援部農地政策推進課 電話番号０４８－７４０－０１４４（直通）	近畿農政局経営・事業支援部農地政策推進課 電話番号０７５－４１４－９０１３（直通）	内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課 電話番号０９８－８６６－１６２８（直通）
経営局農地政策課 ○農業委員会関連　電話番号　０３－３５９１－１３８９（直通）　／　○農地バンク関連　電話番号　０３－６７４４－２１５１（直通）		

資料8－１

農業委員会サポートシステムの利用促進等について

令和５年１月３１日

（一社）全国農業会議所

１．農業委員会サポートシステムの利用促進について

（１）農業委員会サポートシステムの更新について

表：令和4年12月末時点での農業委員会サポートシステム更新状況

		１２月末時点
ログイン状況（累計）	**計**	１,６４２ (99.6%)
	LGWAN	９４６
	インターネット	４２５
	両回線	２７１
更新状況	**計**	１,６３９ (99.5%)
eMAFF農地ナビへの公開状況	**計**	９７４ (59.1%)

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

１．農業委員会サポートシステムの利用促進について

（２）農業委員会サポートシステム等の改修について

2023年1月6日発出事務連絡「令和4年度の農業委員会サポートシステムと現地確認アプリの改修について（周知依頼）」
⇒令和4年度末に実装する農業委員会サポートシステムの改修内容と今後の現地確認アプリの改修内容の連絡
　来年度以降のシステム改修も決まり次第案内予定。

※今年度の農業委員会サポートシステムと現地確認アプリの改修内容については本資料P4～P5を参照。

（３）現地確認アプリの研修用アカウントについて

2023年1月12日発出事務連絡「現地確認アプリの研修用環境のパスワードの変更について」
⇒研修用アカウントのパスワードを統一、研修用アカウントの追加の連絡

従来の各都道府県の20アカウントは引き続き利用いただき、研修用アカウントを利用したい場合は会議所へ連絡ください。
その際に、必要となるアカウント数と利用時期（いつからいつまでか）をお知らせください。
※研修用アカウントは当日初期化されます。

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

（参考）令和4年度末の農業委員会サポートシステム改修内容

表：令和4年度末の農業委員会サポートシステム改修内容

項番	題名	内容	リリース時期
1	期間借地のデータ管理を可能にする	• 経営面積等に反映せず期間借地であることを管理できるようにする。	3月
2	申請受付画面での賃料の入力方法の変更	• 申請受付の所有権移転を複数筆行う場合に、筆ごとの売買金額を入力する項目を用意する。 • 申請受付-申請対象タブの[対象地／渡し人]欄の「10aあたり賃借料」「10aあたり転貸賃借料」を、一括で入力できるようにする。また「10aあたり賃借料」「10aあたり転貸賃借料」を入力した後に、申請内容タブで再度賃借料を入力する必要がないようにする。 • 台帳管理画面－貸借タブで自動計算した1筆単位の賃借料と転貸賃借料が表示されるようにする。	3月
3	農地法3条の3の申請受付、台帳補正時に「相続登記の有無」で所有者情報を変更する	• 農地法第３条の３の申請受付・台帳補正において「登記の有無」を指定可能とし、有となっている場合は登記上の所有者と所有者を変更する。	3月
4	基盤法/機構事業関係の申請項目に賦課金、支払方法追加を追加する。	• 申請受付機能内で、基盤法/機構事業関係の申請の場合、「土地改良区賦課金」「支払方法」を入力できるようにする。 • 申請後、作成した議案書に反映させる。（令和5年5月対応予定）	3月
5	履歴画面に最新のものが表示する	• 履歴画面に「追加」ボタンを押さなくても、最新の筆の状態も含めて表示する。	3月
6	農地権利移動・借賃等調査データのCSV出力フォーマットを変更	• 国の農地の権利移動・借賃等調査システムのデータフォーマットに合うよう、サポートシステムでのエラー修正等を行う。	3月
7	都市農地円滑化法への対応	• [台帳・地図補正]－[権利補正]－[貸借権]画面にて、[適用法令]に都市農地貸借円滑化法を追加する。 • [申請受付]画面にて、「起案」に都市農地貸借円滑化法を追加し、権利情報を更新できるようにする。	3月
8	特定生産緑地への対応	• 特定生産緑地を台帳管理に生産緑地と同じタブ構成で追加する。 • 一括更新補正と土地農家詳細検索機能を特定生産緑地に対応させる。	3月
9	農地法5条の許可指令書に種別を追加	• 農地法5条の許可指令書に種別「所有権移転」や「貸借権設定」を表示させる。	3月
10	申請受付時の世帯員登録の入力補助機能	• 農家以外の方を転用申請の受け人にする際、申請受付画面からと新規登録をできるようにする。	3月
11	経由・転貸人が「農地中間管理機構」になる場合において入力補助機能を追加する	• 機構事業に関する申請受付時等に、機構をコード管理することで都度選択しなくてもいいように改修する。	5月

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

（参考）令和4年度の現地確認アプリ改修予定内容

表：令和4年度の現地確認アプリ改修予定内容

項番	題名	内容	リリース時期
1	現地確認を実施しても行程の修正内容を現地確認アプリに反映させる	• 現地確認アプリで現地確認結果を1筆でも登録している農地があると、農業委員会サポートシステムで行程を修正した内容が現地確認アプリに反映されなかったが、反映できるようにする。	リリース済
2	現地確認アプリとのデータ連携頻度の変更（1回/日→15分ごと）	• 現地確認アプリとのデータ連携間隔を 15 分ごとに変更する。 この変更により、以下のようにデータが連携される。 ・農業委員会サポートシステムで新規作成または修正を行った現地確認行程が、15 分ごとに現地確認アプリへ連携される。 ・現地確認アプリで登録した現地確認結果が、15 分ごとに農業委員会サポートシステムへ連携される。	リリース済
3	現地確認アプリのホーム画面左下の現地確認行程の表示順の変更	• 現地確認アプリのホーム画面左下の現地確認行程を表示しているドラムロールについては、現地確認行程作成順に変更する。	調整中
4	現地確認アプリで複数農地を登録する際、検索条件を指定した一括更新を可能にする	• 現地確認アプリで複数農地を一括選択して現地確認結果を登録する際、必ず対象農地を画面に表示しないと一括更新ができなかったが、画面の表示件数に関わらず検索条件を指定して一括更新を可能にする。	調整中
5	ログインアカウントに紐づく現地確認行程がない場合、その旨を表示する	• 現地確認アプリでログインアカウントに紐づく現地確認行程がない場合、ホーム画面左下のドラムロールに「現地確認行程なし」を表示する。	調整中
6	ログアウトボタンを押した際に「ログアウトしますか？」のメッセージを表示する	• ログアウトボタンを押すとすぐにログアウトしていたが、「ログアウトしますか？」のメッセージを表示する。	調整中

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

1．農業委員会サポートシステムの利用促進について

（４）利用促進における主な課題と対応策、必要予算

【必要予算について（令和4年度時点）】

機構集積支援事業活用メニュー

（１）農業委員会サポートシステムを更新するための入力作業費

①臨時職員の人件費

②入力の委託費

③変換ツールを活用した一括入力経費

※市町村の独自予算で行う再アップロードの違いについては、新たに「変換ツール」の作成・改修が必要か否か、がポイント

（２）住民基本台帳・固定資産台帳等基幹系システム改修費

（照合用ファイル出力のため）

（３）過去履歴情報を管理するためのエクセル等への入力作業経費

（４）農地台帳の紐付のための地番図出力経費

市町村単費メニュー

（１）**再アップロード経費**

既存農地台帳で管理している農地台帳データを農業委員会サポートシステム用農地台帳データのレイアウトに変換するための変換作業経費

（２）地図更新に係る経費

ⅰ．農地のみの地番図データの出力経費

ⅱ．地番図データと農地台帳データの紐付経費

ⅲ．SBテクノロジーによる地図登録費＝200,000円（消費税別）

※CSVによる一括取込機能に係る経費

令和2年度末改修で追加された当該機能による台帳データの最新化について、当該機能に応じたCSVファイルを出力するための既存農地台帳システムの改修やファイル変換作業が、既存農地台帳ベンダの運用経費の範囲内かどうかは、それぞれ確認が必要

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

１．農業委員会サポートシステムの利用促進について

（５）照合作業支援について

【令和４年度の支援実施状況】　※令和5年1月上旬時点

支援済み：５１団体　支援予定：２３団体

【令和５年度の支援に向けて】

令和５年度の支援に向けて、年度内に支援希望のアンケートを実施予定。支援実施規模は今年度と同様の予定

【支援内容】

①住基・固定台帳システムから出力されるファイルを照合可能なファイルレイアウト（突合用住基CSVファイル、突合用固定CSVファイル）に変換するためのツール作成
②突合アプリの操作、エラー解消
を、全国農業会議所よりSEを現地派遣し、支援を行うもの。

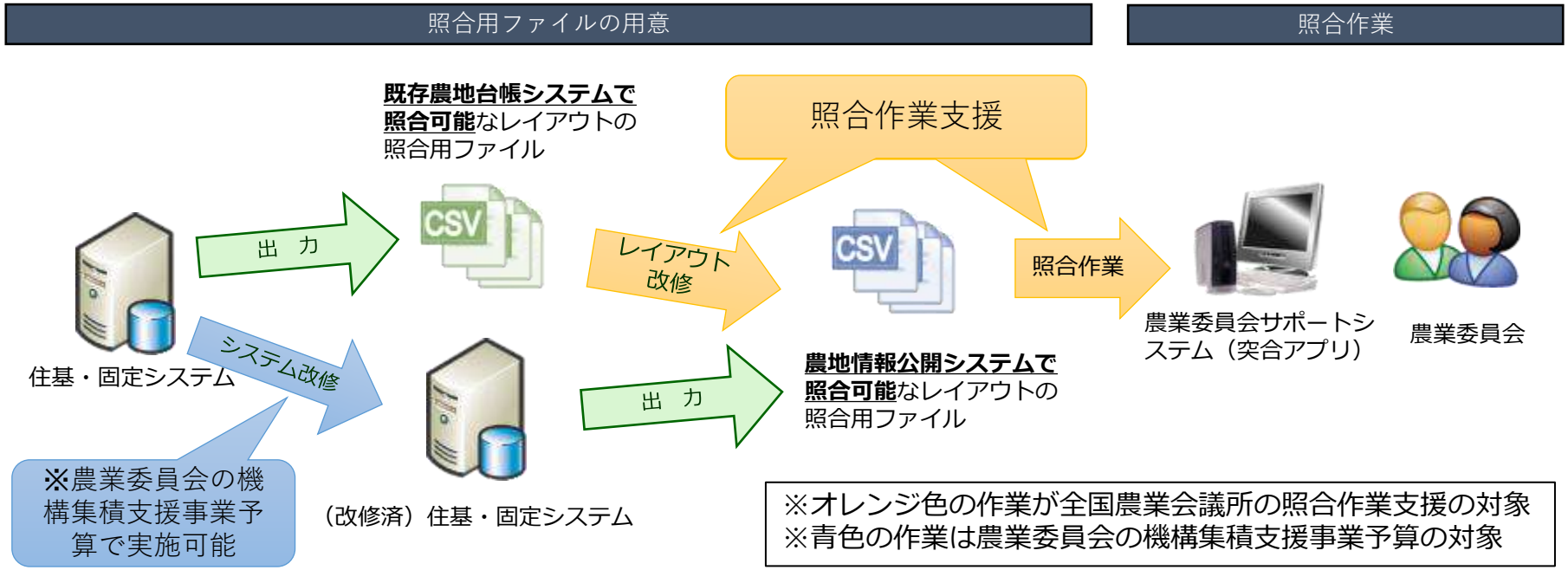

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

２.全国データベース構築等について

（１）全国データベース構築に関する事務連絡

・2023年1月13日発出事務連絡
「出し手・受け手の意向情報等のデータベース（全国データベース）の構築について（周知依頼）」※資料５－２参照
⇒全国データベースの新規構築及び農業委員会サポートシステムの改修についての概要等の周知。

・2023年1月25日発出事務連絡
「LGWAN回線等からの全国データベースへの接続設定について（周知依頼)」※資料５－３参照
⇒全国データベースをLGWAN回線から利用する場合の「R-cloud Proxy」の接続設定等の周知。

（２）利用開始までの今後の開発等の流れについて

・2月：運用テスト
・3月1日～3月27日：一部農業委員会等を対象にユーザーテストを実施⇒運用に大きな影響を及ぼすものは修正
・3月27日～3月31日：リリース作業
・4月1日：利用開始

（３）利用に向けた取組み

・4月の利用開始前に各種機能の説明資料等を用意でき次第順次共有
⇒意向把握方法や準備の方法、目標地図作成機能等に関する資料、意向入力や地区コード設定等の各種CSV形式の事前送付。
・各種操作の動画も用意中（1動画5分～10分程度）
・4月より全国データベース（ワンデスクシステム）のデモ環境を開設
　また、農業委員会サポートシステムデモ環境で地図機能も利用可能に
　⇒データが連動されるように準備する予定。

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

資料8－２

全国データベースの新規構築と農業委員会サポートシステムの改修（目標地図作成機能等）について

令和５年1月

農業委員会サポートシステム事務局

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

1.全国データベース構築の概要

●農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年５月成立）

＜地域計画の策定（人・農地プランの法定化）＞

① 市町村は、農業者や農業委員会、農地バンク、JA、土地改良区等の関係機関との協議の場を設け、地域の農業の将来や農地利用の姿について話し合いをする。

【改正基盤法第18条】

→これまで取り組んできた人・農地プランが法定化

② ①を踏まえて、市町村は、地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた「地域計画」を策定する。なお、この目標として、農業を担う者ごとに利用する農用地等を示した地図（目標地図）を作成する。

【改正基盤法第19条及び第20条】

→農業委員会は、出し手・受け手の意向をふまえて目標地図の素案を作成

○協議の場での情報提供や目標地図（素案）の作成、利用調整を行っていくため、農業委員会等が把握した出し手・受け手の意向情報のデータベースを令和4年度内に新規構築（全国データベース）。

→農業委員や農地利用最適化推進委員が把握した意向をタブレットで登録できたり、全国データベースで関係機関が情報共有でき、地域の内外から受け手候補を広く探して調整できる（マッチングできる）仕組みを構築。

○農業委員会サポートシステムに目標地図（素案）作成等に関する機能改修を実施。

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

1．全国データベースの概要図

（１）現在の農業委員会サポートシステム

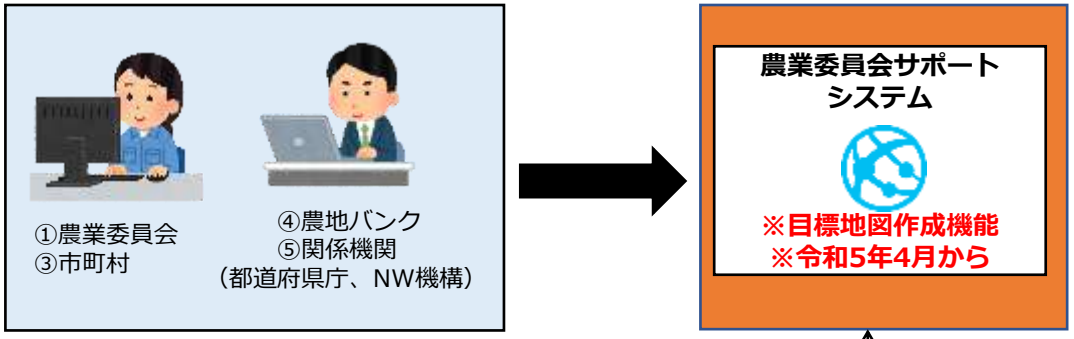

○全国データベース（新規開発）

（１）ワンデスクシステム

農家等の意向が集約されるWEBシステム。
活動記録簿等の最適化活動関係の入力・確認が可能。

（２）意向登録サイト

農家（不在地主含む）とサービス事業体の情報登録

○農業委員会サポートシステム（改修）

全国データベースとの連携、目標地図（素案）を作成するために地図機能を実装。また意向把握の担当割当や促進計画実行のための利用調整機能を実装。

（２）令和5年4月より利用可能となるシステム

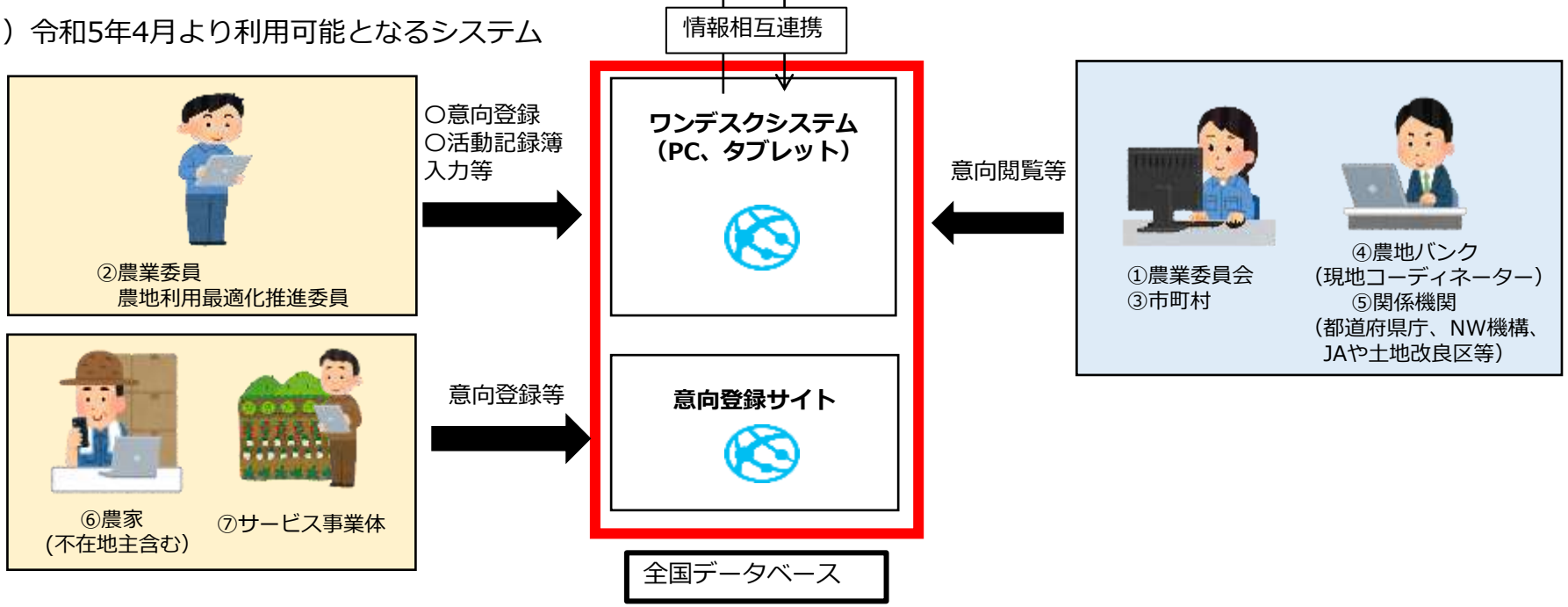

図：全国データベース構築後の農業委員会サポートシステムの構成図（イメージ）

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

2.農業委員会サポートシステムの利用者と利用方法

表：農業委員会サポートシステムの利用者と利用方法

利用者名	農業委員会サポートシステムでの利用方法	利用するための接続方法
①農業委員会	・意向情報の農地台帳への反映、登録 ・農業委員・推進委員の意向把握/利用調整担当割当 ・農業委員会での独自項目のカスタマイズ ・地域計画エリア、目標地図エリア作成・修正・削除 ・目標地図の素案作成・修正、シミュレーション等	LGWAN/インターネット回線
③市町村	・農地台帳・地図情報の参照 ・地域計画エリア、目標地図エリア作成・修正等 ・目標地図の素案作成・修正、シミュレーション等	LGWAN/インターネット回線
④農地中間管理機構	・農地台帳・地図情報の参照 ・促進計画実行のための利用調整結果の確定	インターネット回線
⑤都道府県庁	・農地台帳・地図情報の参照	LGWAN/インターネット回線
⑤都道府県農業会議	・農地台帳・地図情報の参照	インターネット回線
⑤全国農業会議所	・農地台帳・地図情報の参照	インターネット回線

※赤字が新規の機能

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

3.全国データベースの利用者と利用方法（既存利用者）

表：全国データベースの利用者と利用方法（既存利用者）

利用者名	全国データベースの利用方法	利用するための接続方法
①農業委員会	・意向情報の参照 ・活動記録簿の確認・修正 ・最適化活動関係の入力 ・不在村地主からの相談対応	LGWAN/インターネット回線
③市町村	・意向情報の参照	LGWAN/インターネット回線
④農地中間管理機構	・意向情報の参照	インターネット回線
⑤都道府県庁	・意向情報の参照	LGWAN/インターネット回線
⑤都道府県農業会議	・意向情報の参照、最適化活動関係の参照、確認 ・市町村の不在村地主の問い合わせ状況の確認	インターネット回線
⑤全国農業会議所	・意向情報の参照 ・サービス事業体や不在村地主からの相談活動	インターネット回線

〇上記利用者の全国データベースを利用するアカウント情報は農業委員会サポートシステムのアカウント情報となる。

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

3.全国データベースの利用者と利用方法（新規利用者）

表：全国データベースの利用者と利用方法（新規利用者）

利用者名	全国データベースでの利用方法	利用するための接続方法
②農業委員 農地利用最適化推進委員	・意向情報登録・参照 ・活動記録簿入力 ・促進計画実行のための利用調整	インターネット回線
③市町村（就農関連部署等）	・意向情報の参照	LGWAN/インターネット回線
④現地コーディネーター	・意向情報の参照 ・促進計画実行のための利用調整	インターネット回線
⑤農業経営・就農支援センター	・意向情報の参照	LGWAN/インターネット回線
⑤JA、土地改良区	・意向情報の参照	インターネット回線
⑥意向登録する農家	・農地の意向登録	インターネット回線
⑥農家（不在地主）	・農地に関する相談	インターネット回線
⑦サービス事業体	・作業受委託に関する情報の入力 ※希望作業や希望地域　等	インターネット回線

〇全国データベースを利用するためのアカウント情報は下記の通りとなる。

・②農業委員・農地利用最適化推進委員⇒現地確認アプリと同じアカウント情報

・③市町村（就農関連部署等）、④現地コーディネーター、⑤農業経営・就農支援センター、JA、土地改良区、意向登録する農家、サービス事業体⇒全国データベースのアカウント情報（新規発行）

〇各利用者の全国データベースアカウント情報の発行方法は下記の通りとなる。

・③市町村（就農関連部署）、⑤JAと土地改良区は全国データベース運用保守事業者

・⑤農業経営・就農支援センターは都道府県庁、⑥意向登録する農家は農業委員会、⑦サービス事業体は市町村（就農関連部署等）

・④現地コーディネーターは農地中間管理機構

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

（参考）農業委員会サポートシステムと全国データベースへのアクセス方法

新規で開発される全国データベースは「WEBサイト」となるため、URLを入力すれば利用可能です。

※LGWANから利用する際は別途「R-Cloud Proxy」の接続設定が必要。

また、全国データベースを開きながら別タブで農業委員会サポートシステムにログインすることで同時利用が可能です。

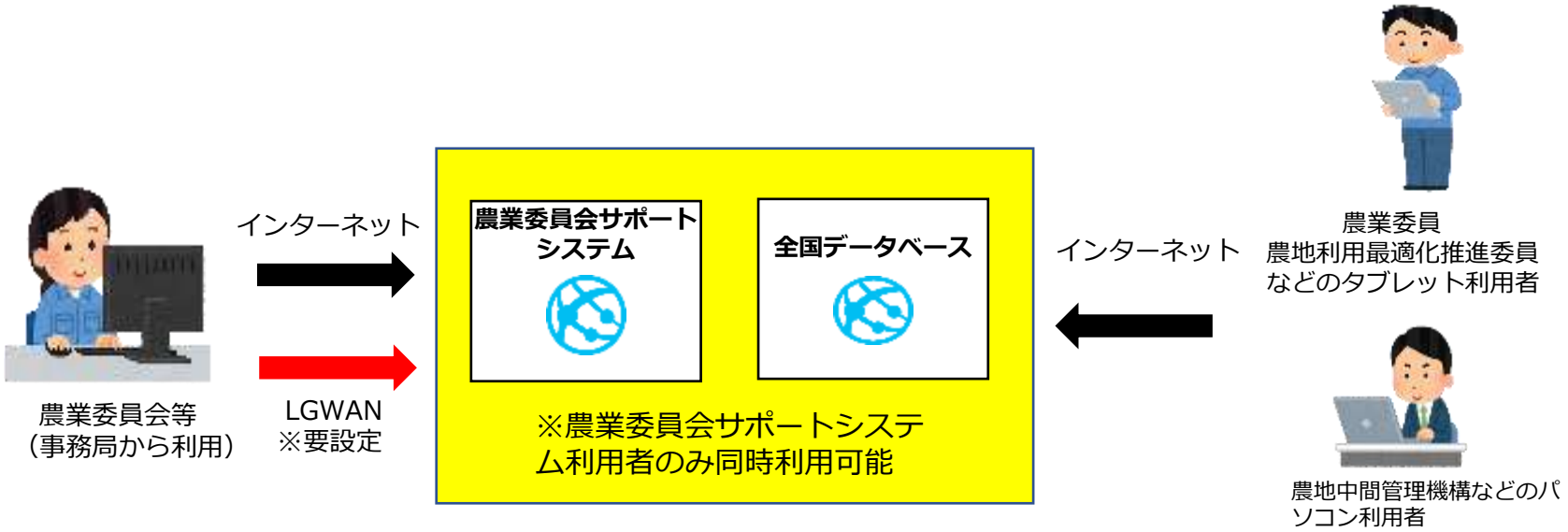

図：農業委員会サポートシステムと全国データベースへのアクセス方法イメージ

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

４.全国データベースでの農地台帳データと意向情報の閲覧範囲（既存利用者）

表：全国データベースでの農地台帳データと意向情報の閲覧範囲（既存利用者）

利用者名	全国データベースでの農地台帳データ閲覧範囲	全国データベースでの意向情報の閲覧範囲
①農業委員会	市町村内の全農地台帳データ	市町村内の農家の意向情報
③市町村	市町村内の全農地台帳データ	市町村内の農家の意向情報
④農地中間管理機構	当該都道府県の農地台帳データ （農地・農家に関する情報のみ）	都道府県内/全国の農家の意向情報
⑤都道府県庁	当該都道県の農地台帳データ （農地・農家に関する情報のみ）	都道府県内の農家の意向情報
⑤都道府県農業会議	当該都道府県の農地台帳データ （農地・農家に関する情報のみ）	都道府県内の農家の意向情報
⑤全国農業会議所	全国の農地台帳データ （農地・農家に関する情報のみ）	全国の農家の意向情報

〇農地台帳データの閲覧範囲は農業委員会サポートシステムと同様。

〇農家の意向情報は関係機関への情報提供が可と回答された場合、閲覧可能。

〇農家が県内または県外まで意向情報の提供可と回答された場合のみ、農地中間管理機構と現地コーディネーターが当該農家の意向情報を閲覧可能。

〇意向情報は全国データベースだけでなく、農業委員会サポートシステムでも閲覧可能。

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

４.全国データベースでの農地台帳データと意向情報の閲覧範囲（新規利用者）

表：全国データベースでの農地台帳データと意向情報の閲覧範囲（新規利用者）

利用者名	全国データベースでの農地台帳データ閲覧範囲	全国データベースでの意向情報の閲覧範囲
②農業委員 農地利用最適化推進委員	市町村内の農地台帳データ （農地・農家に関する情報のみ）	市町村内の農家の意向情報
③市町村（就農関連部署等）	市町村内の公表項目データ	市町村内の農家の意向情報
④現地コーディネーター	当該都道府県の農地台帳データ （農地・農家に関する情報のみ）	都道府県内/全国の農家の意向情報
⑤農業経営・就農支援センター	当該都道府県の公表項目データ	都道府県内の農家の意向情報
⑤JA、土地改良区	アカウント発行の際に指定した 市町村の公表項目データ	アカウント発行の際に指定した 市町村の農家の意向情報
⑥意向登録する農家	閲覧無	閲覧無
⑥農家（不在地主）	閲覧無	閲覧無
⑦サービス事業体	閲覧無	閲覧無

〇農家の意向情報は関係機関への情報提供が可と回答された場合、閲覧可能。

〇農家が県内または県外まで意向情報の提供可と回答された場合のみ、他市町村/他都道府県の機関が当該農家の意向情報を閲覧可能。

〇JA、土地改良区はアカウント発行の際に自身が閲覧したい市町村を指定する。

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

5.意向調査～目標地図の実行までのフロー図

（１）推進委員等による意向調査・現状地図の作成

（２）地域計画・目標地図（素案）作成

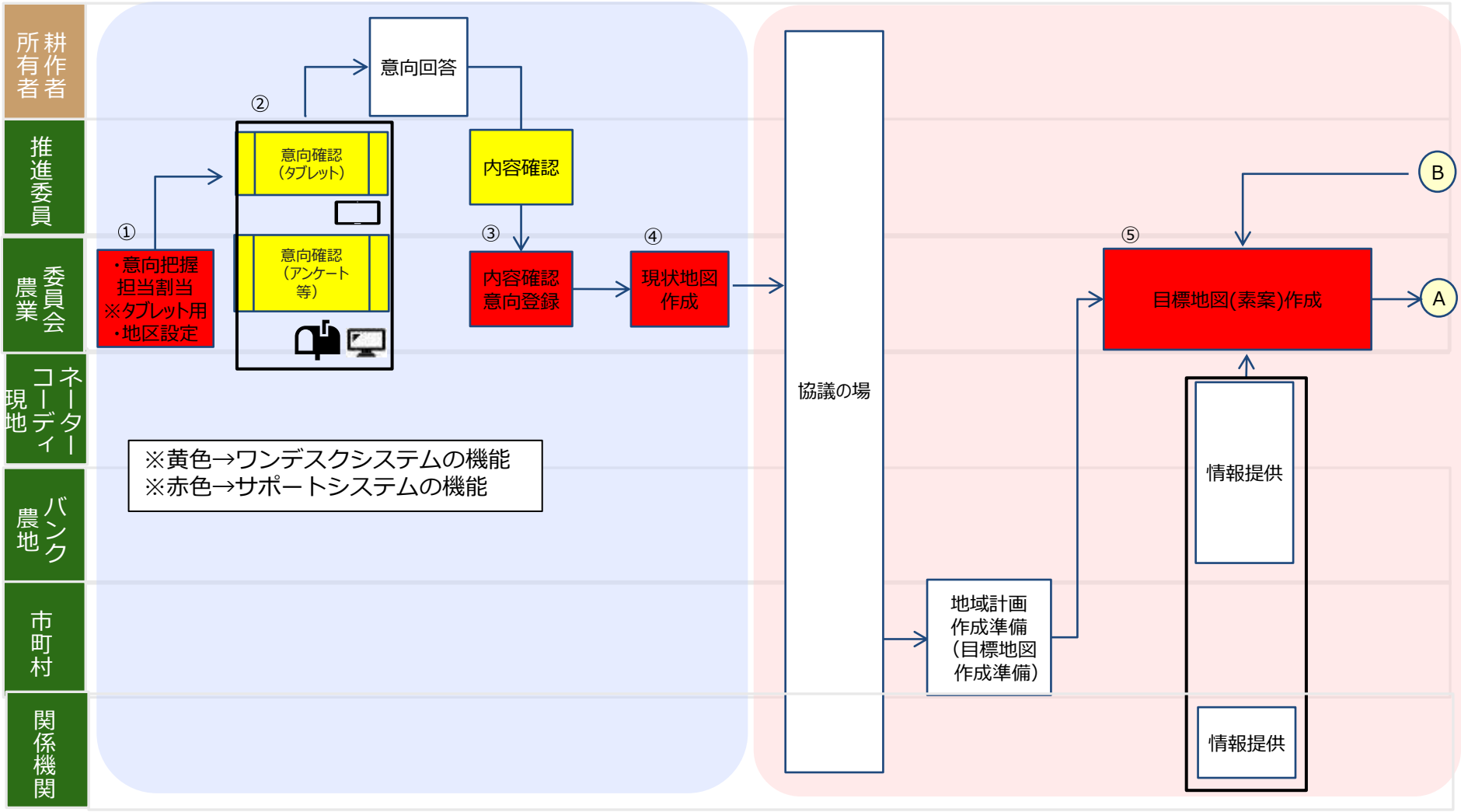

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

5.意向調査～目標地図の実行までのフロー図

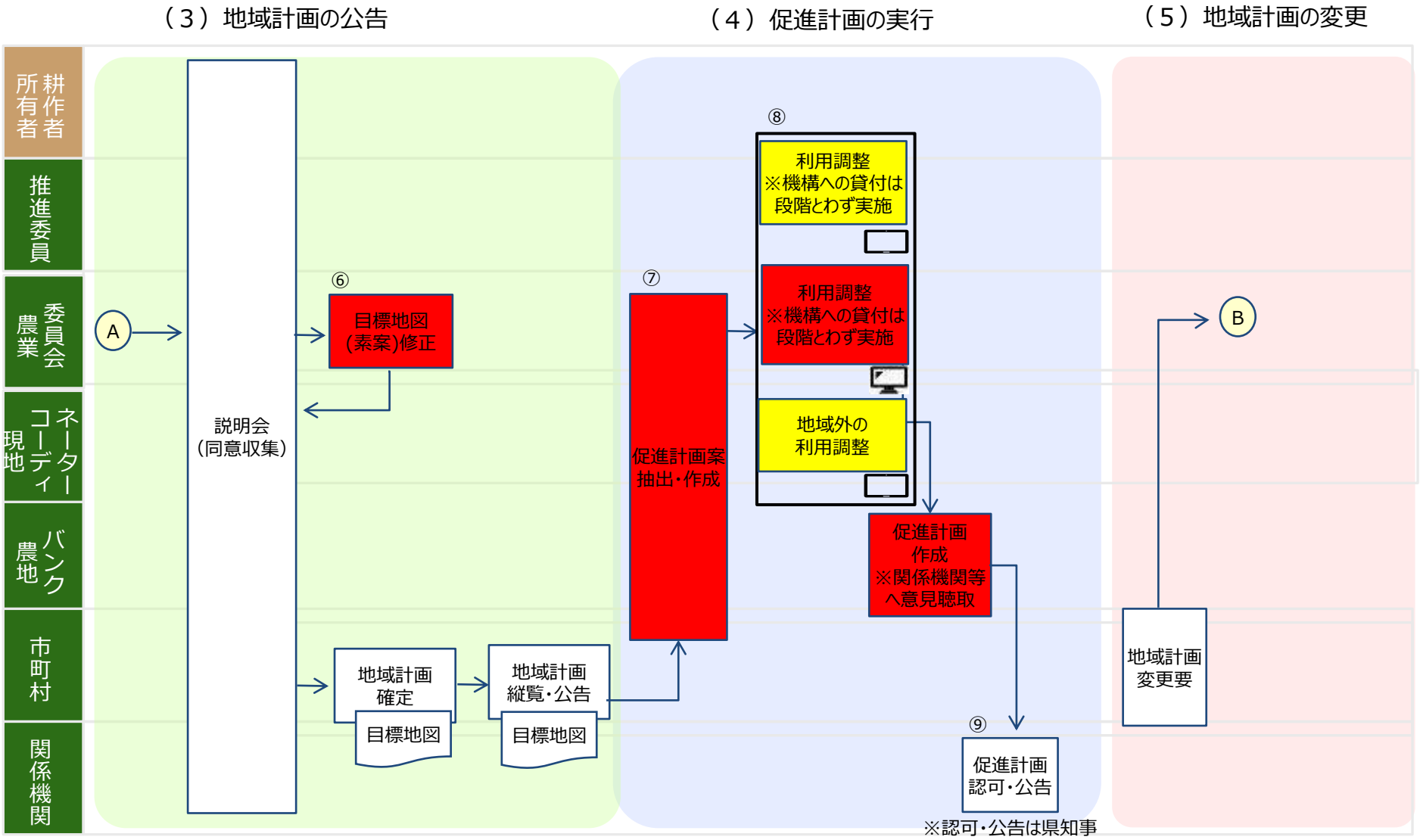

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

6 .意向把握方法

全国データベースと農業委員会サポートシステムを活用して、以下のような方法で意向把握が可能となります。

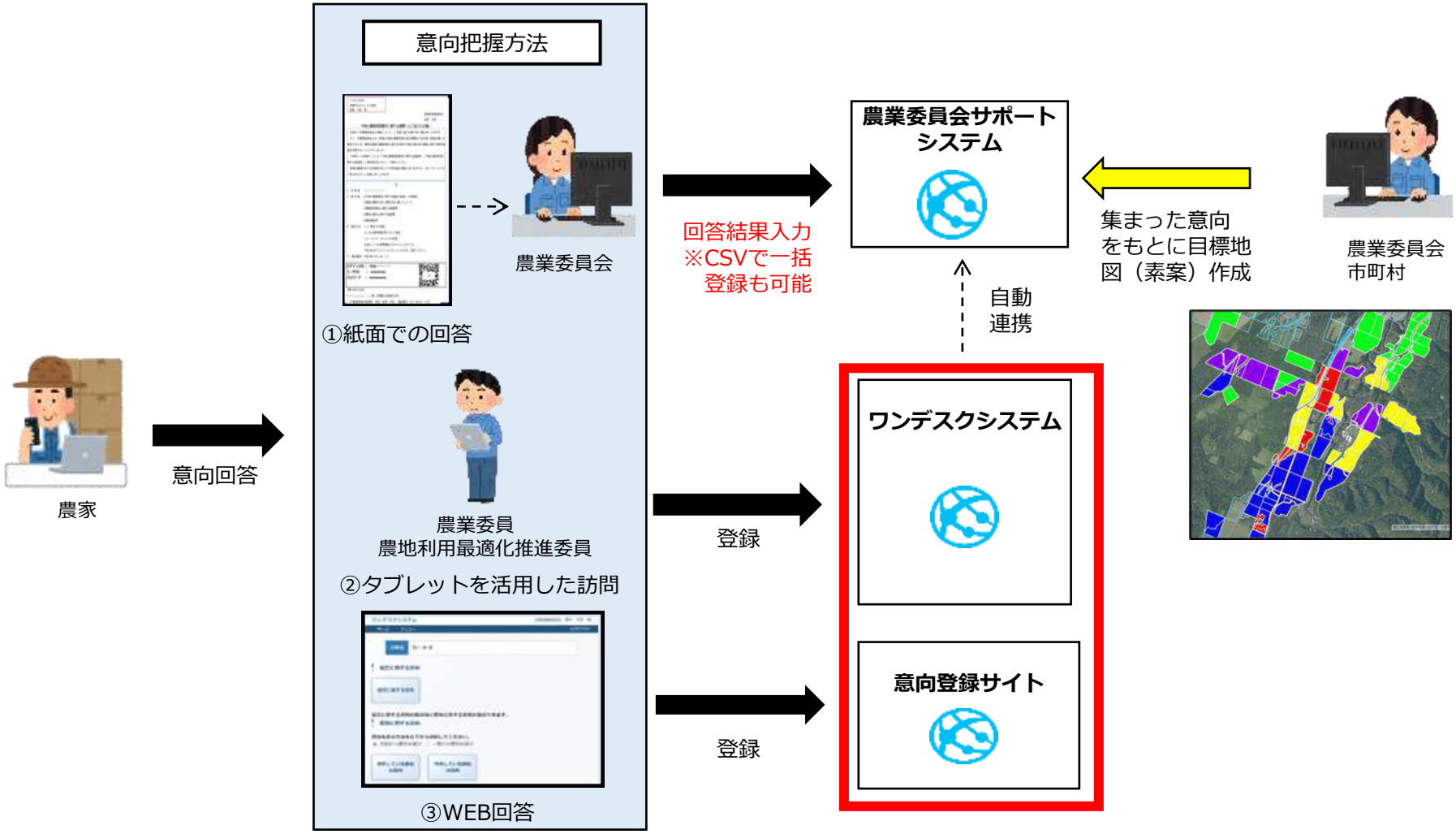

図：全国データベース・農業委員会サポートシステムでの意向把握のイメージ

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

6.意向把握方法

意向把握は従来の紙面アンケートの他、WEBサイトでの回答やタブレットでの聞き取りが可能となります。
②③で回答のあった意向情報は全国データベースに登録され、農業委員会が承認した場合、農業委員会サポートシステムへ連携されます。
①の場合は農業委員会がサポートシステムへ入力すると、ワンデスクシステムへ連携されます。

意向把握のやり方としてまずは①と③で実施（紙ベース）、回答がない場合や追加の確認があれば②（タブレット）で行うことも可能です。

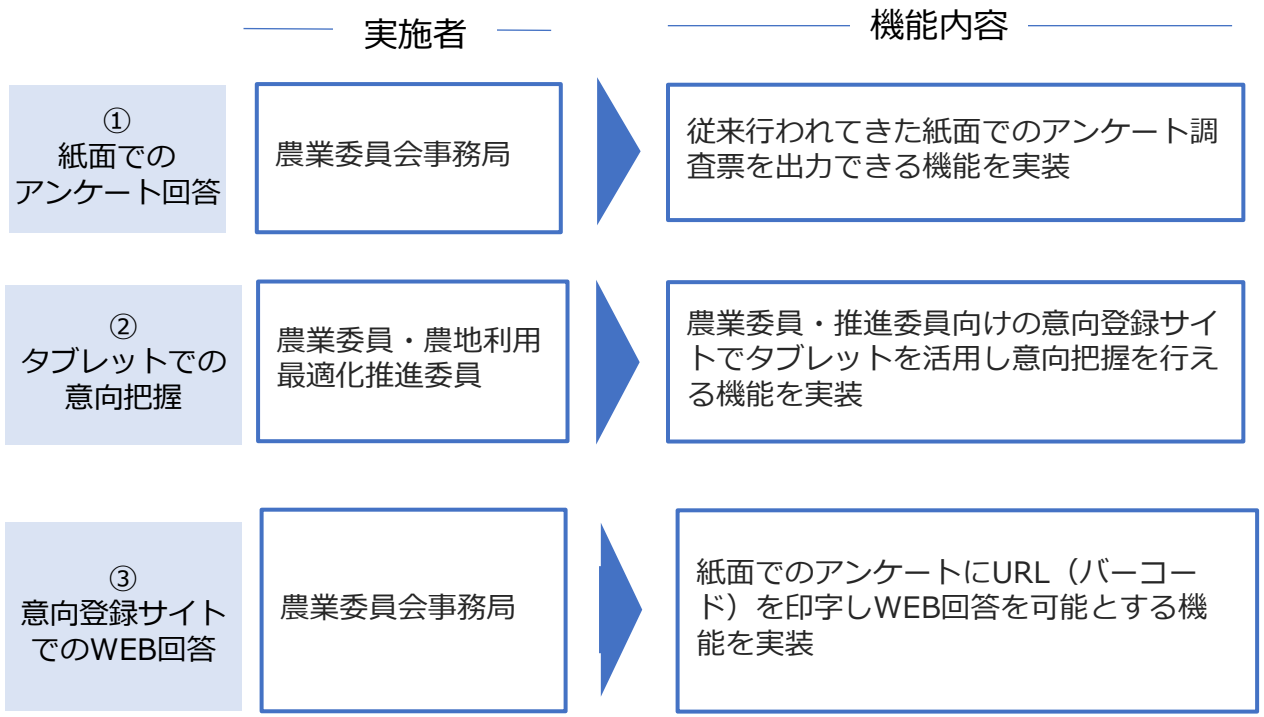

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

（参考）農業委員会サポートシステム（全国データベース）での意向把握項目一覧

意向把握項目の一覧や回答のフロー図については別紙「アンケート項目」参照。　※赤字が必須把握項目

（１）経営意向

1．農家/法人としての10年後の意向（意向に応じて把握項目が異なる）				
①規模拡大	②現状維持（交換可）	③規模縮小（離農）	④経営移譲したい	⑤その他
実施時期		実施時期	実施時期	
規模拡大したい面積		規模縮小したい面積		
拡大希望エリア		縮小希望エリア		
拡大方法（金額も聞く）		縮小方法（金額も聞く）		
希望借受期間		希望する貸付期間		
２－１．後継者の有無				
２－２.後継者の連絡先				

（２）農地毎の意向

１．集約化の中心地（経営意向が規模拡大の場合）					
２．農地毎の意向					
①自ら耕作	②売りたい	③貸したい	④経営委託したい	⑤農作業委託したい	⑥交換したい
	希望価格（10a）	貸付方法（賃貸借か等）	希望貸付期間	希望作業	
		希望賃料、物納希望		希望貸付期間	
		希望貸付期間			
３．農業用施設の有無（有る場合はどんな施設（ハウスかどうか等）を聞き取る					
４．園芸樹木の有無					
５．農地の状況（排水が悪い、日照不足、接道あり）					
６．基盤整備状況					

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

（参考）農業委員会サポートシステム（全国データベース）での意向把握項目一覧

（３）その他の確認事項

農地バンクの利用の可否
集約化（農地の交換・移動）への協力の可否
新規就農者・企業参入への貸付可否
農作業委託の利用有無
意向情報の外部公開の可否

〇必須：全国共通で設定した意向把握項目。可能な限り入力してもらう想定。
　　一度で全項目を入れる必要は無く、スキップ機能を使って何回かに分けて入力することも可能。
〇任意：回答することが任意の項目。(質問自体は必ず表示される。スキップ可能)
　　その他農業委員会毎に「独自項目」として追加でき、農業委員会サポートシステムで項目設定を行う。

※下記の項目は意向把握をする前に確認してもらい、同意をもらう

ＪＡ、土地改良区、農業経営・就農支援センター等、関係機関への情報提供の可否
地域計画への協力の同意

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

6.意向把握方法

（1）紙面での意向把握

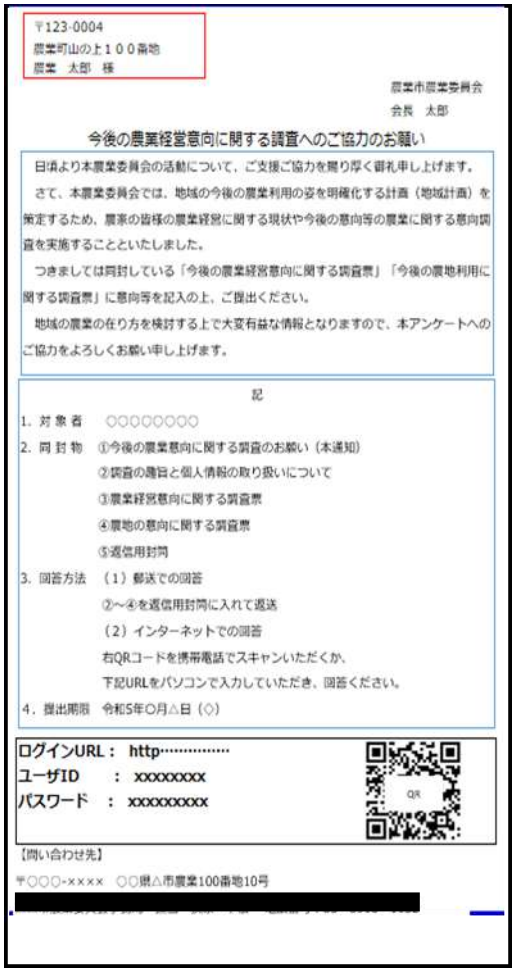

〒123-0004
農業町山の上１００番地
農業　太郎　様

農業市農業委員会
会長　太郎

今後の農業経営意向に関する調査へのご協力のお願い

日頃より本農業委員会の活動について、ご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、本農業委員会では、地域の今後の農業利用の姿を明確化する計画（地域計画）を策定するため、農家の皆様の農業経営に関する現状や今後の意向等の農業に関する意向調査を実施することといたしました。
つきましては同封している「今後の農業経営意向に関する調査票」「今後の農地利用に関する調査票」に意向等を記入の上、ご提出ください。
地域の農業の在り方を検討する上で大変有益な情報となりますので、本アンケートへのご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1．対 象 者　○○○○○○○○
2．同 封 物　①今後の農業意向に関する調査のお願い（本通知）
②調査の趣旨と個人情報の取り扱いについて
③農業経営意向に関する調査票
④農地の意向に関する調査票
⑤返信用封筒
3．回答方法　（1）郵送での回答
②～④を返信用封筒に入れて返送
（2）インターネットでの回答
右QRコードを携帯電話でスキャンいただくか、
下記URLをパソコンで入力していただき、回答ください。
4．提出期限　令和5年○月△日（◇）

ログインURL：　http……
ユーザID　　：　xxxxxxxx
パスワード　：　xxxxxxxxx

【問い合わせ先】
〒○○○-××××　○○県△市農業100番地10号
[redacted]

調査の依頼文書

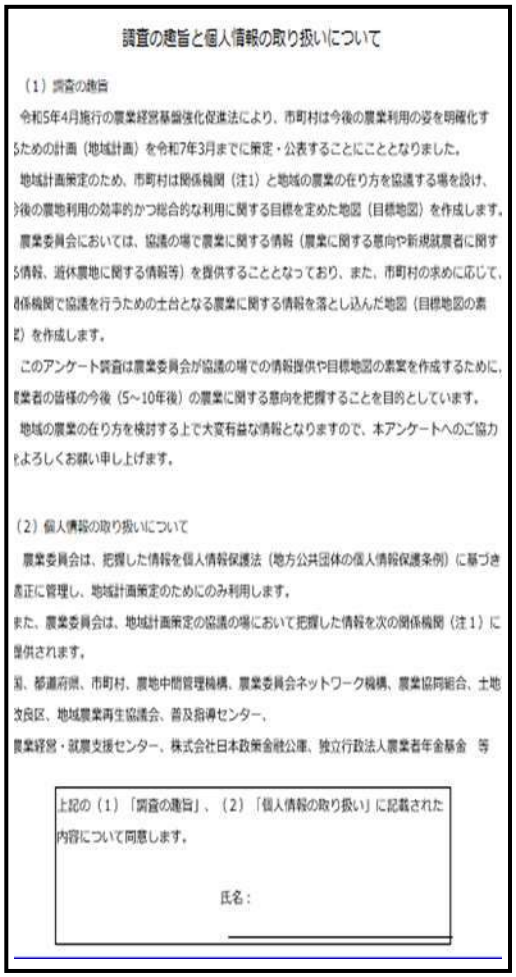

調査の趣旨と個人情報の取り扱いについて

（1）調査の趣旨
令和5年4月施行の農業経営基盤強化促進法により、市町村は今後の農業利用の姿を明確化するための計画（地域計画）を令和7年3月までに策定・公表することにことととなりました。
地域計画策定のため、市町村は関係機関（注1）と地域の農業の在り方を協議する場を設け、今後の農地利用の効率的かつ総合的な利用に関する目標を定めた地図（目標地図）を作成します。
農業委員会においては、協議の場で農業に関する情報（農業に関する意向や新規就農者に関する情報、遊休農地に関する情報等）を提供することとなっており、また、市町村の求めに応じて、関係機関で協議を行うための土台となる農業に関する情報を落とし込んだ地図（目標地図の素図）を作成します。
このアンケート調査は農業委員会が協議の場での情報提供や目標地図の素案を作成するために、農業者の皆様の今後（5～10年後）の農業に関する意向を把握することを目的としています。
地域の農業の在り方を検討する上で大変有益な情報となりますので、本アンケートへのご協力をよろしくお願い申し上げます。

（2）個人情報の取り扱いについて
農業委員会は、把握した情報を個人情報保護法（地方公共団体の個人情報保護条例）に基づき適正に管理し、地域計画策定のためにのみ利用します。
また、農業委員会は、地域計画策定の協議の場において把握した情報を次の関係機関（注1）に提供されます。
県、都道府県、市町村、農地中間管理機構、農業委員会ネットワーク機構、農業協同組合、土地改良区、地域農業再生協議会、普及指導センター、
農業経営・就農支援センター、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人農業者年金基金　等

上記の（1）「調査の趣旨」、（2）「個人情報の取り扱い」に記載された内容について同意します。

氏名：

個人情報の取り扱い

○調査書は農業委員会サポートシステムから出力。
以下のシートが出力される予定。
・調査の依頼文書
・個人情報の取り扱いについて
・経営意向に関する調査票
・農地に関する調査票（回答用紙含む）

○記載内容のカスタマイズも可能
・調査の依頼文書の内容
・紙面上の調査項目の削除

※例えば、経営意向だけ確認する場合、農地ごとの意向シートは削除することは可能。
⇒ただし、WEB回答やタブレットでは、農地ごとの意向を入力する画面は残り、回答自体は可能。
⇒⇒調査要領で回答不要の旨記載する。

※農地地図は別途印刷する必要あり。

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

6.意向把握方法

（2）タブレットでの意向把握

①ワンデスクシステムを開く
※ブラウザ（chrome等）にURLを入力、
お気に入り登録（ブックマーク）をする。

②ログイン
※現地確認アプリと同じID情報

③調査対象者を検索・選択

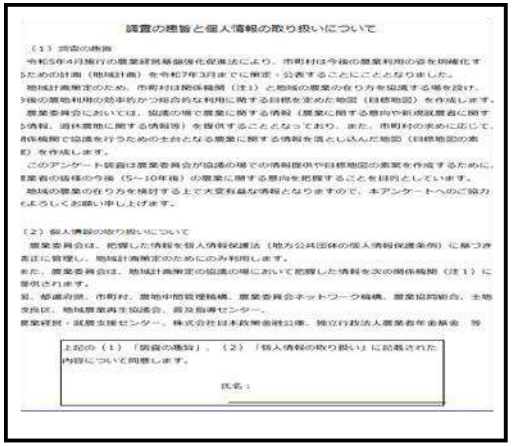

④個人情報の取り扱いについての画面

⑤調査入力画面

○意向把握対象者の基本情報（氏名、住所、農地情報（所在、地番、地目、面積））等を確認可能。

○意向回答画面は「経営の意向」と「農地の意向」と分かれており、「経営意向」を回答してから「農地の意向」が回答できるようになる。

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

6.意向把握方法

（2）タブレットでの意向把握

意向把握についてはその時点で回答ができない内容があったり、経営意向と農地意向を確認するタイミングも異なる場合もあるため以下のような機能を実装予定。
・回答のスキップ機能や一時中断機能の実装。
・経営意向と農地意向を一連の流れだけでなく、それぞれで回答可能とする。

図：タブレットでの経営意向の確認イメージ

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

6.意向把握方法

（2）タブレットでの意向把握

農地意向については現在下記のような機能の実装を予定。（規模拡大等の農地、貸したい・売りたい等の農地の意向を登録可能とする）
・地図画面で位置を確認しながら意向登録
・地図だけではなく農地の一覧からの意向登録
・一括での意向登録（農地一覧・地図画面から。同一案件のみ）
・規模拡大したい農家等の希望農地をメモできる。

図：タブレットでの農地意向の確認イメージ

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

6.意向把握方法

（3）WEBアンケートでの意向把握

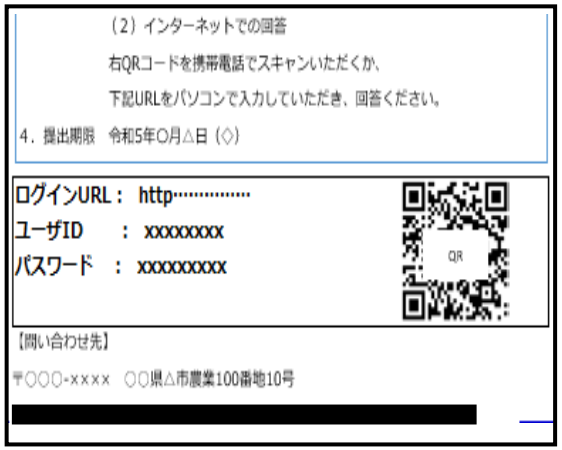

①QRコードからアクセス

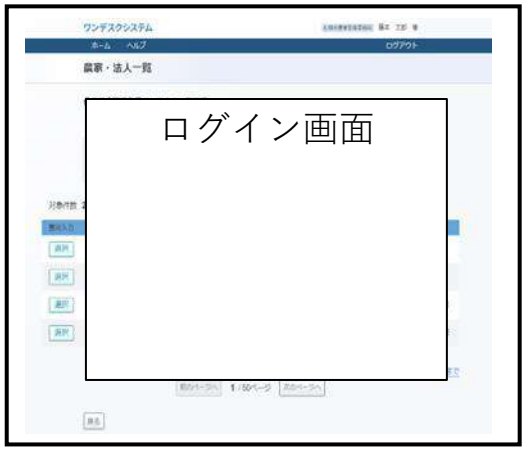

②調査票のIDとパスでログイン

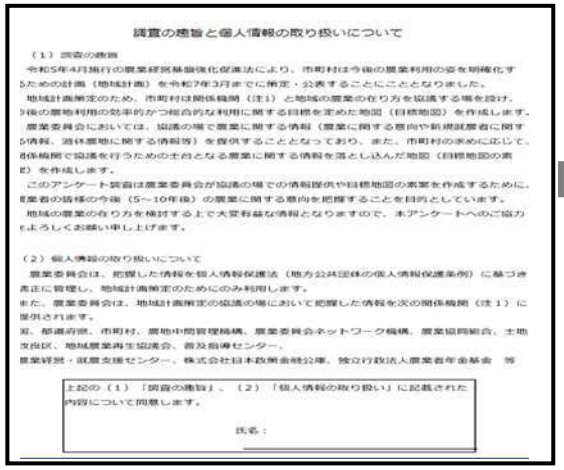

③地域計画への同意と個人情報の取り扱いについての画面

④調査入力画面

○意向回答画面は「経営意向」と「農地の意向」で分かれており、「経営意向」を回答してから「農地の意向」が回答できるようになる。

○入力画面の遷移はタブレットと基本同様。ただし、WEBの場合地図から農地の意向を回答できない。

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

6.意向把握方法

追加

表：利用把握方法毎の利点と懸念点一覧

意向把握方法	利点	懸念点
①紙面でのアンケート	○農委側 ・紙面での郵送のため一括で意向把握ができる ・回答者のインターネット通信関係ない ○回答者側 ・紙面のためアンケートへの回答が比較的容易 ・期限内の好きなタイミングで回答できる	○農委側 ・発送までの準備に時間がかかる ・回答率が低い可能性有、回収に時間がかかる ・地図の用意が必要になる場合がある ・システムに回答を入力する必要がある ・回答の文字が読めない場合がある ○回答者側 ・返送処理が発生 ・誤回答のリスクがある
②タブレットでの意向把握	○農委側 ・回答者へ紙面郵送する必要がない ・システムへの回答の入力が不要 ○回答者側 ・回答する際に操作や作業は発生しない	○農委側 ・タブレット利用者への教育が必要 ・回答者に会いに行くため労力と時間がかかる ・インターネット通信の影響有 ○回答者側 ・時間調整が必要（場合によって複数訪問の可能性）
③WEBでのアンケート	○農委側 ・紙面での郵送のため一括で意向把握ができる ・回答の入力が不要 ○回答者側 ・アンケートの返送が不要 ・期限内の好きなタイミングで回答できる	○農委側 ・発送までの準備に時間がかかる ・回答率が低い可能性有、回収に時間がかかる ・地図の用意が必要になる場合がある ○回答者側 ・回答できるかは回答者側のITスキルによる ・インターネット通信の影響有

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

６.意向把握方法

追加

☆農業委員会サポートシステム及び全国データベースを利用して意向把握する場合の事前確認事項

〇意向把握の対象者

・所有者
・耕作者
・以前の調査で「規模拡大」したいとした耕作者
・認定農業者　　等々

⇒事前に農家の情報や意向情報、認定農業者情報をサポートシステムに入力しておく。

〇意向把握方法

・意向把握をどのように行うか
⇒最初に紙面ベースのアンケートを行い、回答がない場合や追加の確認事項があればタブレットで現地訪問する等
　紙面ベースで経営意向を聞き取り、規模拡大したい場所や規模縮小したい農地がどこかをタブレットで地図を見ながら聞き取る等

・紙面アンケートの様式をどうするか⇒サポートシステムから出力される様式をカスタマイズ

・その他用意するものはないか⇒紙面アンケート、WEBアンケートを行う場合地図の用意が必要

〇意向把握項目の検討

・経営意向と農地の意向両方聞くか、どちらかにするか⇒どちらかにする場合紙面アンケートのカスタマイズ必要。

・他に聞きたいことはないか⇒独自項目の設定

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

6.意向把握方法

追加

①最初の意向把握は紙面ベースやタブレット、回答がなかったところや追加の意向確認をタブレットで行うケース

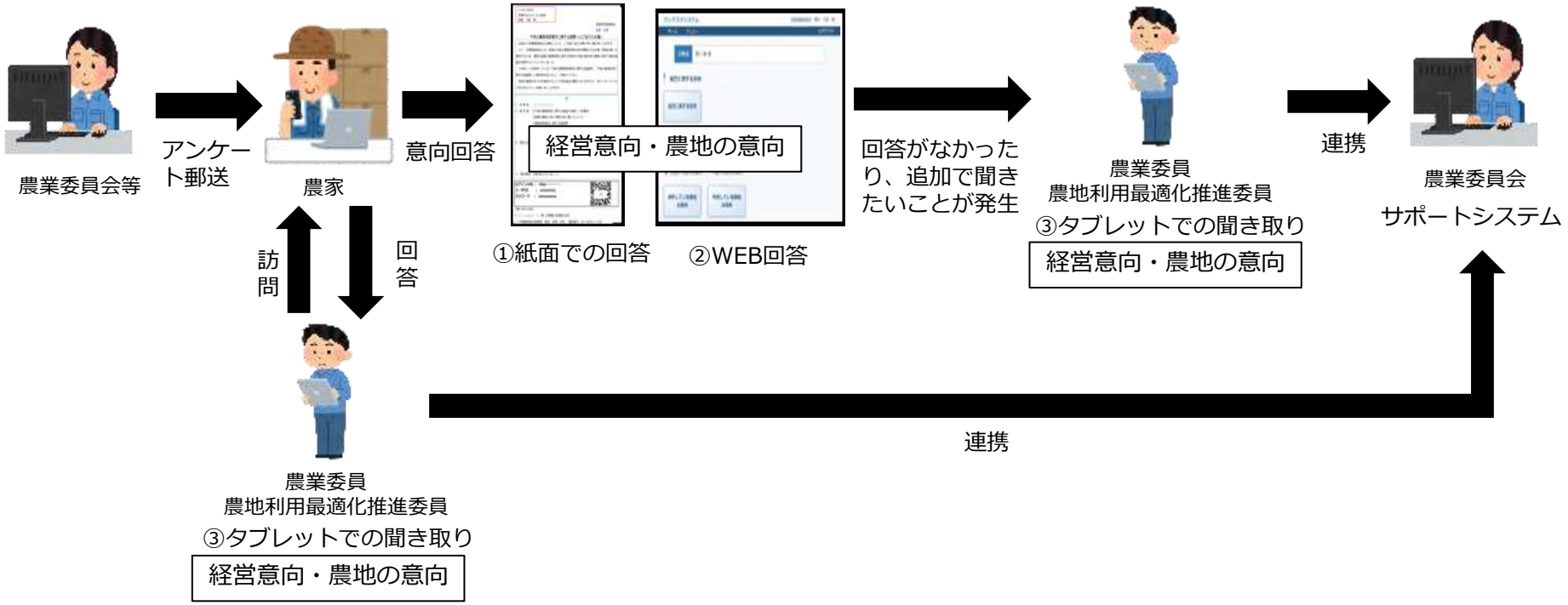

②経営に関する意向を紙面ベース、農地に関する意向把握をタブレットで行うケース

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

（参考）地区設定と意向把握担当割当

今回の農業委員会サポートシステムの改修において、土地データに新たに「地区コード」を設定できるようになります。
本設定を行うことで台帳管理や申請受付等の各種検索や土地農家詳細検索で地区ごとに農地を検索できるようになります。
また、農業委員・農地利用最適化推進委員の担当区域を設定可能となります。

※実際の土地情報に対して地区を割り当てる際は、大字・小字マスタに対応する地区を設定し、一括反映も可能となります。
※地区に跨る大字・小字の土地が存在した場合は、別途一括更新機能等での更新を行う必要があります。

（１）土地への地区コードの設定

■大字・小字マスタ

市町村コード	大字コード	小字コード	小字名	地区コード
11002	100	1	山の上字○○	1:○○地区
11002	100	2	山の上字○□	1:○○地区
11002	100	3	山の上字○△	1:○○地区
11002	200	0	山の下	2:□□地区

①大字・小字のコード管理画面で対応を入力。

②「一括反映」操作を実施

■土地

市町村コード	大字コード	小字コード	地番	地区コード
11002	100	1	100-1	1:○○地区
11002	100	1	100-2	1:○○地区
11002	100	2	200	1:○○地区
11002	200	0	1000	2:□□地区

③自動でセット
※同一大字・小字の中で地区が分かれる場合は一括更新機能等で個別更新。

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

（参考）地区設定と意向把握担当割当

（２）農業委員・推進委員の登録と担当区域の設定

農業委員・推進委員を農業委員会サポートシステムに登録します。（現地確認アプリのユーザー登録画面で行います）
その際に、担当区域となる地区を選択できるようにします。（代表地区のみ）
※代表地区以外でも各種操作（工程登録等）での対象にできます。

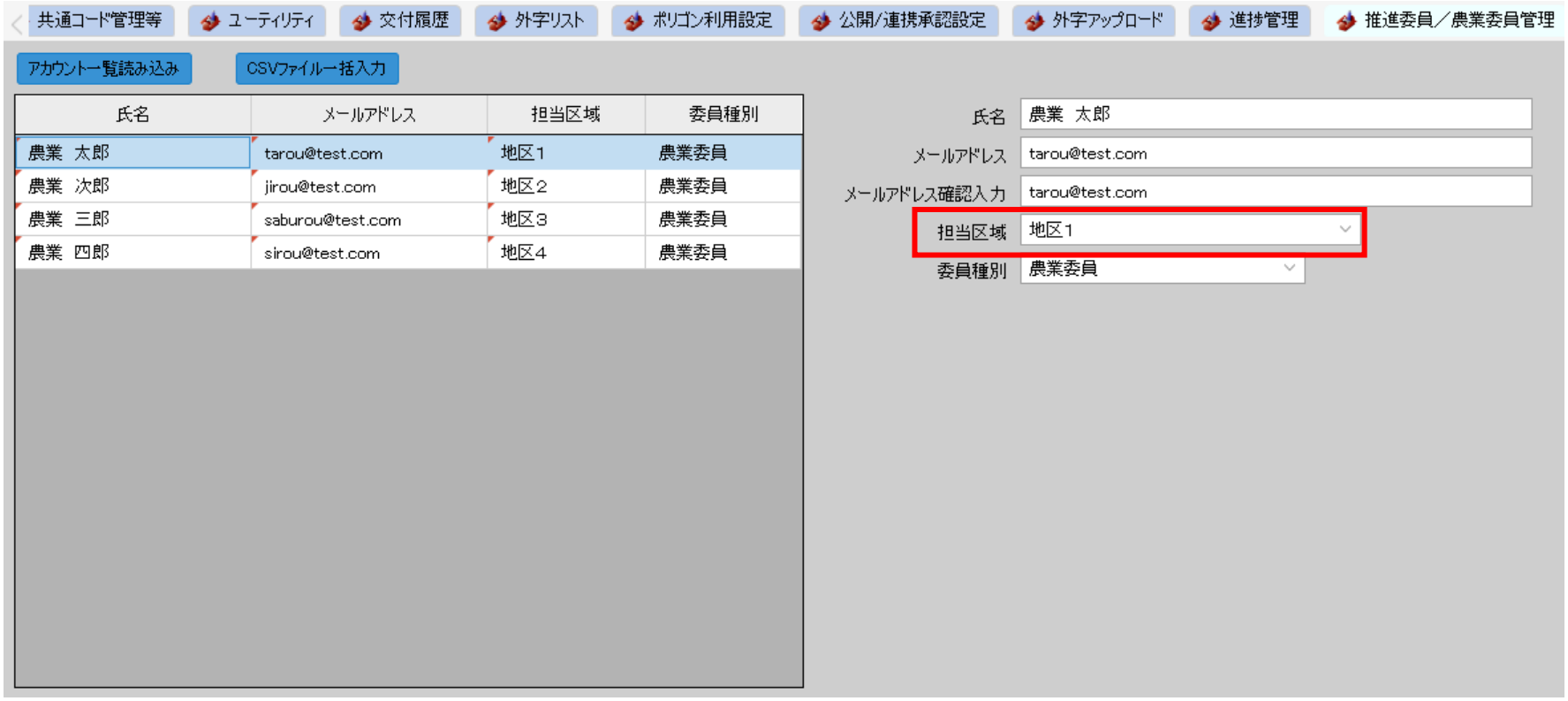

図：農業委員・推進委員のユーザー登録画面

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

7．目標地図（素案）の作成

把握した意向情報と農地台帳情報をもとに農業委員会サポートシステムを活用して、目標地図（素案）作成が可能となります。

農業委員会
市町村

目標地図（素案）の
作成・修正、削除

**農業委員会サポート
システム**

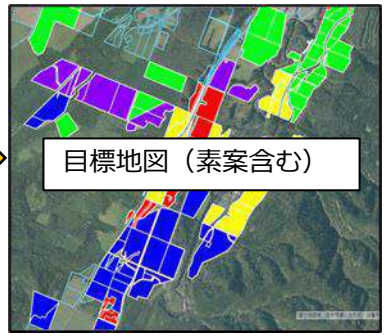

把握した意向と農地台帳情報をもとに地図機能を用いて目標地図（素案）を作成

地域計画や目標地図の範囲を設定可能
緑レイヤ⇒地域計画エリア
赤・青レイヤ⇒目標地図エリア

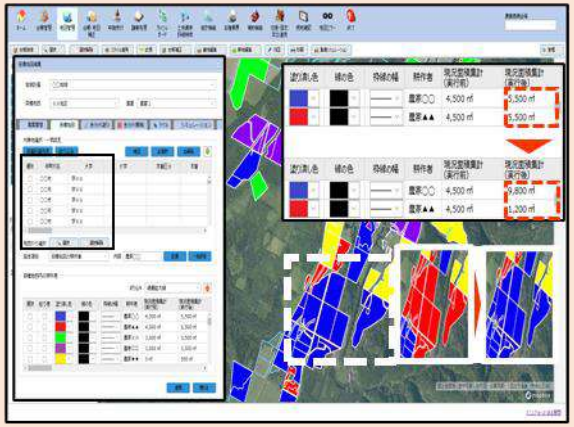

・シミュレーション機能を用いた機械的に、
または個別に担う者を農地に割当が可能
・複数の素案を作成可能

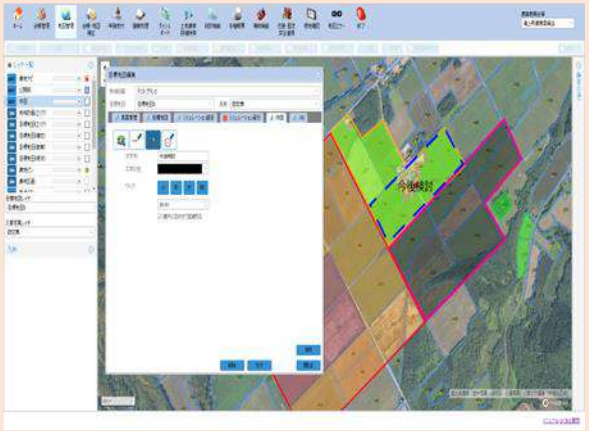

・作図機能により任意のエリア（今後検討や
新規就農エリアなど）を作成

図：農業委員会サポートシステムでの目標地図（素案）作成のイメージ

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

7．目標地図（素案）の作成

（１）現状地図作成から目標地図の素案作成、地域計画の縦覧・公告、修正までの地図機能想定フローは以下の通りです。
※タスクの赤文字が農業委員会サポートシステムでの新機能

イメージ	タスク	作成状況	農業委員会サポートシステムで行うこと
	① 現状地図作成		・台帳情報、地図情報の最新化 ・農地区画、農地ピンへのスタイル設定・適用 ・筆ポリゴンへのスタイル設定・適用 **※現状地図機能は当初より実装ずみ**
	② 地域計画作成準備		・地域計画登録画面にて、事前に地域計画を登録できる ・地域計画登録画面では、地域計画の名称を確認できる
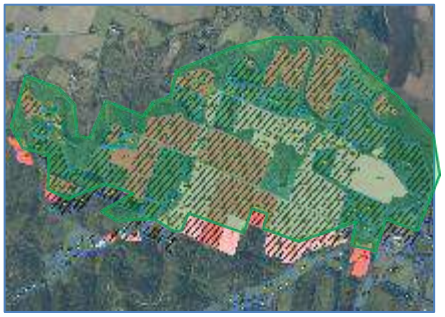	③ 地域計画エリア設定		・地域計画登録区域作成画面にて、登録した地域計画に紐づく地域計画のエリアを作図する ・地域計画エリアの作図は任意、作図しなくても次のステップに進めるものとする ・エリアの作図はあくまで目視確認や図面出力用のため、何らかの制約が発生する区域ではない 例）エリア内の農地ポリゴン・筆ポリゴンのみが選択できる。というような制約を設けない

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

7．目標地図（素案）の作成

（１）現状地図作成から目標地図の素案作成、地域計画の縦覧・公告、修正までの地図機能想定フローは以下の通りです。
※タスクの赤文字が農業委員会サポートシステムでの新機能

イメージ	タスク	作成状況	農業委員会サポートシステムで行うこと
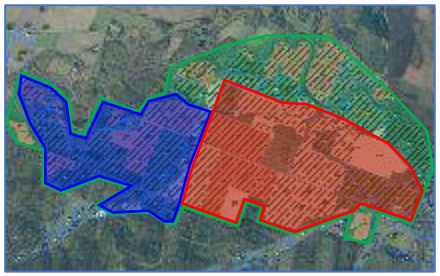	④ 目標地図エリア設定	目標地図（素案）	・作成した地域計画エリアを参照しながら、目標地図のエリアを作図する。 ・目標地図エリア内の農地ポリゴン、筆ポリゴンしか対象地として指定できないような制約は設けない。 ・目標地図エリア編集機能で、対象地の指定を行う。 ・地域計画１つに対して、目標地図を複数作成できる。
	⑤ 目標地図素案作成		・把握した意向をもとに目標地図のエリア内で目標地図の素案を作成する。 ・作図機能で担うものの大まかな位置取り等を可能としたり、農地の集積・集約や作物・地目別等の観点から目標地図のシミュレーションを行える。 ・１つの目標地図に対し複数の素案を作成できるようにし、保存も可能。
地域計画に関する説明会の実施（システム外）	⑥ 地域計画説明会		・市町村主体の地域計画説明会が実施される。 ・農業委員会は説明会のために、農業委員会サポートシステムで作成した目標地図の素案を印刷機能を利用して図面を出力する。 ・作成した目標地図の素案を見ながら関係機関で意見交換。

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

7．目標地図（素案）の作成

（１）現状地図作成から目標地図の素案作成、地域計画の縦覧・公告、修正までの地図機能想定フローは以下の通りです。
※タスクの赤文字が農業委員会サポートシステムでの新機能

イメージ	タスク	作成状況	農業委員会サポートシステムで行うこと
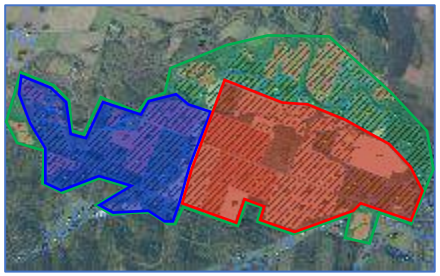	⑦ 目標地図確定	目標地図（確定）	・検討会の結果を素案に反映し修正する ・修正が完了したら、目標地図を確定する（素案が複数存在しても、確定は１つの想定） ・ここで確定した目標地図が、市町村として縦覧する図面となる想定
縦覧・公告（システム外）	⑧縦覧・公告	決定・公告済み	・市町村が地域計画（目標地図）の縦覧・公告を行う
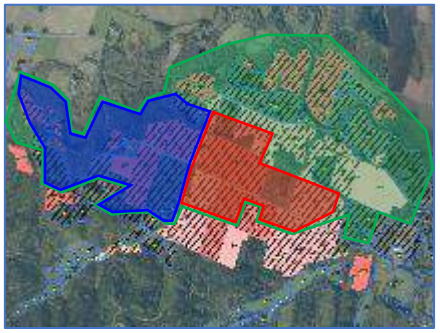	(必要に応じて) ⑨目標地図修正	目標地図（修正） → （確定）	・地域計画に変更が生じた場合、必要に応じて目標地図の修正を行う ・目標地図の確定状態を解いた場合、目標地図エリアの再編集、目標地図の対象地の再指定を可能とする ・目標地図の素案を複数作成することを可能とし、属性の更新やシミュレーション実行を可能とする ・軽微な変更を除き、「⑥ 地域計画説明会」が実施され目標地図が確定し地域計画の縦覧・公告を行われる。

都道府県庁、農地中間管理機構、都道府県農業会議、全国農業会議所は管内の農業委員会が作成した目標地図のエリアを確認可能。

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

7．目標地図（素案）の作成

①色塗りや模様分けでの場合分け機能（現状地図）

設定した目標地図エリア内での農地の耕作者や経営意向等での色塗りや模様での場合分けが可能です。
※下図では現在の耕作者で色塗りをしています。

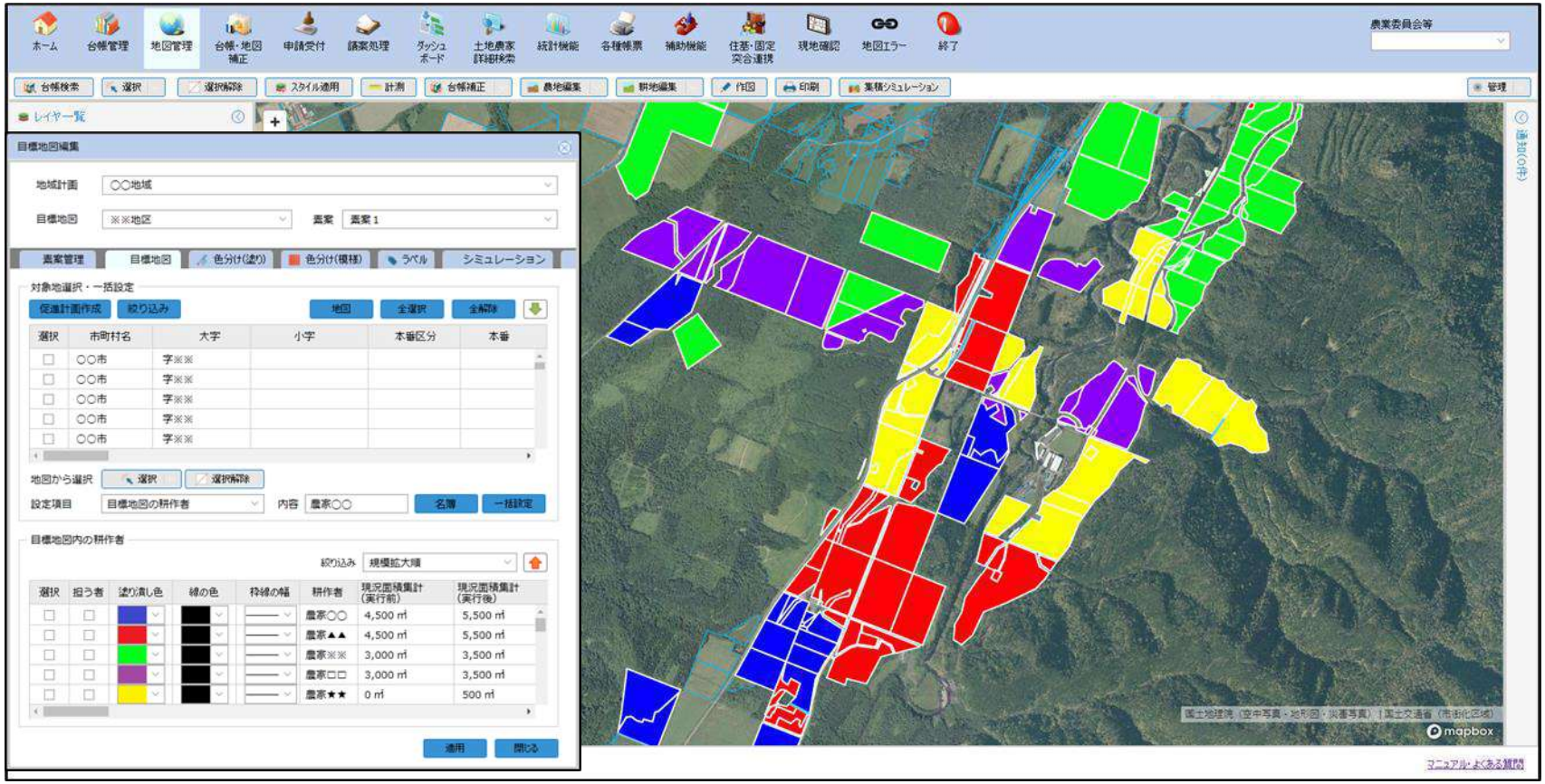

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

7．目標地図（素案）の作成

②地図上で受け手を手動で設定する機能（新規機能）

例：今回の対象エリアで赤の耕作者の農地を青の耕作者に手動で張り付けてみる。

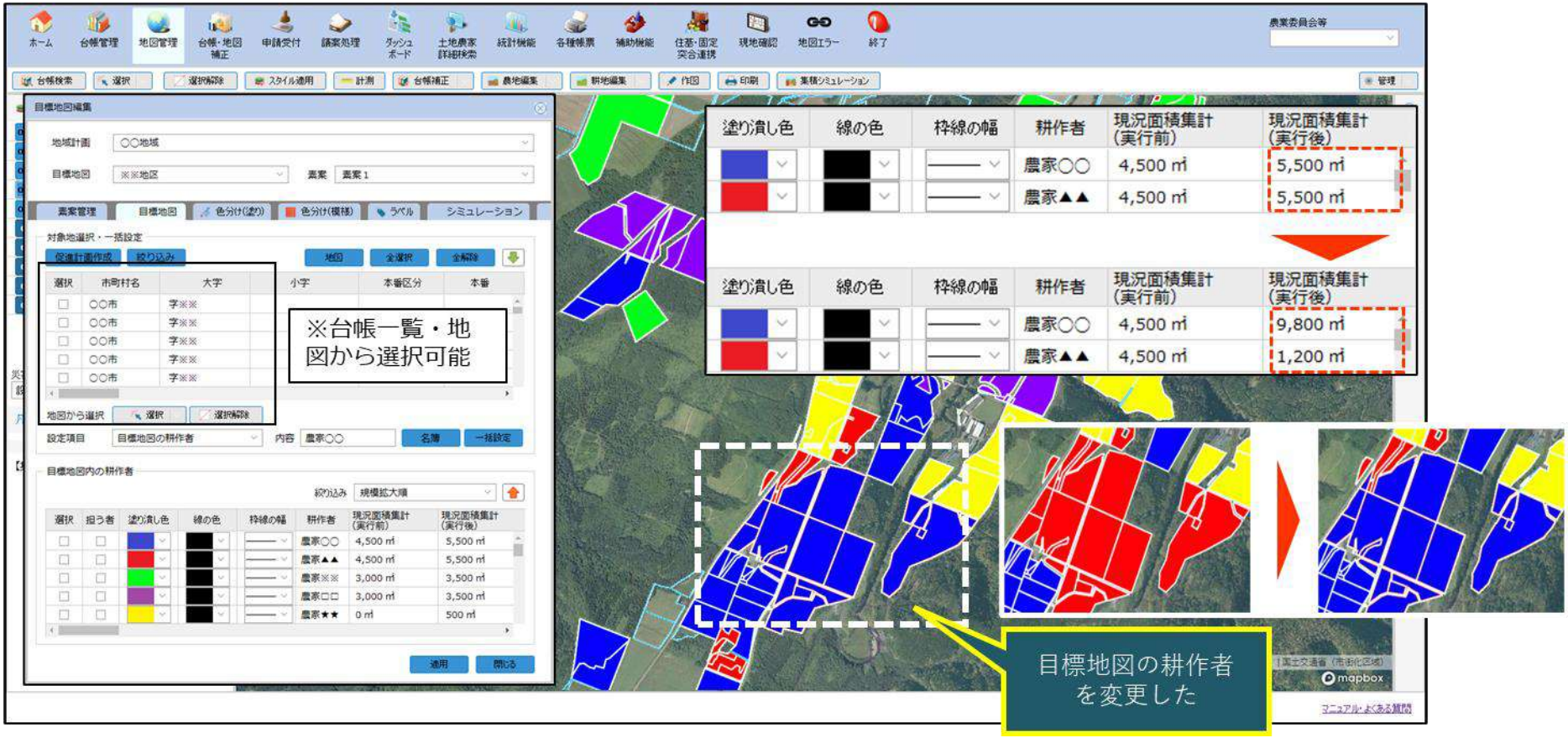

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

7．目標地図（素案）の作成

③シミュレーション機能による自動設定

テーマ：「規模縮小の農地を担い手に集積する」

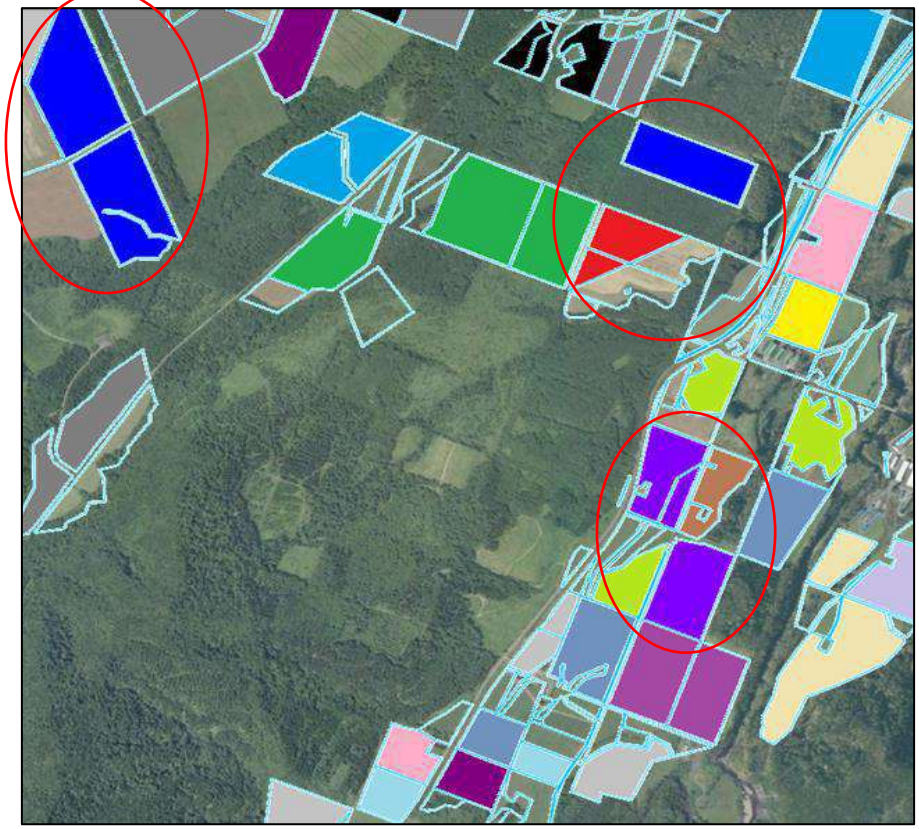

①規模縮小したい耕作者（赤枠）を担い手に集積してみる。

②拡大希望規模や周辺の耕作状況から担い手に自動設定。

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

7．目標地図（素案）の作成

③シミュレーション機能による自動設定

テーマ：「集約化に協力する農地を担い手に集約する」

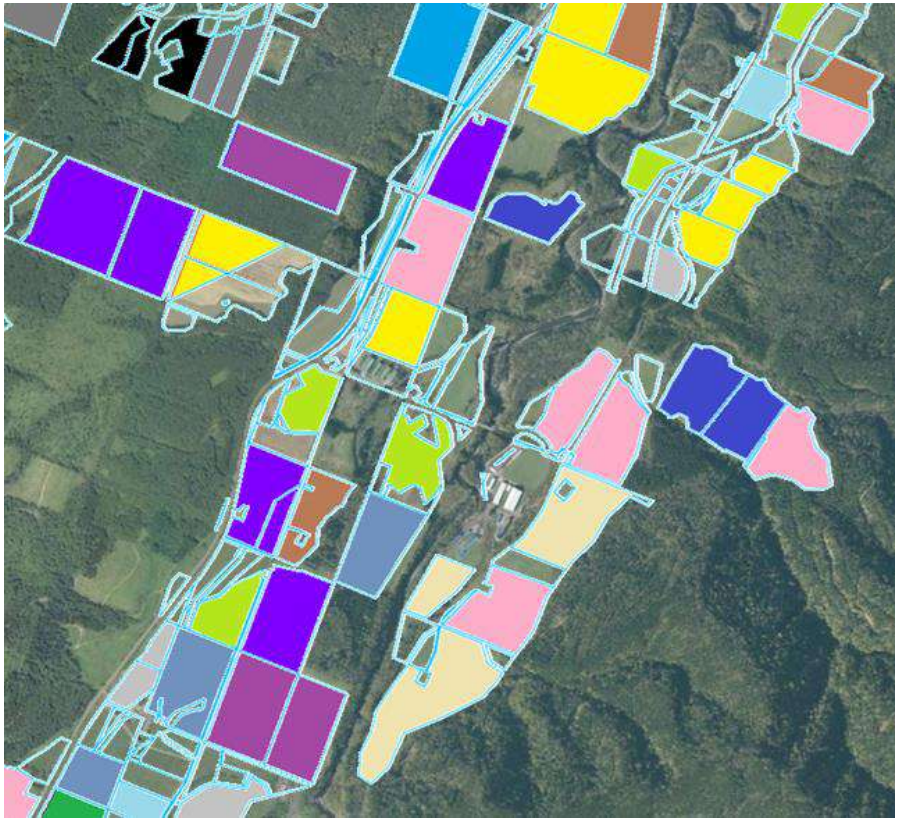

①「集約化の中心とする農地」から条件を指定し、集約化のシミュレーションをしてみる。

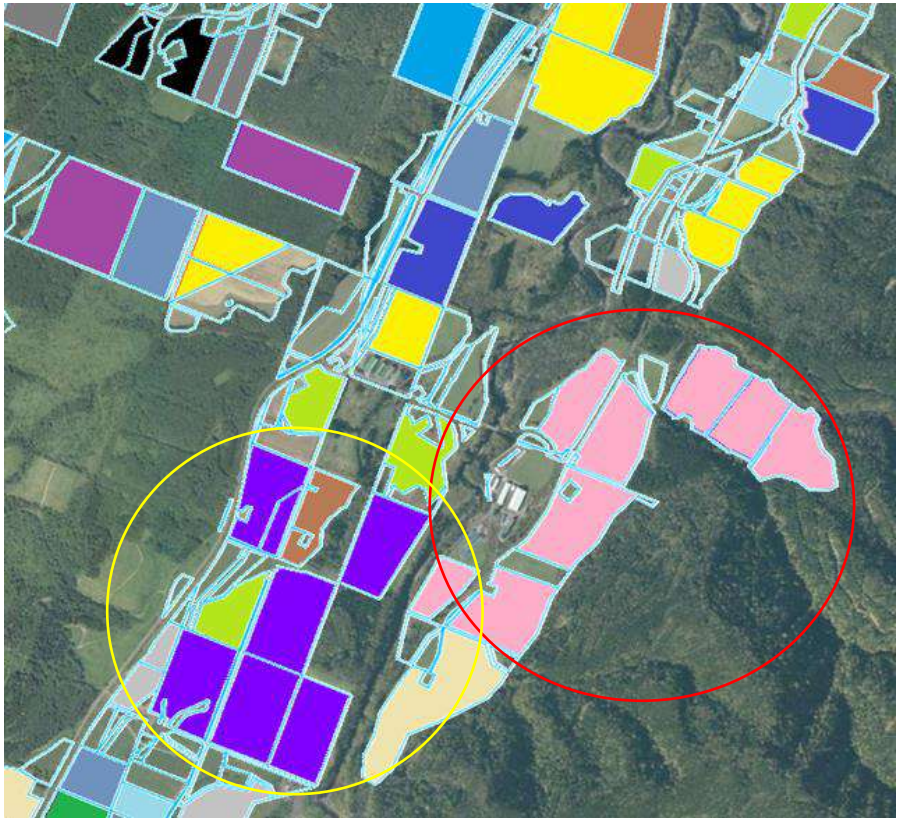

②集約化に協力する耕作者の農地を担い手に自動設定される。現在の経営面積を考慮する。

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

7．目標地図（素案）の作成

④エリア指定等を行える作図機能

目標地図のエリア内で作図（ラインや区画、円形やラベル）できる機能を実装します。
保存もでき、「今後検討」などのエリア指定も可能となります。
※目標地図作成以外でも作図を保存可能とします。

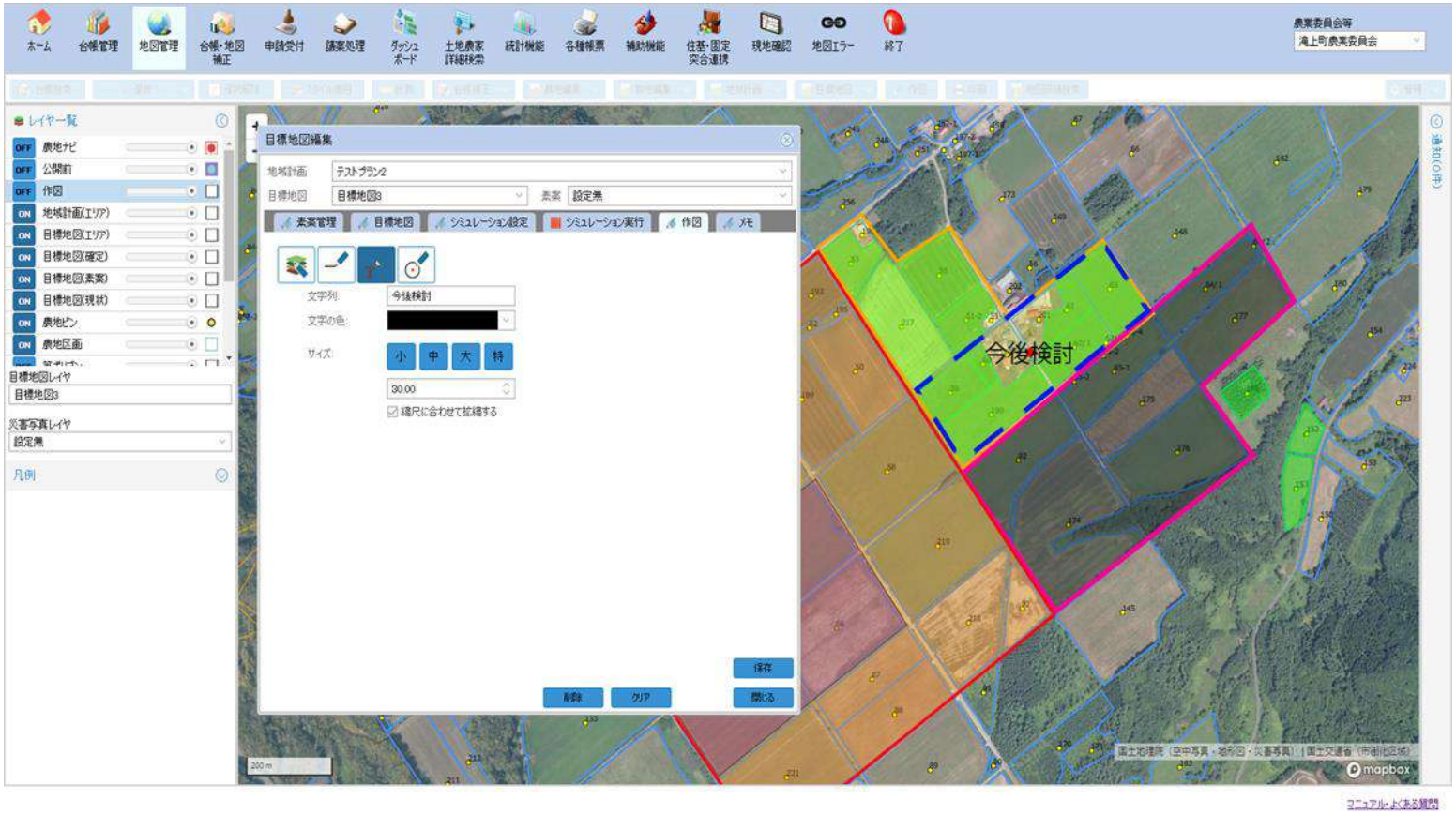

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

８．タブレットを利用した促進計画実行のための条件調整

地域計画策定前後に農用地利用促進計画を進める際に、タブレットを活用しての出し手・受け手の利用調整を実施可能となります。

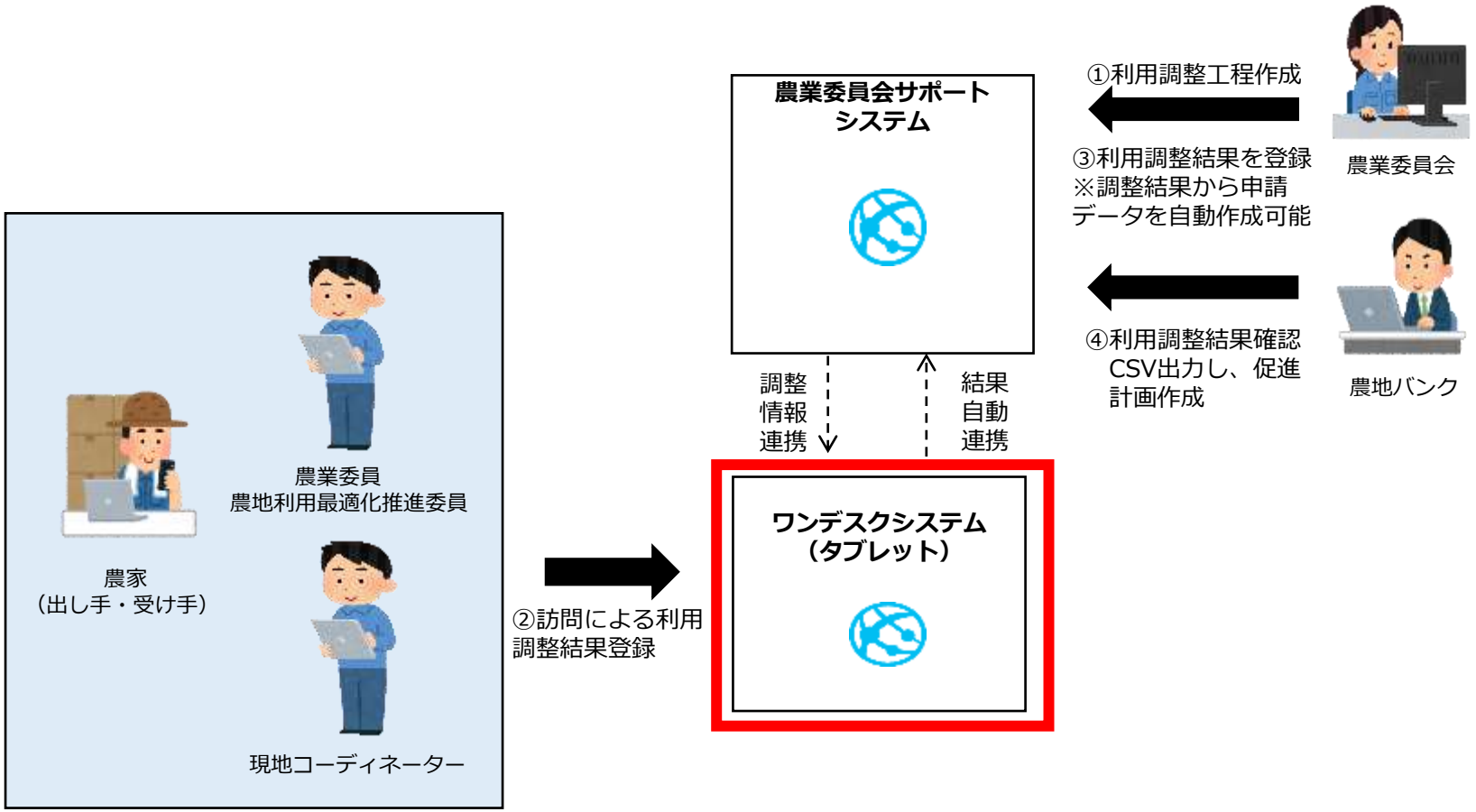

図：タブレットを活用した促進計画実行のための条件調整のイメージ

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

8．タブレットを利用した促進計画実行のための条件調整

タブレットで入力された利用調整結果は農業委員会サポートシステムに連携されます。
農業委員会サポートシステムに連携された調査結果をもとに申請データの自動作成や農地台帳への更新が可能になります。

条件調整結果入力画面（タブレット）

サポートシステム
に自動連携

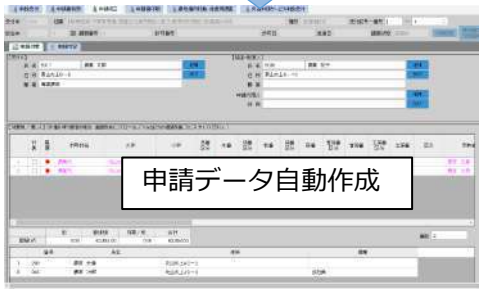

図：タブレットで把握した調整結果と農業委員会サポートシステムへの連携イメージ

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

９．最適化活動関係の入力

令和4年2月25日農地政策課長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」の様式１～６に関する入力等を可能とします。※赤字は令和5年度に対応予定。

農業委員会
（タブレット、PC利用）

・様式１の入力、修正、帳票出力
・様式２の確認、入力、修正
・様式３の確認、入力、帳票出力
・様式４～６の入力、修正、帳票出力

ワンデスクシステム

・様式１の内容確認
・様式２の入力、修正
・様式３の活動実績と成果実績の入力、修正

農業委員
農地利用最適化推進委員
（タブレットで利用）

・管内市町村の様式１と様式３、様式４～６の参照

都道府県庁、都道府県農業会議、全国農業会議所

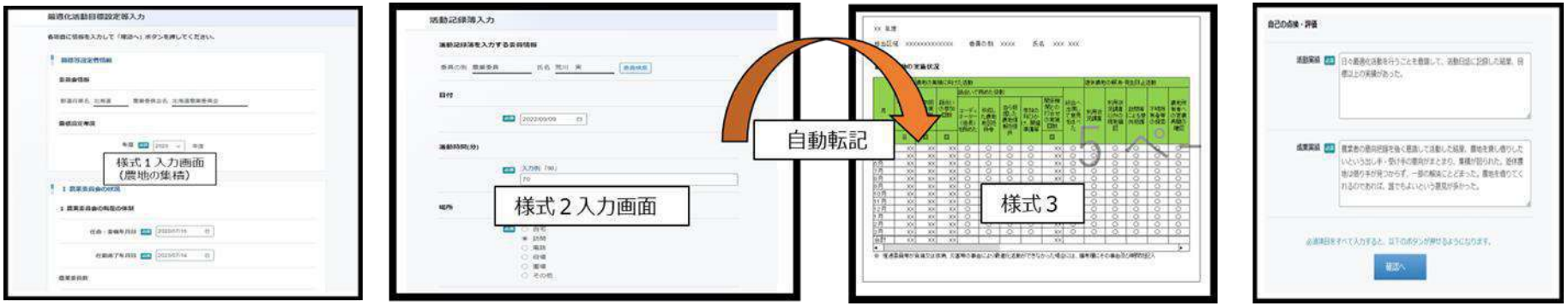

図：最適化活動関係の入力等のイメージ図

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

10. 不在地主からの問い合わせ・サービス事業体の情報登録機能

全国農業会議所や農業委員会等が不在地主からの問い合わせに対応する機能や、サービス事業体が希望する農作業情報等を登録できる機能を実装します。

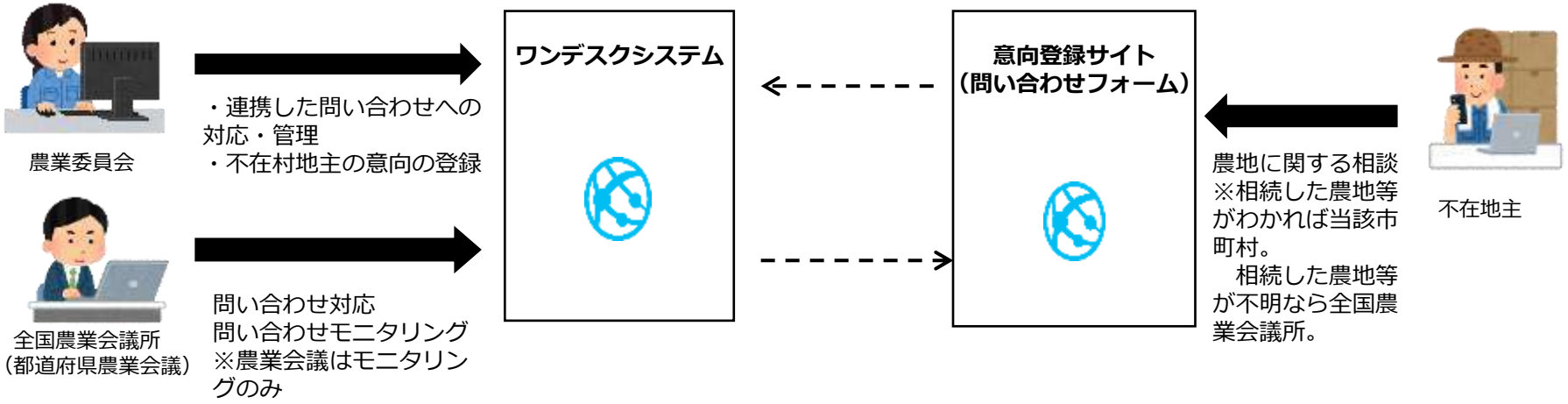

図：不在地主からの問い合わせ対応のイメージ

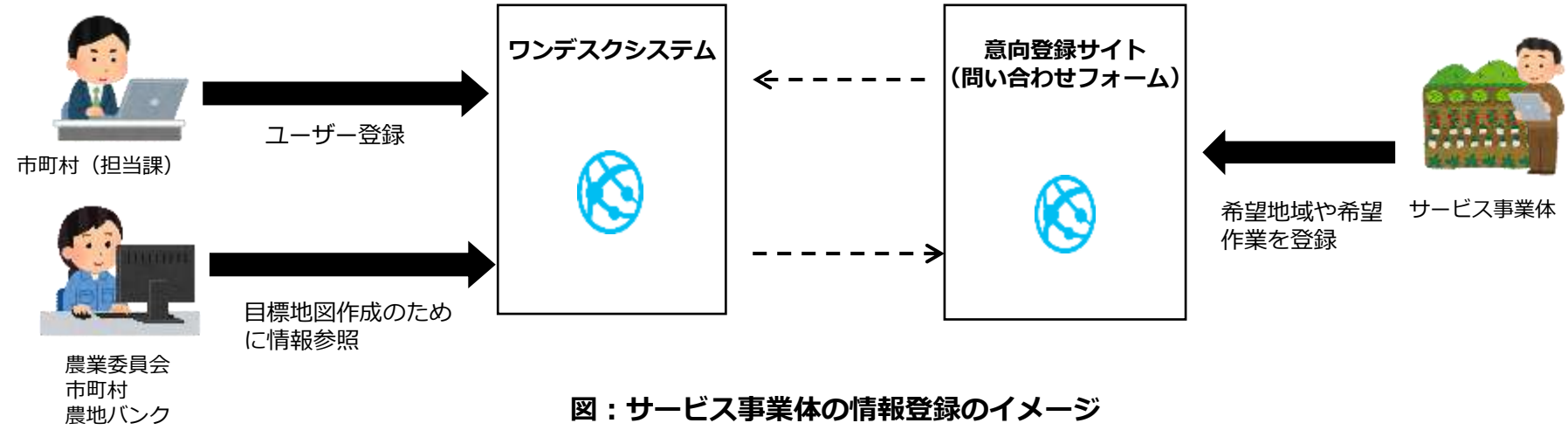

図：サービス事業体の情報登録のイメージ

Copyright © National Chamber of Agriculture All rights reserved.

常設審議委員会への諮問方法等について（お願い）

令 和 ５ 年 ３ 月
千 葉 県 農 業 会 議

１　常設審議委員会議案報告システム（以下「システム」という。）への入力について

（１）システムへの入力については、ログインの上、操作説明書を参照して入力をお願いします。

（２）入力期限

ア　初期入力期限

原則として受付終了日の毎月２５日まで

※　なるべく受付前の事前相談段階からの初期入力をお願いします。

イ　最終入力期限

原則として総会(農地部会)終了後の毎月６日まで

※　入力項目の『農業委員会審議結果』の「許可相当」等の入力をお願いします（農業委員会の審議結果が『保留』の場合は、翌月シフト又は削除の処理をしてください)。

（３）システムの入力をもって、諮問案件の報告に代えさせて頂いている関係上、３０アール超の諮問案件がある場合は、必ず初期入力期限（毎月２５日）までにシステムへの入力をお願いします（**未入力の場合は、当日の諮問議案から外れることになります**ので予め御了承願います)。

２　議案説明資料の事前提出について（令和４年１０月より）

常設審議委員会に係る議案説明資料を、常設審議委員会開催日の１週間前までに、１部郵送してください。

【郵送を基本としますが、FAX 又はメール［jo-chiba@snow.ocn.ne.jp］（常設審議委員会資料 送信専用アドレス）でも受け付けします。】

事前提出資料を農業会議事務局で確認し、農業会議からの指摘事項を修正の上、当日の資料としてください。

３　議案説明資料等について

（１）常設審議委員会へ御持参いただく資料

ア　農地法第４条及び第５条の申請について（表紙）

システムの各種資料「1.表紙」よりダウンロード後、各農業委員会名に準じて加工してください。

資料№は、システムの各種資料「7.諮問資料番号一覧」を参照して入力してください。

イ　諮問件数（令和〇年〇月分）

システムの各種資料「2.件数」よりダウンロード後、各農業委員会名に準じて加工してください。

資料№は、システムの各種資料「7.諮問資料番号一覧」を参照して入力してください。

ウ　千葉県農業会議諮問事案一覧表[第〇条 令和〇年〇月（〇月受付分）]

システム入力後、システムからエクセルを出力してください。

出力された内容に関しては、システムの各種資料「6.諮問事案一覧表の記入方法、用語の統一について」の内容に沿っているか確認の上、必要に応じて、加工・調整してください。

エ　動態図（方位、縮尺を明記のこと）

オ　土地利用計画図（方位、縮尺を明記のこと）

カ　「貸借対照表、資金計画書、預金残高証明書、融資証明書等」の資力・信用に関する資料

法人については、貸借対照表を必ず添付するとともに、預金残高証明書、融資証明書等も併せて添付願います。

※上記 ア～カ（Ａ４横・両面印刷・上部２箇所ホチキス止めし、上記 ウの頁から見やすい大きさで頁番号をふってください。また、上記 エ～カの資料の上部に、「資料の名称」と「〇条：議案番号〇番（株式会社〇〇）」と記載してください）の議案説明資料を４５部〔審議委員＋事務局（３０部）、出席農委（１５部）〕コピーし、当日の開催３０分前（時間厳守）までに持参してください。

令和４年１１月審議委員会から、出席農業委員会当たり１部配付することとしました（会議終了後に回収）。

なお、議案説明資料については、文字を拡大する等(Ａ３判に拡大して、Ａ４サイズに折込み等)全体的に見やすい資料作成（カラーコピー等）に御配慮願います。

キ　農地法第〇条の規定による申請について（諮問文書）　１部

（２）注意事項

ア　当日の説明については、システムの各種資料「9.諮問事案説明原稿(例)」の内容を参考・加工したものを台本にして利用してください。

イ　資金計画の説明にあたっては、

（ア）融資元（金融機関以外）の経営・財務状況

（イ）過去の時系列的な預貯金残高

（ウ）権利者の事業実績等

について事前把握し、質問に対する迅速な対応が図られるよう、準備方よろしくお願いします。

なお、具体的には、

（ア）残高証明書、融資証明書、補助金内示通知書等

（イ）事業計画者の経営・財務状況が確認できるもの（例：貸借対照表）

（ウ）金融機関以外から融資等を受ける場合は、融資元の経営・財務状況が確認できるもの（例：貸借対照表）

等の資料を事業者から提出して頂き対応願います。

当日の説明については、システムの各種資料「10.諮問事案説明原稿例(その 2)当該事業を実施するために必要な資力及び信用についての説明例」の内容を参考・加工したものを台本にして利用してください。

ウ　太陽光発電施設案件について

現在、年々売電単価が下落傾向にあります。そのため、事業実現性・継続性の観点から売電単価を基にした事業の収支説明について、事業シミュレーション結果の添付、単価確定時期とその根拠の確認をお願いいたします。

資料の作成に当たっては、システムの各種資料「12.議案資料作成例（太陽光発電施設）」を参考に作成願います。

なお、売電単価を説明する際、税込み、税抜きは資料に合わせ御説明願います。

エ　農地造成関係（一時転用）

農地造成については、特に、転用後の営農計画の確認が重要となりますので、誰が何を作付けするのか等について、必ず説明を行ってください。

また、切り盛りを伴う工事計画によっては、周辺農地への影響を審査する必要がありますので、計画平面図・縦断図・横断図を必ず添付願います。

なお、造成工事の資金計画書についても、必ず添付願います。

４　出席者報告

開催日の１週間前までに、システムの出席者報告から出席される方の職・氏名を入力してください。

５　その他

システムの利用方法については、システム内の各種資料にある操作説明書を御参照ください。

御不明の点は、農業会議事務局にお問い合わせください。

資料 10

農業者年金事業について

一社)千葉県農業会議

1 加入推進実績及び進捗状況について

ア 実績

令和 4 年度千葉県目標 155 件 令和5年1月末日時点 58 件
加入実績がある農業委員会 26市町
加入推進目標達成済み農業委員会数 12市町
※直近の状況については、毎月メールで各市町村に送付しております【加入推進に関する連絡事項】を御確認ください。

イ 進捗(参考資料 1 参照)

(1)12 月末日進捗状況報告まとめ	令和 4 年度進捗状況(令和 3 年度実績)
名簿登載者数	9168名(9,244 名)
戸別訪問件数	1280件(1,553 件)
戸別訪問に携わった人数	559名(632 名)
研修会・会議の開催数	177回(199 回)
広報普及回数	169回(171回)

※未達 4 市町、最終集計 2 月 21 日(火)

2 農業者年金業務を実施する意味について(再確認)

農業者年金業務を実施する意味については
ア 業務委託契約の履行
農業者年金基金理事長と市町村長との間で結ばれている業務委託契約の履行
＝「農業者年金制度の普及」
イ 農地利用の最適化(地域農家との顔つなぎ)
委員による戸別訪問を実施することで、地域農家との顔つなぎに繋がる。
アンケート調査の回収等ほかの事業と併せて取り組む。
ウ 上乗せ経費の確実な確保
計画的かつ継続的に加入推進活動を実施することで一定の上乗せ経費を得られる。

上記３点を担当者のみではなく、農業委員会として考えていただき、残りの活動及び令和5年度以降の早期の計画及び活動について検討願います。

３　今年度中の残りの農業委員会業務について

毎年、引き継ぎ時にトラブルが起きるので、**現在の担当者で以下の業務を確実に行うようにしてください**。

また、農業会議は指導機関ではありませんので、強く言えませんが、本来貰える上乗せ経費を申告しない農業委員会もあります。（＝書類の不備）

書類を確認して、経費が上がる可能性がある農業委員会には問い合わせをしますので御対応願います。

ア　業務日誌の作成（業務委託手数料を執行している職員分作成必須）

人件費を２名計上している場合、２名分の業務日誌の作成をお願いします。

注）業務日誌の記載について、年金業務に取り組むことがわかるように御記載下さい。（農地法３条の受付×、経営移譲年金に伴う対応〇）

イ　実績報告書の作成（農業者年金予算執行の最終報告）

裏付け資料の作成及び保管・管理をお願いします。

（次第、活動記録簿、支出に係る書類等）

ウ　加入推進実績報告書の作成

（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの加入推進実績報告）

エ　名簿の整備・拡充

今年度の加入推進活動後の名簿の整備をお願いします。

また、名簿の範囲を拡大（60 日以上の農業従事・60 歳未満）して地区毎に名簿を割振りできる状態の名簿を引き継げれば、次年度以降の大きな負担はありません。

なお、令和４年から要件を満たす方は 65 歳まで加入できるようになりました。周知対象として名簿上に掲載することも可能となります。

委託費及び加入推進の実績報告依頼については、後日依頼文書を送付いたします。

4　令和5年度以降の変更点について

ア　考査指導対象受託機関について（参考資料 2 参照）
イ　加入推進目標件数の変更及び重点都道府県の廃止に伴う今後の対応
（参考資料 3 参照）

5　今年度の農業会議の活動実績について

2月 27 日時点の取りまとめになります。
ア　農業者年金関係研修会・会議等の主催・共催等での説明　8　回
イ　農業委員会主催の加入推進対策会議（14,500円/回）39 回
ウ　農業委員会主催の研修会　（14,500円/回）38 回
エ　農業委員会主催の説明会（14,500円/回）1 回
オ　農業委員会同行の戸別訪問 4 回
農業会議を呼んで行った会議・研修会も市町村上乗せ経費の対象となります。

6　今後の農業会議の取り組み予定（案）について（参考資料 4 参照）

ア　ラジオ CM の継続的な実施。
（令和5年度 10 月～11 月時間指定、制度改正版　放送方針）
イ　講師派遣・戸別訪問の同行等の継続的な実施。
ウ　改選のある農業委員会を優先的に巡回対応。（来年度改選のある 26 農業委員会）
※（2）（3）について、令和 5 年 1 月 25 日付令和 5 年度農業者年金講師派遣及び戸別訪問の対応に関する調査について調整しました。
農業会議の予算が年度明けより利用が可能となることから、年度明けに改めて対応市町村を周知いたします。（各研修会・会議開催日は対応ができませんので御了承願います。）総会日と合わせて調整する
農業委員会が多いため、月の上旬（5日～10日）は、依頼が集中しやすい傾向となりますので、依頼がある場合は早めに御連絡をお願いします。

12月末までの進捗状況（4月～12月まで）

30年度進捗状況

名簿登載	戸別訪問件数（実人数）	戸別訪問実働者数	内委員実施人数	研修会・会議の開催	広報活動	加入者数
10,028	1,329	587	517	165	156	96

令和元年進捗状況報告

名簿登載	戸別訪問件数（実人数）	戸別訪問実働者数	内委員実施人数	研修会・会議の開催	広報活動	加入者数
9,872	1,025	515	444	178	176	65

令和2年進捗状況報告

名簿登載	戸別訪問件数（実人数）	戸別訪問実働者数	内委員実施人数	研修会・会議・説明会の開催	広報活動	加入者数
9,150	1,229	547	491	166	172	51

令和3年進捗状況報告

名簿登載	戸別訪問件数（実人数）	戸別訪問実働者数	内委員実施人数	研修会・会議・説明会の開催	広報活動	加入者数
9,244	1,553	632	551	199	171	62

令和4年進捗状況報告

名簿登載	戸別訪問件数（実人数）	戸別訪問実働者数	内委員実施人数	研修会・会議・説明会の開催	広報活動	加入者数
9,168	1,280	559	521	177	169	50

3月末の実績（4月～3月まで）

30年度補完調査時の千葉県合計

名簿登載	戸別訪問件数（実人数）	戸別訪問実働者数	内委員実施人数	研修会・会議の開催	広報活動	加入者数
10,117	2,000	892	795	203	197	129

令和元年度補完調査時の千葉県合計

名簿登載	戸別訪問件数（実人数）	戸別訪問実働者数	内委員実施人数	研修会・会議の開催	広報活動	加入者数
9,886	1,557	744	663	213	216	104

令和2年度実績報告の千葉県合計

名簿登載	戸別訪問件数（実人数）	戸別訪問実働者数	内委員実施人数	研修会・会議・説明会の開催	広報活動	加入者数
9,162	1,642	746	679	210	211	84

令和3年度実績報告の千葉県合計

名簿登載	戸別訪問件数（実人数）	戸別訪問実働者数	内委員実施人数	研修会・会議・説明会の開催	広報活動	加入者数
9,649	1,897	751	685	250	196	82

令和4年度実績報告の千葉県合計

名簿登載	戸別訪問件数（実人数）	戸別訪問実働者数	内委員実施人数	研修会・会議・説明会の開催	広報活動	加入者数

次期中期計画（令和５年度から令和９年度）における考査指導対象受託機関
【千葉県版】

次期中期計画（令和５年度から令和９年度）における考査指導対象受託機関は以下のとおりとする。

実施年度	対象農業委員会
令和５年度	勝浦市、いすみ市、東金市、山武市、芝山町、横芝光町
令和６年度	なし
令和７年度	銚子市、旭市、匝瑳市、八街市、白井市、富里市
令和８年度	市原市、八千代市、茂原市、千葉県農業会議
令和９年度	なし
	計１５市町

実施年度	対象JA
令和５年度	調整中
令和６年度	
令和７年度	
令和８年度	
令和９年度	
	計6JA

令和5年度から令和9年度の考査指導対象農業委員会の選定方法について以下のとおりとする。
令和5年1月12日の独立行政法人農業者年金基金から通知のあった「次期中期計画
（令和５年度から令和９年度）における都道府県別の考査指導対象受託機関選定の
考え方について」を基に選定する。

①令和2年度考査指導において、電話による考査指導を実施した市町村
②令和２.３年度加入実績において、１件以上の加入実績がある市町村
③業務委託費において、千葉県の平均金額を上回る市町村（令和３年度、令和４年度）
上記項目に該当する市町村から選定。
なお、加入推進活動が未実施や事務処理遅延等により、考査指導が必要とみなされる場合、上記業務受託機関以外にも考査指導の対象となりますので御理解願います。
また、考査指導の対象ではなくとも考査指導を受けてみたい場合、下記まで報告願います。
〇農業委員会⇒農業会議（cnk.1104@true.ocn.ne.jp　農業者年金担当あて）
〇JA⇒千葉中央会（）

令和４年１０月
考　　査

次期中期計画における考査指導の基本的な枠組み

１．考査指導実施計画の基本的な考え方

現時点において、次期中期目標【第５期（案）】では「中期目標期間における考査指導の対象については、加入者が多く指導の必要性や効果が高い業務受託機関に重点を置いて選定し、効率的かつ計画的に実施する。」とされ、期間は令和５年４月１日から令和１０年３月３１日までの５年間です。

考査指導の対象は市町村段階において、新規加入者数が多い業務受託機関等を選定し、都道府県段階の実施回数、考査対象年度実施計画等の中期計画を策定するとともに効率的かつ計画的に考査指導を実施します。

２．考査指導の種類及び実施期間

（１）考査指導の種類

定例考査指導及び特別考査指導を実施します。

（２）考査指導の実施期間

令和５年度から令和９年度までの５年間で実施します。

（３）定例考査指導

①実施時期は、毎年６月から１２月までとします。

②選定された都道府県段階及び市町村段階の業務受託機関を考査対象とし、考査全日程における移動手段は「原則として公共交通機関を利用」するため、行程に応じ移動時間を考慮し、考査対象受託機関への移動間に時間を要する場合等は、日程変更の調整が生じる場合があります。

（４）特別考査指導

①特別考査指導は、農業者年金業務に支障をきたす事案が発生した等、特に必要が認められる場合に実施するものとし、基金と都道府県段階の業務受託機関とで日程協議を行い、当該業務受託機関を対象とした特別考査指導を実施します。

②基金と都道府県段階の業務受託機関の協議に基づき実施される特別考査指導の実施時期は、当該都道府県の定例考査指導の実施状況を勘案し日程上可能な場合は、定例考査指導の実施に併せて特別考査指導を実施します。

３．考査対象受託機関選定の考え方

（１）考査指導内容強化に伴う委託業務の質の向上

業務受託機関を対象とした考査指導は、委託業務の運営の適切性及び効率性などを把握する上で有用であり、委託業務の質の向上に寄与するため、把握した事例や注意すべき課題等について、あらゆる機会を通じて業務受託機関へ周知徹底し、その効果の浸透に努めます。

（２）都道府県段階の業務受託機関

市町村段階に対する指導状況等の内容を確認するため、都道府県段階の業務受託機関においては、第５期の計画期間中（１回のみ実施）考査指導を実施します。

（３）市町村段階の対象業務受託機関

①各年度毎の「新規加入者数（総合順位)」（平成２９年度～令和３年度の５年間が対象）において、都道府県単位で管内それぞれ市町村段階の最上位順から考査対象受託機関を選定し市町村段階（農業委員会及び農業協同組合）における考査対象数等は別途市町村別にデータを突合し改めて地区の調整をします。

②都道府県段階からの要望により、重点的に市町村段階業務受託機関へ考査指導依頼がある場合は考査指導を実施します。

③第４期中（平成３０年度～令和４年度の５年間が対象）において、コロナウィルス感染状況によって緊急事態宣言等が発令され、定例考査が「電話による考査指導等」で実施した市町村段階については、次期中期計画において同地区を選定し考査指導を実施します。

④農業者年金業務に支障をきたす事案が第４期中に発生し、日程の都合上、特別考査が実施出来なかった市町村段階対象地区においては、次期中期計画の選定地区として優先し特別及び定例考査指導を実施します。

令和５年１月１２日

次期中期計画（令和５年度から令和９年度）における都道府県別の考査指導対象受託機関選定の考え方について

１　標記については、先般行われたブロック会議でお示しした「次期中期計画における考査指導」（添付ファイル）のほか、以下のとおりです。

（１）市町村段階の考査指導対象受託機関数は、当方（農業者年金基金の考査担当）の体制を踏まえ、今期中期計画の８割程度とします。

（２）考査指導対象受託機関のエクセルファイルのセルに色が付いてますが、その内容は次のとおりです。

①水色のセル：今期中期計画期間に考査対象とならなかった、新規加入者の多い受託機関

②黄色のセル：今期中期計画期間で電話等による考査を行った受託機関

③赤色のセル：今期中期計画期間において考査指導を行った加入者の多い受託機関

（すべての都道府県において、３色すべてが使用されているものではありません。）

（３）「次期中期計画における考査指導の基本的な枠組み」の３の（３）の②に基づき要望を行う場合は、受託機関数を増やさず、当方が提示した受託機関と差し替えてください。その場合、どの受託機関と差し替えるかは、都道府県段階の受託機関の判断で行ってください。

（４）離島や地理的に離れすぎているなど、行程が組みにくいと考えられる場合は、（３）と同様に他の受託機関と差し替えることは可能です。

（５）１県１ＪＡなどの広域ＪＡにおいて、本店が年金業務を行っていない場合は、業務を行っている支店等に差し替えてください。その場合、どの支店等にするかは、都道府県段階の受託機関の判断で行ってください。

（６）当方職員の移動手段は、公共交通機関及び車（レンタカー）を使用する予定です。

（７）定例考査指導実施回数については、以下の表によることとし、その結果は２の表のとおりです。

（８）都道府県段階の受託機関への考査指導については、１回目の実施時に行うこととします。

考査対象受託機関数 （県・市町村段階含む）	10機関以下	11機関以上 20機関以下	21機関以上 30機関以下	31機関以上 40機関以下
定例考査指導実施回数	１回	２回	３回	４回

２　都道府県別考査指導の実施回数

考査指導実施回数	都　道　府　県　名
１回	東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、高知県、沖縄県
２回	青森県、群馬県、埼玉県、静岡県、兵庫県、和歌山県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県
３回	岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県、熊本県、鹿児島県
４回	新潟県
１０回	北海道

≪本件に関する問い合わせ先≫
農業者年金基金　考査
担当：丸山、九津見、横内、長沼
TEL：03-3502-3940
E-mail：kousa259@wm.nounen.go.jp

別添３－１

次期中期目標の決定等に向けた検討

令和４年

６月28日　基金から主務省へ「R3事業年度評価及び見込み評価」を提出

８月26日　主務省が「見直し内容等」を決定、独法制度評価委員会へ通知

９月～　主務省との調整（次期中期目標関係）

10月17日　独法制度評価委員会で、見直し内容等について議論

10月下旬～　**ブロック会議**

加入目標に関する「見直し内容等」における主務省の指摘を紹介し、後日、全国の目標値と都道府県への目標値配分を行う旨を説明

11月下旬　独法制度評価委員会で、見直し内容等への意見を議論

（次期目標策定に当たって留意すべき事項）

（主務省との調整が終了次第）

会議所及び全中との意見交換、調整（運動の目標）

令和５年

１月　中期目標の主務省事務局案を独法制度評価委員会に提出

１月下旬　**業務連絡協議会**

都道府県への目標値配分案について、意見交換、方針の決定

２月　中期目標の主務省案を独法制度評価委員会に提出

２月下旬　独法制度評価委員会で「中期目標案への意見」について議論

３月上旬　**担当者会議**

中期目標、中期計画等について説明

３月中下旬　次期運動の展開について全国団体との間で申し合わせ

別添３－２

令和４年１０月
企画調整室

次期中期目標期間（令和５年度～令和９年度）における加入推進について（案）

１　次期中期目標に向けての措置

（１）令和４年８月に、厚生労働省・農林水産省より公表された、次期中期目標策定に向けた「独立行政法人農業者年金基金の業務・組織全般の見直し」において、農業者年金の普及推進及び情報提供の充実について講じる措置が、以下のように明記されている。

・農業者年金制度の普及推進に当たっては、新規就農者など農業の将来を支える若い担い手の確保・育成に資するよう、若い農業者の加入に更なる拡大を目指して目標を設定し、取組を進める。

・また、農業経営の発展等に重要な役割を担う女性の活躍を後押しする観点から、女性農業者の加入推進目標を設定し、女性農業者に対する普及推進の取組を更に強化することとする。

・なお、農業者年金制度の普及推進においては、農業経営を支援する農業内外の関係団体等との連携強化など、一層工夫した加入推進を実施することが明記されている。

（２）このため、次期中期目標期間においては、若い農業者及び女性農業者の加入推進をより一層強化して取り組むことが必要となっている。

２　対応方向

若い農業者及び女性農業者の加入推進をより一層強化する旨が明確になるよう、以下の通り対応する。

（１）　運動のスローガン及び毎年度の新規加入者目標

◆スローガン

若い農業者・女性農業者等への周知徹底、加入者累計 15 万人早期達成強化運動

◆毎年度の新規加入者目標

引き続き、新規加入者数（①全体、②若い農業者、③女性農業者）を目標値として設定する。（＊数値については、今後、主務省との調整結果を踏まえて設定）

その上で、スローガンにある加入者累計 15 万人の早期達成に向けて①の達成も視野に入れつつ、中期目標達成に向けた目標値である②及び③の着実な達成を目指して取組を強化し対応する。

（２） 加入推進の重点対象

① 中高年の経営主の新規加入や既加入者等をきっかけとした、配属者や後継者、その他周囲の若い農業者や女性農業者への働きかけ

② 関係団体等と連携した新規加入者をはじめとした若い農業者が集う会合等（税理士会や商工会等農業外との連携を含め、以下同じ）での周知活動をきっかけとした若い農業者への働きかけ

③ 女性農業者関係団体等と連携した女性農業者が集う会合等での周知活動をきっかけとした女性農業者への働きかけ

④ 若い農業者への政策支援加入や保険料２万円未満加入者の政策支援加入への働きかけ

（３）加入推進特別研修会

加入推進特別研修会については、基本的には現行通りとし、当該研修において

① 基金からは、次期中期目標及びこれを踏まえた加入推進活動の概要について説明を行う。

② 県段階の業務受託機関からは、次期中期目標の趣旨を踏まえた当該県における若い農業者や女性農業者等の加入推進に向けた加入推進活動計画等について説明を行う。

（４）重点・特別重点都道府県の廃止と特別対策地域の設置・対応

現中期目標期間においては、都道府県間の加入推進目標の達成状況の格差の縮小を図るため、毎年度、前年度における新規加入者実績が目標に対して一定水準以下の都道府県を重点都道府県に、また、その中で目標の達成状況がさらに低調な都道府県を特別重点都道府県として指定し、特別活動を実施することとしてきた。

しかしながら、毎年度指定される県の顔ぶれはほぼ同じで、対応についても、新型コロナ感染拡大の影響があったものの、基本的に毎年度、５者協議等を通じて促すなど、同様な取組を繰り返す形で、十分効果的な対応だったとは言い難い。

このため、次期中期計画期間においては、毎年度、重点都道府県等を指定するのではなく、中期目標期間の初頭において、以下のような加入推進が遅れており、対応を強化すべき市町村を特別対策地域（モデル地域）として指定し、中期目標期間中において計画的かつ集中的に改善が図られるよう対応することとする。

① 若い農業者又は女性農業者の新規加入実績が、近年平均的に目標に対して低位であり、かつ、加入対象者の残数が多い市町村・JA 地域等の中から、都道府県段階の業務受託機関とも調整の上、数か所を特別対策地域（モデル地域）に指定する。

② 対象市町村・JA 地域毎に、当基金の担当役職員を決め、当該役職員は、全国農業会議所及び JA 全中の担当者、該当する県段階の業務受託機関の担当者、該当市町村・JA 地域の担当者を決めて、特別対策地域推進チームを設ける。

③ 特別対策地域推進チームは、現地打合せ等を通じて、当該中期目標期間中に成果が出るよう計画を作成して取組を推進し、毎年度取組結果を検証し、必要

な見直しを図りながら取り組みを推進する。

なお、検証の結果、必要に応じて、対象市町村・JA 地域の見直しを行うこともあり得る。

④　毎年度、担当者会議やブロック会議等の場において、担当県の業務受託機関から取組状況を報告してもらい意見交換を行う。

⑤　改善が見られ、他地域の模範となる市町村・JA 地域については、優良事例として紹介する。

2023/2/28

令和5年度　農業者年金講師派遣・戸別訪問同行一覧（案）

順番	市町村名	実施日	担当予定	地域計画対応予定	担当予定
1	芝山町	5月8日	積田	同日	髙岡・藤田
2	勝浦市	5月10日	積田		髙岡・藤田
3	四街道市	5月12日	積田		髙岡・藤田
4	東庄町	6月5日	積田	同日	髙岡・藤田
5	栄町	6月8日	積田	同日	髙岡・藤田
6	大網白里市	6月9日	積田	同日	髙岡・藤田
7	市原市	6/20.21	積田	同日	髙岡・藤田
8	香取市	7月4日	積田		髙岡・藤田
9	山武市	7月5日	積田		髙岡・藤田
10	横芝光町	7月13日	積田		髙岡・藤田
11	君津市	8月4日	積田		髙岡・藤田
12	船橋市	8月8日	積田		髙岡・藤田
13	成田市	8月9日	積田		髙岡・藤田
14	多古町	9月5日	積田		髙岡・藤田
15	八街市	9月6日	積田		髙岡・藤田
16	館山市	9月7日	積田	8月7日	髙岡・藤田
17	匝瑳市	9月8日	積田		髙岡・藤田
18	旭市	9月29日	積田		髙岡・藤田
19	銚子市	10月3日	積田		髙岡・藤田
20	東金市	10月5日	積田		髙岡・藤田
21	白井市	10月6日	積田		髙岡・藤田
22	袖ケ浦市	10月12日	積田		髙岡・藤田
23	印西市	10月13日	積田		髙岡・藤田
24	茂原市	10月17日	積田		髙岡・藤田
25	九十九里町	10月25日	積田		髙岡・藤田
26	八千代市	11月6日	積田		髙岡・藤田
27	富里市	11月7日	積田		髙岡・藤田
28	木更津市	11月8日	積田		髙岡・藤田
29	佐倉市	11月9日	積田	同日	髙岡・藤田
30	酒々井町	12月6日	積田		髙岡・藤田

4月26日【農業者年金新任向け研修会】
5月22日【担当者会議・研修会】
7月18日【システム研修会】
8月2日【加入推進部長等研修会】（JA共催）
8月23日【裁定請求及び給付関係研修会】（JA共催）

2023/2/28

令和4年度　農業者年金講師派遣･戸別訪問同行一覧

順番	市町村名	実施日	担当	最適化対応（同日＝〇）
1	長南町	4月8日	積田	
2	四街道市	4月12日	越川･積田	
3	芝山町	5月6日	積田	7月5日
4	鴨川市	5月10日	積田	
5	千葉市	5月31日	積田	8月9日
6	東庄町	6月6日	髙岡･積田	〇
7	館山市	6月7日	髙岡･積田	
8	栄町	6月9日	髙岡･積田	〇
9	我孫子市	6月10日	積田	
10	いすみ市	6月13日	積田	
11	市原市	6月20日	髙岡･積田	〇
12	市原市	6月24日	髙岡･積田	〇
13	山武市	7月5日	積田	
14	多古町	7月6日	髙岡･積田	〇
15	南房総市	7月7日	積田	
16	勝浦市	7月8日	髙岡･積田	〇
17	横芝光町	7月14日	髙岡･積田	
18	香取市	8月5日	積田	
19	野田市	8月8日	積田	
20	旭市	8月30日	髙岡･積田	別日検討
21	富津市	9月2日	積田	
22	御宿町	9月5日	積田	
23	君津市	9月7日	髙岡･積田	別日検討
24	富里市	9月8日	藤田･積田	〇
25	大網白里市	9月9日	髙岡･積田	〇
26	成田市	9月12日	積田	別日検討
27	成田市	9月21日	髙岡･積田	
28	印西市	9月21日	髙岡･積田	
29	銚子市	10月3日	積田	
30	東金市	10月5日	積田	
31	匝瑳市	10月6日	髙岡･積田	〇
32	柏市	10月7日	積田	
33	印西市	10月13日	積田	
34	茂原市	10月19日	髙岡･積田	〇
35	市原市	11月4日	積田	
36	鋸南町	11月7日	藤田･積田	
37	白井市	11月8日	髙岡･積田	〇
39	鎌ケ谷市	11月10日	積田	
40	松戸市	11月11日	藤田･積田	〇
41	九十九里町	11月24日	髙岡･積田	〇
42	一宮町	12月19日	藤田･積田	〇
43	佐倉市	1月6日	髙岡･積田	
44	香取市	1月25日	髙岡･藤田	
45	袖ケ浦市	2月13日	積田	〇
46	成田市	2月27日	積田	